



平成29年度 老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）

地域における成年後見制度の利用に関する 相談機関やネットワーク構築等の 体制整備に関する調査研究

報 告 書



平成30年（2018）3月

公益社団法人 日本社会福祉士会
成年後見制度利用促進体制整備委員会

目 次

はじめに

第1章 事業概要

- 1 事業目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 事業内容・事業実施方法・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 実態調査の実施(3種類)
 - (2) 「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」の作成
 - (3) 成年後見制度利用促進フォーラムの開催
 - (4) 事業実施報告書の作成
- 3 推進体制、事業実施期間・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (1) 委員名簿
 - (2) 委員会及びワーキングでの検討経過(協議事項)

第2章 実態調査(3種類)

- 1 事業目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 事業内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (1) フォーカスグループインタビュー調査
 - (2) ヒアリング調査
 - (3) 自治体調査(都道府県、市町村)
 - (4) まとめに代えて ～各種調査からの示唆～

第3章 地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き

- 1 事業目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99
- 2 事業内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99

第4章 成年後見制度利用促進フォーラム

- 1 事業目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103
- 2 事業内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103

おわりに

委員名簿

は じ め に

平成 28 年 5 月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」において、市町村は「成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）」を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、中核となる機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めることとされている。

公益社団法人日本社会福祉士会成年後見制度利用促進体制整備委員会では、平成 29 年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）として、「地域における成年後見制度の利用に関する相談機関やネットワーク構築等の体制整備に関する調査研究事業」を実施した。

本調査研究事業では、中核機関の立ち上げや成年後見制度利用促進策の強化が必要な場面に関する 3 種類の調査（フォーカスグループインタビュー調査、ヒアリング調査、自治体調査）を行った。その上で、調査結果を踏まえて、これから成年後見制度利用促進に向けた体制整備を進める市町村ならびに関係者が取り組みを開始できるよう技術的な支援を行うことを目的に、「成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」（以下「手引き」）の開発ならびに、「成年後見制度利用促進フォーラム」を実施している。

「手引き」では、成年後見制度利用促進に向けた体制整備を中心となって推進する主体となる中核機関の設置に重点をおき、中核機関を設置・運営しはじめることで、地域の関係機関が連携し協働する「地域連携ネットワーク」が動きはじめ、その地域内の権利擁護・成年後見に関する課題に対応する取り組みを支援する内容となっている。

本報告書では、3 種類の調査結果概要をとりまとめて紹介するとともに、調査結果からの分析事項についてもとりまとめた。また、「手引き」、「成年後見制度利用促進フォーラム」の概要を報告する。なお「手引き」は、本報告書の別冊と位置づけている。

地域において、どのような権利擁護・成年後見に関する課題があり、どのような体制を整備していくのか、本調査研究が、関係者が認識を共有し、連携ネットワークを構築して取り組みを進める際の一助となることを願っている。

公益社団法人 日本社会福祉士会

成年後見制度利用促進体制整備委員会 委員長 新井 誠

第 1 章

事 業 概 要

第1章 事業概要

1 事業目的

成年後見制度利用促進法（平成28年5月）を受け設置・開催された成年後見利用促進委員会において、「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る」旨の指摘がなされている。

成年後見制度利用促進基本計画の実施を踏まえ、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図ると共に、成年後見制度利用促進策の強化のため、利用者に身近な地域単位である市町村における中核的な相談支援機関（社会福祉協議会や地域包括支援センター、成年後見支援センターなど）において、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ間なく一体的に確保していくことが求められている。

本事業は、規模や状況の異なる市町村にとって参考となるよう、支援の各場面やネットワークの構築について、規模や運営主体、特徴的な支援機能が異なる先進事例の調査を通じて中核機関の役割・支援機能および体制整備のために必要な要素と過程を整理することを目的とした。

その上で、今後各地域において成年後見制度利用促進に向けた体制整備を推進していくため、市町村や権利擁護支援の地域連携ネットワークに参画する者等が連携して中核機関の立ち上げや地域連携ネットワークの構築等体制整備を進める際の考え方・手順や留意すべき点をまとめた「成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」を作成し、先進的な取組事例等をする「成年後見制度利用促進フォーラム」を実施した。

2 事業内容・事業実施方法

（1）実態調査の実施（3種類）

成年後見制度利用促進にむけた体制整備の実際と具体的な支援機能・仕組みを把握するため、自治体や成年後見センター等に対して以下の3種類の調査を実施した。なお、調査の詳細と調査結果については、第2章に詳述している。

①中核機関の立ち上げに関するフォーカスグループインタビュー調査

中核機関の立ち上げに必要な点や課題、支援機能等、手引きに反映する論点につ

いて、先進的に活動を展開している成年後見センター等（4機関）に対し、フォーカスグループインタビューを実施した。

②成年後見支援センター等に対するヒアリング調査

内閣府成年後見制度利用促進委員会における資料「成年後見制度（補助、保佐、後見、任意後見）利用促進策の強化が必要な場面及び解決すべき課題」に提示された場面1～7の分類を参考に、成年後見支援センター等11機関に対し、場面毎における支援に関するヒアリング調査を実施した。

③「平成29年度成年後見制度利用促進のための相談機関や地域ネットワークの構築などの体制整備事業」に関する調査

平成29年度「成年後見制度利用促進のための相談機関や地域ネットワークの構築などの体制整備」事業実施3県と当該県内3市に対し、権利擁護・成年後見制度利用促進に向けた体制整備における自治体の取組状況や推進上の課題等について、ヒアリング調査を実施した。

（2）「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」の作成

（1）の調査結果を踏まえ、主にこれから権利擁護・成年後見制度利用促進のための体制整備を推進する市町村ならびに地域連携ネットワーク関係者に向けて、中核機関の立ち上げ、支援機能の整備、地域連携ネットワークの構築等において考え方や流れ、参考事例等を整理した「成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」を作成し、自治体、家庭裁判所、関係機関等への周知を行った。

「手引き」の目次や主な内容等概要は、本報告書の第3章にまとめている。

（3）成年後見制度利用促進フォーラムの開催

3種類の調査結果、「手引き」の開発内容を踏まえ、支援の各段階で求められる支援機能について、自治体や関係機関の取り組みを共有するとともに、これから全国各地で成年後見制度の利用が必要な人を支える支援のあり方や体制整備を考え、地域連携ネットワークを構築していくため、2018年3月7日、全国社会福祉協議会灘尾ホールにて、「成年後見制度利用促進フォーラム～相談機関や地域連携ネットワーク構築等の体制整備に向けて～」を開催し、自治体、家庭裁判所、専門職、関係機関等約500名が参加した。

「フォーラム」のプログラム等詳細は、本報告書の第4章にまとめている。

(4) 事業実施報告書の作成

本調査研究事業における(1)～(3)の事業実施内容、調査結果まとめならびに委員会における検討経過等についてまとめた事業実施報告書(本書)を作成した。

厚生労働省 平成29年度老人保健健康増進等事業 【テーマ番号89】
地域における成年後見制度の利用に関する相談機関や
ネットワーク構築等の体制整備に関する調査研究事業 <概要>

【事業目的】

- ・成年後見制度利用促進策の強化のため、支援の各場面やネットワークの構築について、支援機能の担い方・手法を整理する。
- ・権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置等に携わる者、その他地域連携ネットワークに参画する者等が、地域における権利擁護支援のための体制づくりを進めるにあたっての指針や手引きの作成を行う。

【事業内容】

1 成年後見制度利用促進策の強化が必要な場面に関する実態調査

(1) 成年後見支援センター等に対する支援場面毎の調査(ヒアリング調査、11機関)

(2) 平成29年度「成年後見制度利用促進のための相談機関や地域ネットワークの構築などの体制整備」事業実施自治体へのヒアリング調査(3都道府県)

(3) 中核機関の立ち上げに関するフォーカスグループインタビュー調査(4機関)

2 手引きの開発

権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築および中核機関の設置等に関して、成年後見制度利用促進策の強化が必要な場面別に、標準的な支援機能を示すとともに、地域連携ネットワークの構築を行う際、支援機能を具体的に展開するための指針となる手引きを開発する。

3 フォーラムの開催

市区町村担当者等を対象に、成年後見制度利用促進と本研究にて開発した手引きを広報・周知し、各地での中核機関の立ち上げ・支援機能の展開を推進する。
(2018年3月7日東京にて開催)

4 報告書のとりまとめ

1～3の結果を報告書にとりまとめ、ウェブサイト上に掲載する。

【事業実施体制】

本委員会の設置(4回)

ワーキンググループの設置(8回)

3 推進体制、事業実施期間

(1) 委員名簿

本調査研究事業を推進するための委員会（成年後見制度利用促進体制整備委員会）を設置した。なお、委員会は、本委員会と、調査の実施・手引き作成を進めるワーキング・グループ委員会を設置した。

【本委員会 構成メンバー】

氏 名	所属・団体
新井 誠	中央大学 法学部 教授 一般社団法人 成年後見法学会 理事長 <委員長>
五十嵐 禎人	医師(千葉大学社会精神保健教育研究センター)
池田 恵利子	公益社団法人 日本社会福祉士会 参事(成年後見制度利用促進特命担当)
植村 豊	北海道 保健福祉部 福祉局 障がい者保健福祉課 課長
小原 秀和	一般社団法人 日本介護支援専門員協会 副会長
鹿嶋 隆志	公益社団法人 日本社会福祉士会 理事
高橋 良太	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部 部長
土肥 尚子	日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター 委員
長谷川 和世	公益社団法人 認知症の人と家族の会 理事
星野 美子	公益社団法人 日本社会福祉士会 理事
矢澤 秀樹	社会福祉法人 伊那市社会福祉協議会 上伊那成年後見センター 所長
矢頭 範之	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 理事長
山崎 智美	公益社団法人 日本社会福祉士会 副会長、権利擁護センターばあとなあ運営協議会 委員長
山本 繁樹	社会福祉法人 立川市社会福祉協議会 地域あんしんセンターたちかわ

【ワーキング・グループ委員会 構成メンバー】

氏 名	所属・団体
山口 光治	淑徳大学 副学長・総合福祉学部社会福祉学科 教授 <委員長>
安藤 亨	豊田市福祉部福祉総合相談課 地域福祉担当主査
井上 雅哉	社会福祉法人 鯉ヶ沢町社会福祉協議会 事務局次長
鹿嶋 隆志	公益社団法人 日本社会福祉士会 理事
齋藤 敏靖	公益社団法人日本精神保健福祉士協会クローバー運営委員会 副委員長
田邊 寿	社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会 地域福祉部 部長
土肥 尚子	日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター 委員
西川 浩之	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 専務理事
星野 美子	公益社団法人日本社会福祉士会 理事
矢澤 秀樹	社会福祉法人 伊那市社会福祉協議会 上伊那成年後見センター 所長

【オブザーバー】

所属・団体
厚生労働省 老健局 総務課 認知症施策推進室
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室
厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
内閣府 成年後見制度利用促進担当室
法務省 民事局
最高裁判所 事務総局 家庭局

（２）委員会及びワーキングでの検討経過（協議事項）

平成 29 年 8 月より平成 30 年 3 月までの期間、本調査研究事業を推進するための委員会（成年後見制度利用促進体制整備委員会）について、本委員会 4 回、ワーキング・グループ委員会 8 回を開催した（うち初回は合同委員会として開催した）。主な議事は表のとおりである。

【本委員会】

回	日 時	主な協議事項
1	平成 29 年 8 月 2 日	○本調査研究事業の概要について ○成年後見制度利用促進に向けた体制整備に向けて（協議） ○調査について
2	平成 29 年 11 月 1 日	○成年後見制度利用促進に向けた体制整備に向けて （１）手引きの構成（案）について （２）手引きの内容（案）について ○都道府県・自治体調査について ○フォーラムについて
3	平成 30 年 1 月 15 日	○成年後見制度利用促進に向けた体制整備に向けて ・「手引き」案について ○フォーラムについて ○報告書について
4	平成 30 年 3 月 12 日	○「成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」案について ○報告書について

※第 1 回はワーキング・グループ委員会との合同委員会として開催。

※会場はすべて主婦会館プラザエフ会議室（東京都新宿区）にて開催。

【ワーキング・グループ委員会】

回	日 時	主な協議事項
1	平成 29 年 8 月 2 日	○本調査研究事業の概要について ○成年後見制度利用促進に向けた体制整備に向けて（協議） ○調査について
2	平成 29 年 8 月 29 日	○「手引き」の枠組みについて ○調査について ・フォーカスグループインタビューについて ・ヒアリングについて ・アンケート調査について ○今後の検討スケジュールについて
3	平成 29 年 10 月 7 日	○調査について ・フォーカスグループインタビューについて ・ヒアリングについて ・自治体調査（案）について ○「手引き」構成（案）について ○フォーラム企画（案）について
4	平成 29 年 11 月 28 日	○調査について ・ヒアリングについて ・自治体調査について ○「手引き」について（各章に含めるべき内容について） ○フォーラム企画（案）について
5	平成 29 年 12 月 27 日	○調査について ・自治体調査について ○「手引き」（案）について（構成、各章に含める内容等） ○フォーラム企画（案）について
6	平成 30 年 1 月 6 日	○「手引き」（案）について（構成、各章に含める内容等） ○フォーラムについて（広報案） ○報告書について（章立て案、配布計画案等）
7	平成 30 年 2 月 6 日	○「手引き」（案）について（各章の記述内容案、名称等） ○報告書について
8	平成 30 年 2 月 27 日	○「手引き」（案）について（各章の記述内容案検討） ○フォーラムについて（当日運営について） ○報告書について

※第 1 回はワーキング・グループ委員会との合同委員会として開催。

※会場は、第 1 回、第 6 回は主婦会館プラザエフ会議室（東京都新宿区）、第 2 回、第 3 回、第 4 回、第 5 回、第 7 回、第 8 回は日本社会福祉士会会議室（東京都新宿区）にて開催。

第 2 章

実 態 調 査（3種類）

第2章 実態調査（3種類）

1 事業目的

成年後見制度利用促進にむけた体制整備の実際と具体的な支援機能・仕組みを把握するため、自治体や成年後見センター等に対して以下の3種類の調査を実施した。

（1）フォーカスグループインタビュー調査

中核機関の立ち上げに必要な点や課題、支援機能等、手引きに反映する論点について、先進的に活動を展開している成年後見センター等（4機関）に対し、フォーカスグループインタビューを実施した。

（2）ヒアリング調査

内閣府成年後見制度利用促進委員会における資料「成年後見制度（補助、保佐、後見、任意後見）利用促進策の強化が必要な場面及び解決すべき課題」に提示された場面1～7の分類を参考に、成年後見支援センター等11機関に対し、場面毎における支援に関するヒアリング調査を実施した。

（3）自治体調査

平成29年度「成年後見制度利用促進のための相談機関や地域ネットワークの構築などの体制整備」事業実施3県と当該県内3市に対し、権利擁護・成年後見制度利用促進に向けた体制整備における自治体の取組状況や推進上の課題等について、ヒアリング調査を実施した。

2 事業内容

3つの実態調査に関する調査名、実施機関、実施目的、実施対象機関は以下の表のとおりである。なお、「手引き」において参考として記載している事例は、各種調査をもとに記載しているものである。

	実態調査名	実施期間	実施目的	実施対象
(1)	フォーカス・グループ・インタビュー調査	平成 29 年 9 月	中核機関の立ち上げに必要な点や課題等、手引きに反映する内容について聞き取り、手引き作成のための基礎資料を得る。	既に先進的に活動している成年後見センター等の担当者(4 機関) ・佐渡成年後見センター(新潟県佐渡市) ・品川成年後見センター(東京都品川区) ・東濃成年後見センター(岐阜県多治見市他) ・大阪市成年後見支援センター(大阪府大阪市)
(2)	ヒアリング調査	平成 29 年 10 月～12 月	成年後見センター等設立の経緯、支援における工夫や課題等を聞き取り、手引き作成のための基礎資料を得る。	既に先進的に活動している成年後見センター等の担当者(11 機関) ※東濃成年後見センターは、上記(1)の調査対象と重複。 ・釧路市権利擁護成年後見センター(北海道釧路市) ・山形市成年後見センター(山形県山形市) ・いわき市権利擁護・成年後見センター(福島県いわき市) ・地域あんしんセンターたちかわ(東京都立川市) ・上伊那成年後見センター(長野県伊那市他) ・北信圏域権利擁護センター(長野県中野市他) ・尾張東部成年後見センター(愛知県瀬戸市他) ・知多地域成年後見センター(愛知県大府市他) ・東濃成年後見センター(岐阜県多治見市他) ・伊賀地域福祉後見サポートセンター(三重県伊賀市他) ・坂出市成年後見センター(香川県坂出市)
(3)	自治体調査	平成 29 年 11 月～12 月	自治体の成年後見制度の利用促進体制の整備にかかる現状と課題を把握し、手引き作成のための基礎資料を得る。	現在、各自治体で成年後見制度の利用促進体制の整備を進めている都道府県、市町村(3 都道府県、3 市) ・埼玉県、志木市 ・静岡県、藤枝市 ・沖縄県、沖縄市

(1) フォーカスグループインタビュー調査

■日 時：2017年9月29日（水）10:30～15:00

■会 場：日本社会福祉士会 会議室

■調査対象機関・報告者

	調査対象機関名	都道府県	出席者	運営団体類型
1	佐渡市社会福祉協議会 成年後見センター	新潟県	弁護士 水島 俊彦氏 福祉課 須藤 信宏氏	社会福祉協議会
2	品川成年後見センター	東京都	第一係長 小佐波 幹雄氏 第二係長 桑谷 宏二氏 主任 阿部 裕子 氏	社会福祉協議会
3	東濃成年後見センター	岐阜県	事務局長 山田 隆司氏	NPO 法人
4	大阪市成年後見支援センター	大阪府	所長 伊関 玉恵氏	社会福祉協議会

■出席者、参加者等

進行 山口委員長

委員 安藤委員、井上委員、齋藤委員、土肥委員、西川委員、星野委員、矢澤委員

※進行補助 午前：星野委員、午後：矢澤委員

オブザーバー 厚生労働省（社会・援護局）、内閣府、最高裁判所

記録 （一財）日本総合研究所 白紙、田口

進行管理 事務局 荒木

■配布資料

- ・フォーカスグループインタビュー調査 インタビューガイド
- ・調査対象支援組織の役割・昨日の概要（170929 時点）
- ・フォーカスグループインタビュー調査 センター提供資料 別冊1（佐渡）
- ・フォーカスグループインタビュー調査 センター提供資料 別冊2（品川、東濃、大阪）

■進行

※開会ののち、参加者紹介（事務局）、主催者挨拶、主旨説明（星野委員）

時 間	内 容	備 考
10:30～11:40（70分） ・報告 10分×4団体 ・質疑 30分	1 各センターの概要（事業、組織等） 立ち上げの背景・経緯	
11:40～12:00（20分） ・報告 10分 ・質疑 10分	2 場面ごとの支援機能について （1）ニーズ調査、地域アセスメント （報告：佐渡市社会福祉協議会 成年後見センター）	
12:00～13:00	（昼食休憩）	
13:00～14:00（60分） （報告10分＋協議10分 ×3場面）	2 場面ごとの支援機能について （2）広報・制度周知 （報告：品川成年後見センター） （3）相談・マッチング、 地域連携ネットワーク （報告：東濃成年後見センター） （4）受任後の支援 （報告：大阪市成年後見支援センター）	
14:00～14:40（40分） （各20分）	3 全体を通じて （1）自治体との関係、課題と対応 （2）今後体制整備を開始する自治体に向けたコメント、 「手引き」作成に向けたコメント	※委員・オブザーバーより
14:40～15:00（20分）	4 質疑応答	
15:00	終了	

◎主催者挨拶

星野委員（日本社会福祉士会理事）より、本事業および本調査の趣旨説明、調査対象機関への調査協力のお礼等が述べられた。

◎事務連絡

事務局より、当日の進行、本日の調査の録音および撮影の許可、調査結果の公表方法等が説明された。調査対象機関から、録音および撮影の許可が得られた。

◎インタビュー

① 各センターの概要（事業、組織等）、立ち上げの背景・経緯

各センターから、事前に回答、提出いただいたフェイスシート、各センター提供資料にもとづいて、各センターの概要（事業、組織等）、立ち上げの背景・経緯等の説明がなされた。

② 場面ごとの支援機能について

1) ニーズ調査、地域アセスメント（報告：佐渡市社会福祉協議会成年後見センター）

佐渡市社会福祉協議会成年後見センター（協力：当時、法テラス佐渡で勤務していた法テラス八戸法律事務所水島俊彦弁護士）から、センター設立に至る経緯とともに、成年後見制度利用に関するニーズ・受け皿調査の実施ポイント、結果の活用方法等の説明がなされた。

〔成年後見人等のニーズ・受け皿調査実施および結果の活用ポイント〕

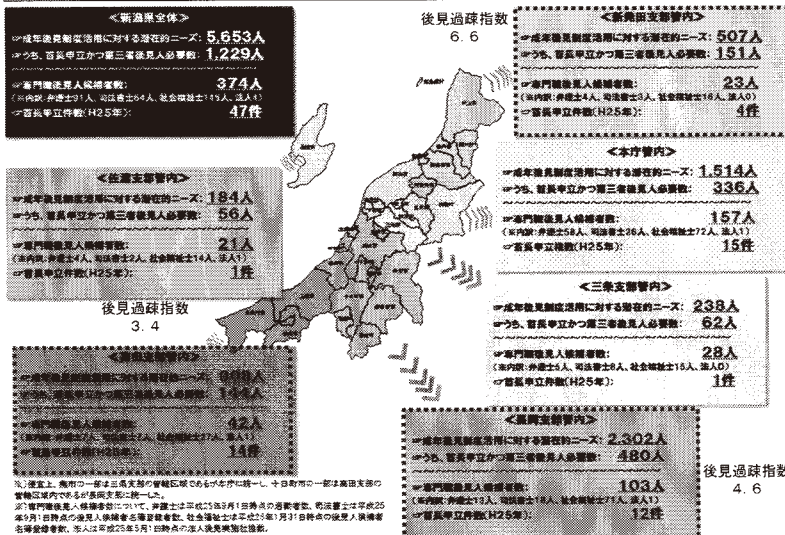
- 調査対象：佐渡市内の行政、包括その他事業所、施設、医療機関等・・・ニーズ調査
弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職・・・受け皿調査
- 地域課題（佐渡市内における後見利用ニーズに対する受け皿不足）が顕在化し、解決に向けた提案（法人後見（センター）の設立、成年後見制度利用支援事業の拡充、市民後見人の養成等）につなげた。
- 地域内の成年後見制度利用のニーズを「要支援者」という類型でとらえつつ、首長申立必要数、第三者後見人必要数を絞り込み、かつ、地域内の第三者後見人の受け皿となる専門職に対し、登録者数、受任可能件数等を調査した（下図参照）。
- 行政や市民に対し、制度利用の検討が必要な人のボリュームと低調な首長申立状況を提示し、他方で受け皿が枯渇しつつあることをアピール。危機感を持つきっかけとした。
- 市に位置付けられた母体にもプロジェクト会議を設置し、市に対して報告書を提出した。（佐渡市地域自立支援協議会精神障害部会に成年後見制度プロジェクト会議が立ち上がり、佐渡市に対して「成年後見センターの早期実施等」を求める報告書を提出した。）
- ニーズ調査を実施したのは現場で危機感を持った専門職らが結成した第三者後見人拡充プロジェクトチーム（PT）だったが、市に位置づけられた母体から報告書を提出したことで、説得力が増した。

○調査結果やPT活

動を積極的に広報（マスメディアに協力依頼）。→調査手法やセンター設立のプロセス、その考え方が、市内だけではなく、他自治体（新潟県、静岡県、青森県など）にも波及した。

新潟県社会福祉協議会作成 成年後見制度に関する実態把握調査結果（H25.11）参照

※本調査における「潜在的ニーズ」とは、「判断能力が不十分で、かつ、一定類型（※）に該当することにより、現に生活に支障が生じている人＝要支援者」を指す。「要支援者」に対しては、成年後見制度を含めた何らかの後見の支援が必要とされている。 ※例 虐待被害、消費者被害、借金・滞納、契約手続不可等



2) 広報・制度周知（報告：品川成年後見センター）

品川成年後見センターからは、制度の普及啓発、利用促進に向けて、多様な対象（住民向け、支援者向け）に対して、多様な機会を活用した広報・制度周知の取組が説明された。

〔品川成年後見センターにおける広報・制度周知におけるポイント〕

- 広報・制度周知の対象、機会：HP、区の広報紙、成年後見制度説明会、
認知症シンポジウム、認知症サポーター養成講座、
介護保険の申請時、認定調査時など
- 成年後見制度を普及させる仕組みづくり：
 - ・一番困っている人は誰かをイメージする＝「支援者」
「支援者」とは：ケアネ、ヘルパー事業所、病院、施設の相談員、民生委員、金融機関など
 - ・毎月開催される地域ケア会議の機会に、支援者に対して以下のような内容を説明。
 - －成年後見制度の活用によって何がどう変わるのか、自分たちの仕事がどう変わるのか。
 - －どのようなタイミングで成年後見制度を利用するか。
 - ・事業所内で成功体験を共有してもらう。

また、他の出席センターからも、多様な取組が紹介された。

○権利擁護支援が必要な人や家族向け：

- ・知的障害者の家族会や施設に対する、親亡き後を想定した成年後見制度の説明。（佐渡市社会福祉協議会成年後見センター、東濃成年後見センター、大阪市成年後見支援センター）

○住民向け：

- ・成年後見制度に関するリーフレットの作成、配布。（大阪市成年後見支援センター）
- ・地元の社協と共同で、日常生活自立支援事業と成年後見制度に関するパンフレットの作成、配布。（東濃成年後見センター）
- ・権利擁護シンポジウムの開催。（東濃成年後見センター、大阪市成年後見支援センター）

○支援者向け：

- ・地域の相談機関と連携しながら、申立て支援を行っている。（東濃成年後見センター、大阪市成年後見支援センター）
- ・年1回、相談員のための申立て支援をテーマとした研修会の開催、相談員のための申立て支援ハンドブックの作成、配布。（大阪市成年後見支援センター）

- ・成年後見制度利用の必要性を検討する場として、ケース会議を利用。ケース会議をより円滑化するための共通フォーマットの作成、ファシリテーション研修なども実施（佐渡市社会福祉協議会成年後見センター）

○その他（対象者を広く意識）：

- ・新聞などのマスコミを活用し、ニーズ調査の結果や説明会開催の動きにとどまらず、次の展開を伝えている。記事をみた住民が自分に何ができるかを考え、市民後見人養成講座に参加する人もいる。（佐渡市社会福祉協議会成年後見センター）

4 センターは共通して、実務経験を通じて成年後見制度を理解し、支援者としての力をつけていくことや、組織としてそのノウハウを蓄積していくことの重要性を強調していた。会場も含め、必要な制度をつなげる人を育成する重要性が確認された。

3) 相談・マッチング、地域連携ネットワーク（報告：東濃成年後見センター）

i 相談・マッチング

東濃成年後見センターからは、確実に物事を進め、権利侵害を避けることを基本姿勢として相談受理、申立て支援を行っている取組が説明された。また「成年後見制度利用促進計画（内閣府）」に記載されている、家庭裁判所以外の機関がマッチングを行うことへの不安が指摘された。

〔東濃成年後見センターにおける相談・マッチングにおけるポイント〕

○相談受理時の対応：

- ・最初は、生活課題に幅広く対応できるよう、地域の相談機関（地域包括支援センターや障害者相談支援事業所）に相談に行くように勧める。
- ・成年後見の申立てが必要となった場合は、確実に物事進めるために、同時に本人や親族が自分たちで申し立てるといいながら途中で挫折することを避けるために、弁護士や司法書士に依頼するように勧める。
- ・本人や親族が自分たちで申し立てる意思が強い場合は、相談にのったり助言したりする。
- ・市長申立ての必要性が感じられる場合、市につなぐ。

○マッチング：

- ・申立ての際の類型の検討に当たっては、状態に応じた支援がなされることや権利侵害になることを避けるために、成年後見制度以外の手段が活用できないか、成年後見制度を利用する場合でもより軽い類型でいけないかという視点で検討する。
- ・受任者調整はしたことがない。本人の財産搾取を目的とした悪質な事例の場合、情報提供をしたことは何件もある。
- ・候補者を検討するのは家裁の役割と考えてきたので、候補者推薦人の欄を未記入で申立てる（市長申立ての事例を除く）。その際も、福祉的な支援が必要と考えたり、受任者が見つからない場合、東濃成年後見センターが受任できる意向があることを申し添えている。
- ・「成年後見制度利用促進計画（内閣府）」に記載されている社会福祉法人による法人後見については、障害者の入所施設が別の事業所を設立して入所者の年金を搾取している事例もある。そのようなことを考えると、家裁以外の機関がマッチングを行うことに不安もおぼえる。

他の出席センターからは、各センターのマッチングの取組が紹介された。

○佐渡市社会福祉協議会成年後見センター：

- ・受任調整会議（市主催）：家裁や専門職後見人から市民後見人の推薦・リレー依頼がなされた事例
- ・運営委員会（市社協主催）：家裁や専門職後見人から法人後見で受任・リレーすることを打診された事例

○品川成年後見センター：

- ・当センター独自の取組として、代理申立て基準を制定する。申立者が高齢だったり、親族が遠方にいる・病弱な場合など、代理契約を締結し、申立てを行う（無料）。
- ・マッチングの流れ
- －ケース会議（月２回）：権利擁護支援の必要性の検討、本人・親族に関する情報収集など。
- －方針検討会議：後見申立てが必要な事例の場合の、区長申立ての必要性の有無、候補者等の検討。

○大阪市成年後見支援センター：

- ・受任調整会議：家裁から市民後見人の推薦依頼がなされた事例
- ・地域包括支援センター、障がい者相談支援センター：申立者が高齢の場合や親族が遠方にいる場合など、支援を依頼。
- ・権利擁護相談（弁護士、社会福祉士などに相談）の活用：課題整理において助言が必要な事例、身寄りがいないが成年後見制度後見の利用が適切な事例など。

ii 地域連携ネットワーク

東濃成年後見センターからは、センター設立時からゆるやかなネットワークがあり、事例の支援を通じてネットワークが形成されたことなどが紹介された、また、本人が納得しないまま、周囲の意向で（特に保佐、補助の）申立てがされた事例では、保佐人、補助人受任後に、本人ともめる事例が多いことの問題点も指摘された。

他の出席センターからも、各センターが構築しているネットワークの概要が紹介された。

○佐渡市社会福祉協議会成年後見センター：

- ・法テラス佐渡法律事務所設置後、福祉と司法との日常的なつながりができた。
※平成 18 年、佐渡市役所佐和田行政サービスセンター内（2 階）に、法テラス佐渡が開所。
同庁舎内には、市役所窓口、社協、地域包括支援センター、消費生活センター等があり、法テラス佐渡には行政、福祉機関の職員から、高齢者虐待や消費者被害、病院費用未納、家族全員が知的障害者である家庭のごみ屋敷問題などの相談も日常的に寄せられるようになった。

○品川成年後見センター：

- ・区が主導し、在宅介護支援センターを中心とした地域ケア会議の開催。また権利擁護の必要性を諮るためのケース会議の開催により、地域連携ネットワークがつくられていった。

○大阪市成年後見支援センター：

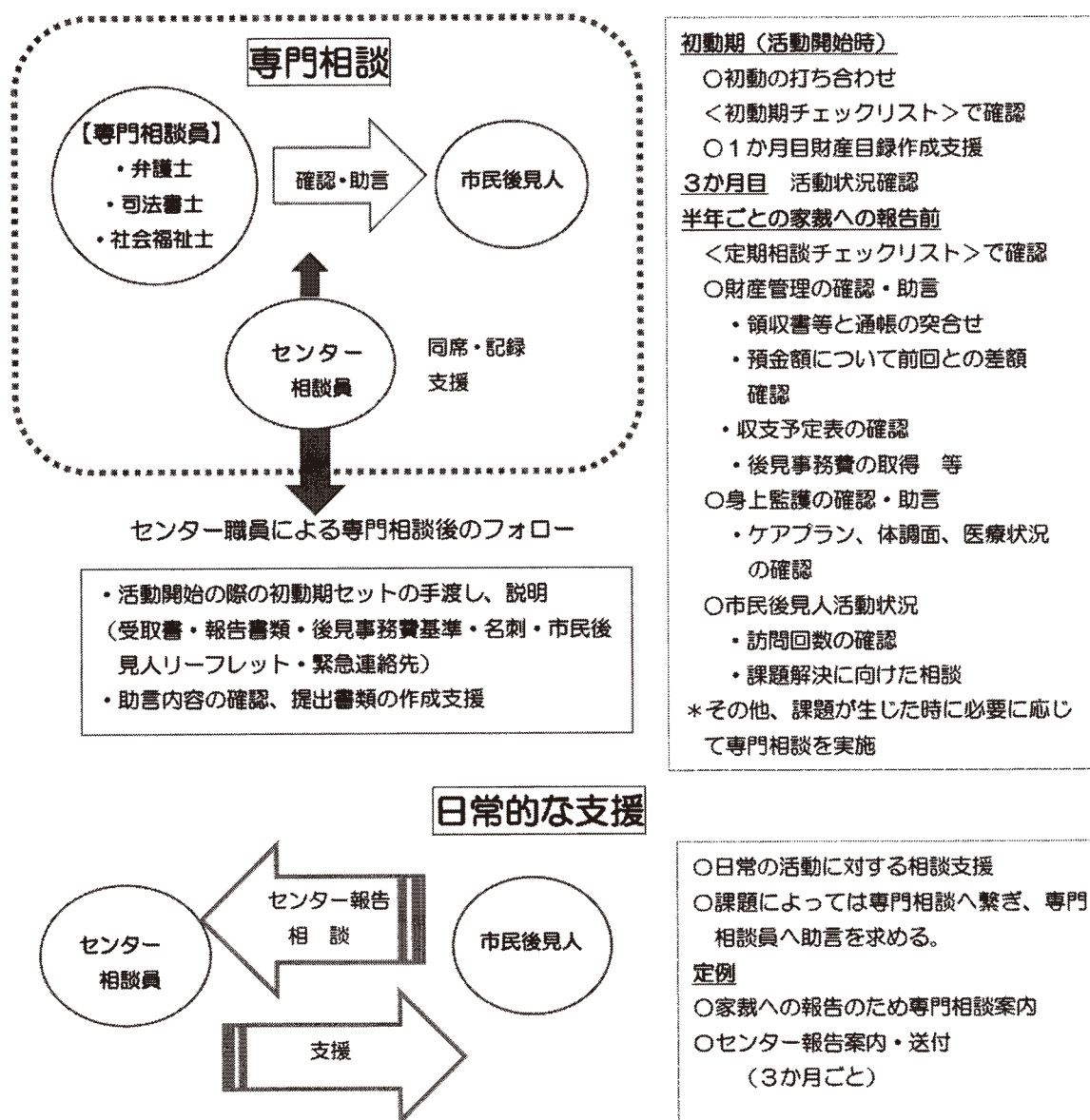
- ・高齢者の医療介護ネットワーク、障害者の自立支援ネットワークは独自に構築されている。
- ・センター設立時から、専門職に関わってもらっている。地域包括支援センターや障がい者相談支援センターが専門職に相談したい場合、権利擁護相談を利用できる仕組みも整えている。
- ・権利擁護支援を必要な人を地域のなかで発見・つなぐネットワークの構築は、今度の課題。

4) 受任後の支援（報告：大阪市成年後見支援センター）

大阪市成年後見支援センターからは、平成19年度から養成を開始した市民後見人（第10期まで終了）に対する活動支援を専門職による専門相談を活用して初動期、定期、随時行っていることや、市民後見人活動マニュアルや定期報告時のチェックリストの作成など、市民後見人の活動をバックアップする取組が紹介された。

大阪市成年後見支援センターの市民後見人への相談支援体制

市民後見人受任後の活動は、専門相談と日常的な支援で支えています。専門相談員は養成、受任調整に関わる専門職が担っています。



- *相談員で事務担当制とし、家裁への報告時期、センター報告時期の管理
- *相談内容は相談記録システムに入力し、職員間で情報を共有
- *本人危篤時など、緊急時24時間連絡がとれる体制

出典：大阪市社会福祉協議会、大阪市成年後見センター提供資料。

他の出席センターからも、各センターが取り組んでいる受任後の支援内容が紹介された。

○佐渡市社会福祉協議会成年後見センター：

- ・大阪の養成・支援システムを参考に、佐渡の地域性に合うようにアレンジした取組を行った。結果として、市民後見人の単独選任が十数件実現しており、法人後見、専門職後見に並ぶ重要な成年後見人の受け皿として機能している。家裁からの評判も良い。
- ・特に以下の取組は、市民後見人の活動を発展させるために意識的に行う必要がある。
 - －市民後見人に対する①センターによる随時相談および②専門職による定期相談の組み合わせ（必ず定期的に第三者のチェックが入るシステムを構築）
 - －危機介入的アプローチが不要となったケースについて、専門職後見人から市民後見人への円滑な引き継ぎ（リレー方式）を増加させることによる、市民後見人の活動機会の確保と限られた専門職リソースの最大化

○品川成年後見センター：

- ・平成 25 年度から、センター主催の市民後見人養成講座を開催（区からの要請）。
- ・東大や東京都の養成講座修了者と、センター主催の養成講座修了者を含め、現在、5 つの市民後見人の NPO 法人等がある。

また、親族後見人に対する支援としては、4 センターに共通して以下の説明がなされた。

- ・現在は特に意識した取組は行っていないが、随時相談に応じる体制を整えていること
- ・年に数件は、定期的な相談に応じていること

3) 全体を通じて

- i 自治体との関係、課題と対応
 - ii 今後体制整備を開始する自治体に向けたコメント、「手引き」作成に向けたコメント
- i、ii を通じて、各センターからコメントが寄せられた。

○佐渡市社会福祉協議会成年後見センター：

- ・最初に現場の支援者や専門職が集まって自由な雰囲気の中での話し合いの場をつくり、それから正式な場に展開していくことが重要。
- ・佐渡の場合、成年後見案件を多く受任していた弁護士が推進力になって引っ張り、周囲を巻き込んでいった。地域におけるキーパーソンを見つけ出し、周囲も協力していくことが重要。
- ・社協で法人後見を行う場合、最低でも 300 万円の自主財源の用意は必要だと思う。

○東濃成年後見センター：

- ・支援者側の論理で話を進めるのではなく、制度利用者本人の権利擁護のための支援であることを強く認識して取組を進めることが重要。

○大阪市成年後見支援センター：

- ・大阪市では専門職の支援があり、市が市民後見人、支援者のためのバックアップ体制を整えている。センターの設立、運営には、きめ細やかな支援体制と人員配置が必要。

4) 質疑応答

最後に、各センターが会場からの質問に回答した。

●基礎自治体や地域から県に対して、どのように働きかけたのか。

○佐渡市社会福祉協議会成年後見センター：

- ・最初の段階では市内で独自に PT を組んで行っていたが、同じ問題意識をもっていた法テラス佐渡をはじめ、新潟県弁護士会、法テラス新潟、新潟県社会福祉協議会などと手を組んで、県に働きかけを行った。結果として、新潟県内全域での実態把握調査アンケートに繋がり、その後、成年後見制度申立（首長申立）マニュアルや法人後見マニュアルなど、成年後見制度の利用拡充にあたって支援者が使えるマニュアルを作成した。
- ・「ニーズ調査の実施→課題分析→対策→複数で検討」というように、課題をベースに物事を進めていくことと、優先度・緊急度を考慮しながら取り組むことができる。

●日常生活自立支援事業と成年後見制度をどのようにすみ分けているか。

○佐渡市社会福祉協議会成年後見センター：

- ・市社協で受託している生活困窮者自立支援相談から事例が入るケースもあり、その場合、家計相談の提案に応じられる場合は日常生活自立支援事業というように考えている。

○品川成年後見センター：

- ・当センターでは、日常生活自立支援事業は未実施。
- ・「あんしんの3点セット（「あんしんサービス契約」「任意後見契約」「公正証書遺言作成支援」を組み合わせたサービス）」の契約者で、訪問時に判断能力が疑われた場合、任意後見契約の発効に切り替えている。

○東濃成年後見センター：

- ・本人の権利を制限しないことを基本とし、日常生活自立支援事業で対応できる事例については当事業で対応している。
- ・日常生活自立支援事業で対応できないと考える事例は、本人が消費者被害等権利侵害の課題を抱えている事例などである。

○大阪市成年後見支援センター：

- ・日常生活自立支援事業については、区社会福祉協議会で実施している。その支援過程で判断能力の低下が疑われる場合、地域包括支援センターや障がい者相談支援センター等に相談に行く。

以上

(2) ヒアリング調査

内閣府成年後見制度利用促進委員会における資料「成年後見制度（補助、保佐、後見、任意後見）利用促進策の強化が必要な場面及び解決すべき課題」に提示された場面1～7の分類を参考に、以下の表のとおり成年後見支援センター等 11 機関に対し、場面毎における支援等に関するヒアリング調査を実施した。

	調査対象機関名	都道府県	調査日時
1	釧路市権利擁護成年後見センター	北海道	10月3日（火）
2	山形市成年後見センター	山形県	10月5日（木）
3	いわき市権利擁護・成年後見センター	福島県	10月16日（月）
4	地域あんしんセンターたちかわ	東京都	10月6日（金）
5	上伊那成年後見センター	長野県	10月4日（水）
6	北信圏域権利擁護センター	長野県	10月30日（月）
7	尾張東部成年後見センター	愛知県	10月12日（木）
8	知多地域成年後見センター	愛知県	10月3日（火）
9	伊賀地域福祉後見サポートセンター	三重県	10月13日（金）
10	坂出市成年後見センター	香川県	9月26日（火）
11	東濃成年後見センター	岐阜県	10月14日（土）

※東濃成年後見センターについては、(1) フォーカスグループインタビュー調査にて記載している。

1. 釧路市権利擁護成年後見センター

◆センター概要：

◎対象エリア：北海道釧路市

◎人口：172,974人（高齢化率31.7%、H29.8現在）

◎担当職員：市社協全体220人、うち成年後見センター6人、（管理職2名、専門員3名、事務員1名）

◎実施している事業：

	市	市社協
成年後見制度の広報・啓発活動	—	○
成年後見制度に関する相談受付		○
親族申立てにおける支援	—	○
市長申立ての支援	—	○
市民後見人の養成、登録	—	○
市民後見人の監督	—	—
受任者調整	—	○（市民後見人）
法人後見、法人後見監督	—	○
日常生活自立支援事業	—	○
後見活動のバックアップ・サポート活動	—	○（市民後見人）
関係機関等との連絡調整	—	○

◎H28年度実績（フェイスシートより抜粋）：

ア. センターとしての後見受任件数（死亡、継続案件を含めたH28年度実績）

法定後見計		71件
類 型	ア. 後見受任件数	43件
	イ. 保佐受任件数	22件
	ウ. 補助受任件数	6件
受任形態	エ. 市民後見受任件数	66件
	オ. 法人後見受任件数	5件
任意後見受任（発効済み件数）		0件

イ. 申立て支援件数

全体	41件
ア. 親族申立て支援ケース	13件
イ. 市区町村長申立て支援ケース	11件
ウ. その他の件数（ 本人申立 ）	17件

ウ. 市民後見人の候補者数、活動者数

全体	167人
ア. 候補者数	105人
イ. H28年度の活動者数	62人

◎財源（H28 年度実績）（フェイスシートより抜粋）：

※複数市町村からの委託の場合、合算の金額を記載。

	金額（概数）	備考
全体	円	
ア. 行政からの委託	21,569,200 円	
イ. 後見報酬	0 円	
ウ. 自主財源	0 円	
エ. その他（ ）	0 円	

◎センターの特徴・地域特性

- ・長く釧路市を支えてきた漁業、石炭採掘業の衰退、縮小により、地域経済への影響を大きく受けている地域（参考：2012 年度の生活保護受給率：釧路市 55.1%_α、全国平均 32.4%_α）。
- ・H16、17 年度、釧路市が母子世帯対象の自立支援モデル事業を受託。その後、H18 年度からは生活保護受給者自立支援プログラムを実施。こうした数々の事業を通じて、市福祉部局と庁内関連部局、市内の就労場所提供機関が密な意見交換を行うとともに「庁内連携」、「地域との協働」、被保護者の「エンパワメント」という視点を共有していったとされている（以上、正木浩司、釧路市の生活保護自立支援プログラムの特徴と意義、自治総研通巻第 433 号 2014 年 11 月号より引用。）。
- ・H17 年 10 月に釧路市（人口約 17.8 万人）、阿寒町（約 5,800 人）、音別町（約 2,500 人）が合併し、新しい釧路市（約 18.6 万人）が誕生。社協も釧路市社協に合併。
- ・釧路家裁は釧路総合振興局、根室振興局、十勝総合振興局が所管する区域の全域及びオホーツク総合振興局が所管する区域の一部を管轄としており、管轄面積は約 2.1 万平方キロメートルと北海道の面積の約 4 割を占めている。一方、人口は北海道全体の 2 割を下回っている。
- ・人口が少ないなかで、市民後見人の養成、フォローを通じて、後見人のなり手不足をカバーしている。

2. 体制整備のポイント

◎センター設置までのプロセス

- ・H22 年度、阿寒行政センター（直営包括）保健師が、保佐類型の認知症高齢者への支援を通じて、過疎地でも暮らし続けられるように自分たちの社会資源をつくっていかうと、庁内に働きかける。
- ・もともと、市が首長申立ての増加を予測し、町内連携の仕組みがつくられていた。加えて、H23 年度の福祉部次長職が、福祉部全体で権利擁護の推進体制をつくることを打ち出し、つくりあげた。
- ・協議会を立ち上げてから半年ほどで、加速度的に市社協にセンター委託の話が固まった。

センター設置までのプロセス（一部抜粋）

		備考
H19、20 年度	北海道社会福祉士会釧路支部が市民後見人をテーマとした勉強会を実施。	（東大市民後見人プロジェクトからオファー）
H22、23 年度	阿寒行政センターが、釧路市阿寒地区において、認知症高齢者を地域で支えることを目的に、市民後見人養成講座を開催（釧路市）。	
H23. 4	2 ケースに対して市民後見人へ審判	
H23～24 年度	市民後見人養成講座開催（釧路市）	（厚労省モデル事業受託）
H24. 4	市社協が日常生活自立支援事業モデル事業指定	
H24. 10	釧路市市民後見推進協議会（釧路市）	10 月、12 月、3 月開催
H25. 3	釧路市権利擁護成年後見センター検討会議の開催（釧路市）	延べ 4 回開催
H25. 4	・ 釧路市権利擁護成年後見センター開設 ・ 日常生活自立支援事業受託（北海道社協より）	
H27. 10	市社協 法人後見事業開始	

◎行政計画への位置づけ

- ・釧路市高齢者保健福祉計画、釧路市障がい者福祉計画（はあとふるプラン）、地域福祉計画にも記載。
- ・他、要綱など整備。
 - －社会福祉法人釧路市社会福祉協議会 釧路市権利擁護成年後見センター設置要綱
 - －社会福祉法人釧路市社会福祉協議会 法人後見事業実施要綱
 - －社会福祉法人釧路市社会福祉協議会 法人後見支援員設置要綱 など

◎ニーズ調査の実施の有無、内容

- ・ニーズ調査は市主導で実施したものの、結果をもとにした特別な取組を行っているわけではない。
- ・むしろ、「センター設置までのプロセス」に記載したような、行政のなかのキーパーソンによる動きが大きい印象。

◎市と市社協との役割分担

- ・市の役割は、専門職の確保と安定的な運営を行うための予算の確保。業務を通じて委託内容と金額を増やすための協議を重ねてきた。
- ・H27 年度から法人後見事業の開始により、専門職の確保。H29 年度からは、法人後見事業が委託→補助事業に変わった（後見報酬は社協の財源に組み入れられていない）。

3. 取組のポイント

◎市民後見人への相談対応、フォロー体制の構築

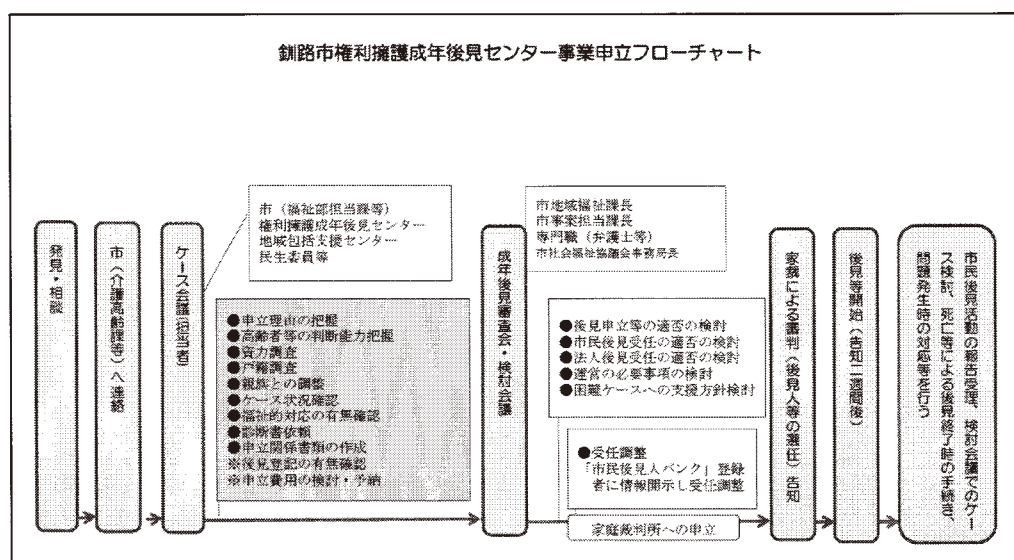
- ・H22年度、初めて市民後見人を候補者する申立て時から「複数後見（2名どちらも市民）」で、「監督人なし」で申請している。受任するハードルを下げるため、相互チェック機能をアピールしたとのこと。現在もその仕組みを継続し、105名の候補者中7割が受任中（H29.9現在）。
- ・しかし、市民後見人の数も不足しており、家裁と協議のうえ、1年以上の後見人活動経験者であれば単独受任を認められることとなり、59件のうち10件が市民の単独受任ケース（H29.9現在）。
- ・市民後見人に監督人はつけないものの、家裁と協議のうえ、センター専門職員3名が随時相談に応じるとともに、
 - ①受任後初年度の報告月と面談回数をルール化（1か月後、6か月後、12か月後の3回）、
 - ②2年目以降は、家裁への報告月の面談をルール化（12か月後に1回）している。
- ・釧路市には、市民後見人養成講座修了者による2つのNPO法人も活動中。

◎市民後見人についての考え方

- ・法人後見は、多様な担い手のひとつという考え方で、市民後見人を優先する方針。ただし、市民後見人のなかには70歳を超えている人もおり、また、すべての人が個人で受任できるわけでもない。なので、法人後見支援員として活動できる受任体制を整えた。
- ・市民後見人養成講座受講者の受講理由はさまざまで、身内の将来を心配してという人も、地域活動に取り組んでいる人もいる。後者の場合、地域活動を通じて発見・つなぎの役割を担ってもらうことも重要と考えている（権利擁護意識をもつ住民の層を厚くする）。

◎権利擁護支援の必要性の検討（アセスメント）、マッチング

- ・H25.4から市社協が日常生活自立支援事業を実施。そのため、相談内容から予測がつかない場合、日常生活自立支援事業担当者とセンター担当者が一緒に訪問し、その後ケース会議でどちらの制度の適用が適切かを検討する体制が構築されている。
- ・申立てのフロー図を作成し、市と市社協が連携している（ケース会議、成年後見審査会・検討会議）。
- ・ケース会議では「後見申立ての必要な事例かどうか」、「どの後見人が適切か（市民後見人、専門職後見人など）」、「誰が適切な候補者か」という3つの視点で検討を行うことが徹底されている。
- ・現在、成年後見審査会・検討会議で市民後見人候補者のマッチングを行っているが、今後、中核機関に専門職候補者のマッチングまで期待されるのは負担が大きく、責任が重いと感じている。



◎マッチングの視点

- ・一度、合わない人同士をマッチングした経験から、市民後見人養成講座の段階からパーソナリティをみるようにしている。また、マッチングの検討はケース会議で行っている。

4. 今後の意向（フェイスシートより抜粋）：

◎センター

【強化したいこと】

今後も後見ニーズが増えていく背景と考えると現在のセンター経営基盤が委託金補助金中心であり、法人後見報酬の確保や寄付受納の仕組みなどを検討し、社協（センター）自主財源部分の強化を図ることで体力をつける必要性がでている。

【課題】

法人後見受任ケースの資産額は市民後見人受任と同様で資産額は低めであるのが実態であるが、特に身上監護面のメリットから市民後見人が望ましいケースも出てきているので受任ケースの基準について家裁との共有を図ることも必要である。

◎市町村

【強化したいこと】

- ・権利擁護や成年後見制度、市民後見活動に関する普及啓発を図ること。
- ・養成講座及びスキルアップ講座を継続実施し、市民後見人の養成を図るとともに、市民後見人バンク登録者数の増加に努める。

【課題】

- ・今後もニーズ増大が予想され、市民後見人の必要性がさらに見込まれるため、成年後見センターや市民後見活動を広く知ってもらうことが必要。
- ・活動できる市民後見人が少なく、後見ニーズに追いついていない。

2. 山形市成年後見センター

◆センター概要：

◎対象エリア：山形県山形市内

◎人口：247,190人（高齢化率28.2%、平成29.4現在）

◎担当職員：法人全体 279人、うち当事業9人（内訳 職員4、嘱託4、事務・嘱託1）

◎実施している事業：

	市	センター	市社協
成年後見制度の広報・啓発活動	—	○	○
成年後見制度に関する相談受付	○	○	○
親族申立てにおける支援	—	○	—
市長申立ての支援	○	—	—
市民後見人の養成、登録	—		○
市民後見人の監督	—		—
受任者調整	○	○	—
法人後見、法人後見監督	—		○
日常生活自立支援事業	—	—	○
後見活動のバックアップ・サポート活動	—	○（親族）	—
関係機関等との連絡調整	○	○	○

◎平成28年度実績（フェイスシートより抜粋）：

ア. センターとしての後見受任件数（死亡、継続案件を含めたH28年度実績）

法定後見計		件
類 型	ア. 後見受任件数	10件
	イ. 保佐受任件数	6件
	ウ. 補助受任件数	1件
受任形態	エ. 市民後見受任件数	0件
	オ. 法人後見受任件数	90件
任意後見受任（発効済み件数）		0件

イ. 申立て支援件数

全体	件
ア. 親族申立て支援ケース	2件
イ. 市区町村長申立て支援ケース	44件
ウ. その他の件数（ ）	件

ウ. 市民後見人の候補者数、活動者数

全体	
ア. 候補者数	養成中
イ. 平成28年度の活動者数	

◎財源（平成 28 年度実績）（フェイスシートより抜粋）：

※複数市町村からの委託の場合、合算の金額を記載。

	金額（概数）	備考
ア．行政からの委託	14,040,000 円	
イ．後見報酬	25,122,426 円	
ウ．自主財源		
エその他（ ）		

◎センターの特徴・地域特性

- ・平成 28 年度の相談実績 224 件うち 45 件が成年後見制度の利用につながった。
- ・市社協では、生活支援第 2 係で、成年後見センター、法人後見、福祉サービス利用援助事業（県社協からの委託として、1 市 2 町（山形市、中山町、山辺町）の基幹型社協として実施）を実施している。
- ・申立の 6 割は、日常生活自立支援事業からの移行者である。

2. 体制整備のポイント

◎行政担当課：長寿支援課が中心となり、障がい福祉課が参加という形で立ち上がった

◎各種の協議体への参加団体等

～多様な団体から構成～

○運営委員会参加者・団体

- ・高齢福祉担当部署 ・障害福祉担当部署 ・社会福祉協議会 ・学識経験者
- ・弁護士 ・司法書士 ・社会福祉士 ・医療職
- ・その他の専門職（知的障がい者福祉協会、地域包括支援・在宅介護支援センター協議会、障がい者自立支援協議会）
- ・その他（県健康長寿推進課、民生委員児童委員連合会）

○受任者調整会議

- ・高齢福祉担当部署 ・障害福祉担当部署 ・社会福祉協議会（担当部署 地域福祉部門生活支援第二係）
- ・弁護士 ・司法書士 ・社会福祉士

○当該事業に参加しているネットワーク

- ・高齢福祉担当部署 ・地域包括支援センター ・ケアマネジャー
- ・介護サービス事業所 ・障害福祉担当部署 ・障害者相談支援事業所
- ・障害福祉サービス事業所 ・社会福祉協議会 ・民生委員、自治会・町内会
- ・医療機関（主な診療科 精神、脳外科、内科等）
- ・法律専門職団体（団体名 弁護士会、リーガル） ・社会福祉専門職団体（団体名 ばあとなあ）
- ・家庭裁判所
- ・その他（医師会、不動産関係者、葬祭関係者、寺等関係者、産廃処分業者など）

◎センター設立のプロセス

センター設置までのプロセス（一部抜粋）

		備考
H18 年度	社協では法人後見事業開始、山形市で利用支援事業開始	
H22 年度	市長申立件数増加	市民の相談窓口がない、市長申立の後見受任者が見つからない等課題が顕在化
H22 年度	市長寿支援係と社協が中心になり検討を開始	
H22 年度	成年後見に関する意見交換会（1 回）	後見受任団体（弁護士会、リーガル、ばあとなあ、社協）、福祉関係者（地域包括在宅介護支援センター協議会、障がい者自立支援協議会、民生委員児童委員）、医師会、県、市（長寿支援係、障がい係）
H23 年度	同会議（2 回）、	
H24 年度	成年後見制度利用者支援検討会（3 回）を開催。 含 先進地視察	
H25 年度	社協がすでに法人後見事業を実施しており、検討委員会で社協に委託すべきとの意見から山形市が判断	
H25. 9	山形市成年後見センター開設	

◎行政計画への位置づけ

- ・高齢者保健福祉計画（H21 年度）、障がい福祉計画（H24 年度）、第一次地域福祉計画（H23 年度）以降計画に位置付け。

◎ニーズ調査の実施の有無、内容

- ・未実施。むしろ、市長申立の増加へのスムーズな対応とセンター設置を優先した。
- ・山形市では、毎年 50 名分の成年後見制度利用支援事業の予算を確保している。

◎担い手の養成

- ・市民後見人養成講座を本年度より実施。受講者は 25 名、登録者は 14 名。平成 29 年 5 月に第一号が登録

3. 取組のポイント

◎センター設置により成年後見制度利用が促進されたことによる効果

【対象者にとって】

- ・制度利用が可能になり、必要な福祉サービス等の支援を受けることができ、安定した生活を送れるようになることが多くなった。
- ・申立後受任まで時間がかかっていたが、後見センターで調整ができるようになったことで、本人がスムーズに後見人による支援を受けられるようになった。

【支援者にとって】

- ・相談窓口ができたことで、制度利用につながりやすくなり、支援者が抱え込まずに済むようになった。幅広い相談への対応が可能になった。

【地域にとって】

- ・地域で問題になっていた方への支援が可能になり、地域の問題解消の一つの方法となった。組織的な広報活動ができるようになった。

◎今後の意向

○成年後見センターとして

【強化したいこと】

- ・成年後見制度を周知しているのは市民の一部に限られている。市民への周知が進まないことには利用にはつながらないので、そのためのいっそうの啓発活動が必要。
- ・現状では個別ケースを中心としたネットワークにとどまっているため、他の機関が持つネットワークを活用した、センターとしての地域とのネットワーク構築。

【課題】

- ・地域での発見が遅く、すでに本人が後見レベルとなって、生活が破たんした状態になってからの相談が多いため、早期発見による支援体制を組むことが課題となっている。

○山形市として

【課題】

- ・利用支援事業による報酬助成が市長申立に限られているため、申立が滞る場合があり、報酬助成の対象者の拡大の検討が課題であるが、予算獲得が困難である。

3. いわき市権利擁護・成年後見センター

◆センター概要：

◎対象エリア：福島県いわき市

◎人口：327,491人（高齢化率29.2%、H29.10現在）

◎担当職員：センター長1名（保健福祉課長兼務）、
センター担当者4人、（係長職1名、団体からの派遣職員2名、嘱託職員1名）
※担当者は全員社会福祉士国家資格を有する者。

◎実施している事業：

	地区保健福祉 センター・包括 (市内7カ所)	権利擁護・ 成年後見センター
成年後見制度の広報・啓発活動	○	○
成年後見制度に関する相談受付	○	○
親族申立てにおける支援	—	○
市長申立ての支援	○	○
市民後見人の養成、登録	—	○（養成・登録）
市民後見人の監督	—	フォローアップ
受任者調整	—	○ （市町村長申立、 市民後見）
法人後見、法人後見監督	—	○（研修のみ）
日常生活自立支援事業	—	—
後見活動のバックアップ・サポート活動	—	○（市民後見人）
関係機関等との連絡調整	○	○

◎H28年度実績（フェイスシートより抜粋）：

ア. センターとしての後見受任件数（死亡、継続案件を含めたH28年度実績）

全体	0件
ア. 後見受任件数	件
イ. 保佐受任件数	件
ウ. 補助受任件数	件
エ. 市民後見受任件数	件
オ. 法人後見受任件数	件
カ. 任意後見受任（発行済み件数）	件

イ. 申立て支援件数（市長申立案件のマッチング検討・申立の実施）

全体	20件
ア. 親族申立て支援ケース	件
イ. 市区町村長申立て支援ケース	20件
ウ. その他の件数（ ）	件

ウ. 市民後見人の候補者数、活動者数

全体	8件
ア. 候補者数	8件
イ. H28年度の活動者数	0件

※H28年度中は、市民後見人受任体制の整備を行ったもの。

市民後見人の第1号はH29年度に選任されたもの。

◎財源（H28 年度実績）（フェイスシートより抜粋）：

※複数市町村からの委託の場合、合算の金額を記載。

	金額（概数）	備考
全体	14,833 千円	
ア.行政からの委託		
イ.後見報酬		
ウ.自主財源	14,615 千円	市の一般財源
エ.その他（国庫補助又は県費補助等）	218 千円	

◎センターの特徴・地域特性

- ・いわき市は福島県浜通り南部に位置する中核市。県内で最も人口が多く、1232.02 km²と広大な面積を有している。
- ・権利擁護・成年後見センターは、市の直営センターであり、市の保健福祉部保健福祉課内にセンターが設置されている。
- ・市内7カ所に保健・福祉サービスを一体的に提供する機関である「地区保健福祉センター（以下「地区センター」という。）」と地域包括支援センターが設置されている。市民からの相談は、7地区の地区センター等又は権利擁護センターに相談窓口を設置しており、簡単な相談は地区で、専門性の高い案件は権利擁護センターで対応するなど窓口の重層化を図っている。また、地区センター等で対応が困難な案件は、地区センター等から権利擁護センターが相談を受け、支援方針や対応方法などの助言等を行っている。なお、市長申立案件の場合は、地区センター等と権利擁護センター参加による個別検討会を開催し、市長申立ての方針等の決定をしている。
- ・センターの職員は、地区への助言等、高い専門性を担保するため、資格（社会福祉士）と実務スキルを有するものとしている。市のプロパー職員と、団体（市社協、NPO）からの派遣職員で構成している。地区担当を決めており、各地区のケース検討等には決まった担当者が行く。
- ・専門職後見人等の受任状況としては、専門職後見人の担い手として、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士等受任しているが、特に司法書士、社会福祉士の受け手が少ない。法人後見の受け手となる団体としては、社会福祉法人が1団体、NPO 法人が2団体存在している。今後、認知症高齢者の増加により利用者数が増大すると、受任者の不足が懸念され、今後も市民後見人含めた後見人等受け手の拡大を要する。
- ・契約能力のある方の金銭管理等支援する制度としては、社協の日常生活自立支援事業と NPO 法人が実施する金銭管理サービスがあるが、そのケースに応じて各機関に相談し、連携して対応している。

2. 体制整備のポイント

◎センター設置までのプロセス

- ・経緯の詳細は提供資料「これまでの取り組み」参照。
- ・行政内でセンターの設置検討を位置付けたのは平成 19 年度であるが、それ以前に行政職員や専門職団体の有志による検討がなされていた。平成 19 年度からは行政内で検討開始しているが、協議会等の委員及び行政職員がセンター設置の思いを共有し、設置に向けて一丸となって取り組んできた。
- ・平成 24 年度のワーキングチームは、各専門職団体の推薦で委員を依頼した。

センター設置までのプロセス（一部抜粋）

年月	内容	備考
H19 年度～	「いわき市成年後見制度利用支援ネットワーク運営協議会」を設置。	関係機関等相互の連携、高齢者虐待防止等に関する広報、啓発、成年後見制度にかかる利用支援策の検討等が目的。長寿福祉課が主管。
H21 年度～	第 5 次、第 6 次市高齢者保健福祉計画への位置づけ	第 5 次いわき市高齢者保健福祉計画に「(仮称) いわき市成年後見センター」の設置の検討を位置づけた。
H24 年度～	運営協議会内にセンターに関するワーキンググループを設置、検討	全 4 回。(現状確認、他市状況把握、視察(品川、世田谷)、アンケート結果分析とニーズ把握、社会資源の分析・把握、センターの具体的機能と業務、組織体制、関係機関との連携体制、人材確保の検討)
H24 年 6 月	権利擁護・制度利用支援に関するアンケートの実施	高齢者、障がい者のサービス事業所に対してアンケートを実施。
H25 年 4 月	いわき市成年後見制度利用支援ネットワーク運営協議会からの提言	ワンストップ窓口として市民への制度の普及啓発・総合相談を行うとともに、事例の発見から終結まで一貫して関わり、成年後見制度の利用支援、関係機関の調整、既存機関へのスーパーバイズを行い、適切な対応を導く制度横断的な権利擁護支援機関の設置が提言された。
H25 年 9 月	いわき市権利擁護・成年後見センター設置	
H26 年 4 月	保健福祉課が担当部署となる	※支援対象が高齢者・障害者であり、制度横断的な対応が必要となるため。

◎行政計画への位置づけ

- ・高齢者保健福祉計画及び障害福祉計画に位置づけしている。
- ・成年後見制度利用促進基本計画は、現在見直しの時期をむかえている地域福祉計画の一章として位置づけていく予定。
- ・条例等の設置はない。

◎ニーズ調査の実施の有無、内容

- ・平成 24 年に高齢者・障がい者事業所を対象に、市の権利擁護に関する状況把握のためのアンケート調査を実施した。
- ・アンケートの結果、市の主な課題として以下の 4 点が整理された。
 - ①成年後見制度の利用が必要にも関わらず、制度を利用していない方がいる。
 - ②成年後見人等への相談・支援体制が不十分。
 - ③既存の専門機関では対応できない支援困難事例への対応が必要。
 - ④関係機関の権利擁護を担う職員のスキルアップが必要。

3. 取組のポイント

◎センターの役割・機能（センター実績より抜粋）

- ①虐待の予防、成年後見制度の利用に関する普及・啓発
- ②虐待や成年後見制度利用に関する総合相談
- ③困難事例等に関する専門的支援・助言
 - ・相談
 - ・専門相談（権利擁護無料法律相談）
 - ・成年後見制度利用支援（※市長村長申立て含む）
 - ・虐待対応支援

・困難事例・多問題複合ニーズケース支援

④関係機関のネットワーク構築

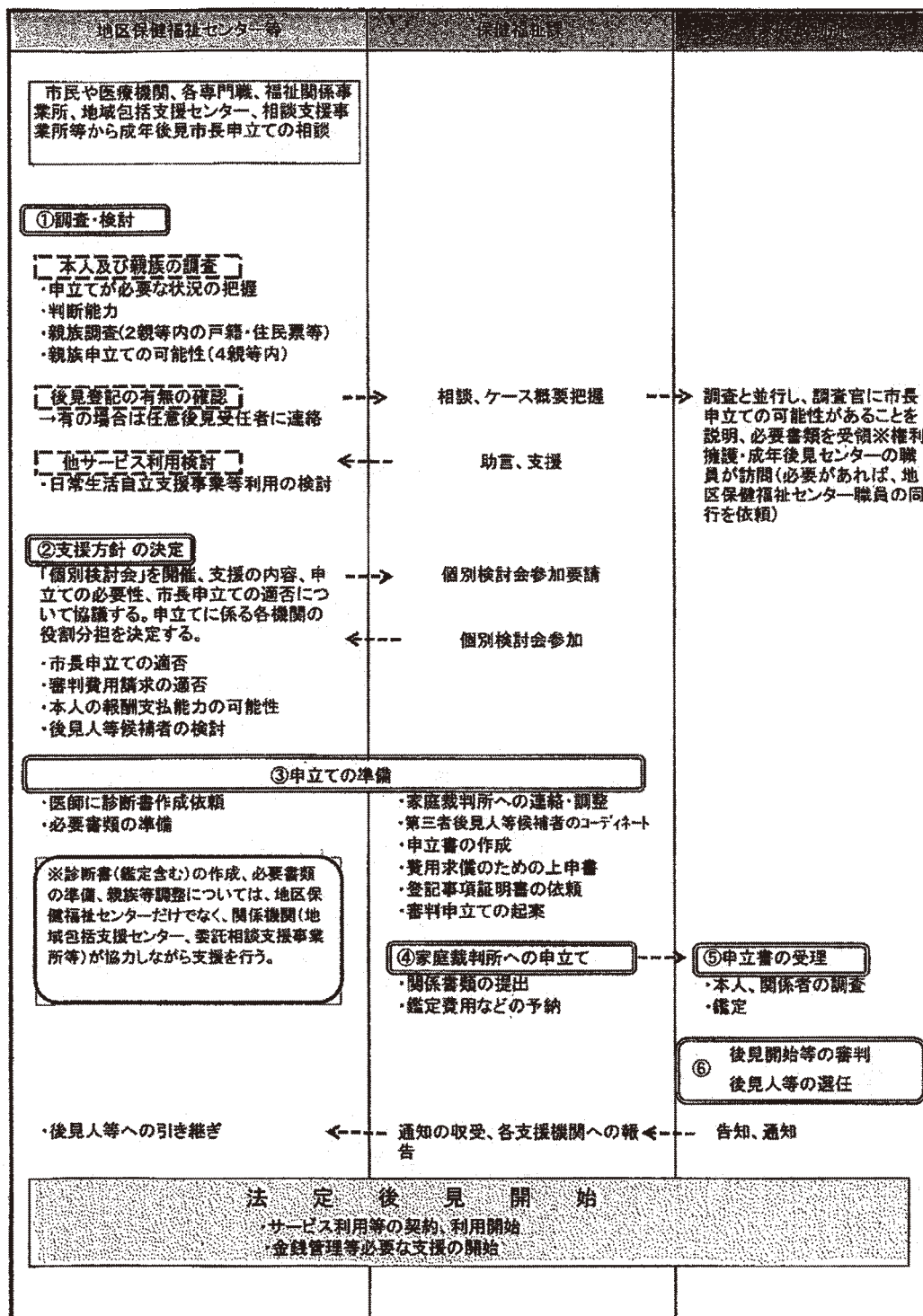
⑤福祉人材の育成

※虐待対応案件についてセンターは必ず関わり、必要に応じて成年後見制度市長村長申立てを行うケースはある。

◎市長申立案件のマッチング

・市長申立が必要と判断されるケースについて、地区保健福祉センター、保健福祉課（権利擁護・成年後見センター）、家庭裁判所の連携により、以下の流れでマッチングを行っている。

成年後見申立てに関する事務フロー（市長申立てを活用する場合）



成年後見制度利用支援事業個別検討会 会議録 1

日 時		場 所	
参 加 者			
対象者氏名		生年月日	

1. 対象者の類型

①認知症高齢者、②知的障がい者、③精神障がい者、④その他 ()

2. 成年後見制度を必要とする理由及び、他の支援での代用の可否

必要とする理由 (遺産相続、財産処分、身上監護、悪徳商法被害、親族からの虐待等)

他制度での代用の可否 (日常生活自立支援事業、養護老人ホーム等)

3. 成年後見制度では対応できないニーズ及び、その支援体制

対応できないニーズ (親族の生活困窮、本人のアルコール依存・浪費癖等)

支援体制

4. 任意後見受任者はいないか。(「登記されていないことの証明書」を確認)

いない いる (氏名 続柄)

5. 円滑な申立てが期待できる申立て権者 (四親等以内の親族) はいるか

- ①二親等以内の親族が いない・いる
 ②二親等以内の親族がいるが申立てを 期待できない・期待できる
 ③三親等又は四親等の申立てを行おうとする者が いない・いる

上記の検討の結果 申立てを 行う ・ 行わない

申立て方法 市長申立て ・ 本人申立 ・ 親族申立て

※市長申立て該当要件

1の①②③のいずれかに該当し、かつ
 5の①が「いない」場合で③が「いない」又は、
 ①が「いる」場合で、②が「期待できない」③が「いない」

所長	次長	係長	係員	担当者	開催日	
					起 案	
					決 裁	

成年後見制度利用支援事業個別検討会 会議録 2

*「市長申立て」の場合記入は必須、「本人・家族申立て」の場合は支援を要する場合記入。

1 成年後見人等候補者について

(1) 候補者の決定

☐ 済 (職種: 弁護士 ・ 司法書士 ・ 行政書士 ・ 社会福祉士 ・ 法人)
(候補者氏名 :)

☐ 未済 どの職種の候補者が必要か?

弁護士 ・ 司法書士 ・ 行政書士 ・ 社会福祉士 ・ その他 ()

(2) 誰がコーディネートするか? 決定予定日 (年 月末)

☐ 地区セン ☐ 地域包括 ☐ 保健福祉課 (担当者名)

2 書類作成等の担当者

	項目	担当	取得予定日	取得日	内容
申立に関する資料	申立書 申立書付票	☐ 地区センター ☐ 地域包括 ☐ 保健福祉課			
	財産目録 収支計画書	☐ 地区センター ☐ 地域包括 ☐ 保健福祉課			
	切手 収入印紙	☐ 地区センター ☐ 地域包括 ☐ 保健福祉課			
	診断書	☐ 地区センター ☐ 地域包括 ☐ 保健福祉課			医師名: 医師 医療機関名:
	戸籍謄本 (1通)	☐ 地区センター ☐ 地域包括 ☐ 保健福祉課			
	住民票又は 戸籍附票 (1通)	☐ 地区センター ☐ 地域包括 ☐ 保健福祉課			
	戸籍等	☐ 地区センター ☐ 地域包括 ☐ 保健福祉課			2親等以内の親族の存否を確認
	同意書	☐ 地区センター ☐ 地域包括 ☐ 保健福祉課			2親等以内の親族及び4親等以内の明らかな親族に意向確認
財産に関する	不動産	☐ 地区センター ☐ 地域包括 ☐ 保健福祉課			☐ 有 ☐ 資産証明 ☐ 登記簿謄本 ☐ 無 ☐ 無資産証明
	現金 預貯金	☐ 地区センター ☐ 地域包括 ☐ 保健福祉課			☐ 有 通帳 2冊 ☐ 無

資料	生命保険	☐ 地区センター ☐ 地域包括 ☐ 保健福祉課			本人が契約者又は受取人のもの ☐ 有 ☐ 無
	株式 投資信託	☐ 地区センター ☐ 地域包括 ☐ 保健福祉課			☐ 有 ☐ 無
	負債	☐ 地区センター ☐ 地域包括 ☐ 保健福祉課			☐ 有 ☐ 無
収 支 に 関 す る 資 料 ・ 申 立 て 直 近 の 3 カ 月 分	収入	☐ 地区センター ☐ 地域包括 ☐ 保健福祉課			☐ 有 ☐ 年金額通知書 ☐ 工賃証明書 ☐ 無 ☐ その他 ()
	施設入所負 担金等	☐ 地区センター ☐ 地域包括 ☐ 保健福祉課			☐ 有 ☐ 施設名 () ☐ 無
	福祉サービ ス利用料等	☐ 地区センター ☐ 地域包括 ☐ 保健福祉課			☐ 有 ☐ 介護保険 ☐ 障がい者総合支援法 ☐ 無 ☐ 上記以外のサービス
	家賃	☐ 地区センター ☐ 地域包括 ☐ 保健福祉課			☐ 有 (市営 ・ 一般住宅) ☐ 無
	光熱水費等	☐ 地区センター ☐ 地域包括 ☐ 保健福祉課			☐ 有 (電気 ・ ガス ・ 水道 電話 ・ 新聞 ・ その他) ☐ 無
	食費 生活費	☐ 地区センター ☐ 地域包括 ☐ 保健福祉課			☐ 有 ☐ 無
	医療費	☐ 地区センター ☐ 地域包括 ☐ 保健福祉課			☐ 有 (入院 ・ 通院) ☐ 重度心身障害者医療費受給者証 ☐ 無
	市民税	☐ 地区センター ☐ 地域包括 ☐ 保健福祉課			☐ 課税 ☐ 課税額証明書 ☐ 非課税 ☐ 非課税証明書
	健康保険料	☐ 地区センター ☐ 地域包括 ☐ 保健福祉課			☐ 有 ☐ 国民健康保険税納税通知書 ☐ 無
	介護保険料	☐ 地区センター ☐ 地域包括 ☐ 保健福祉課			☐ 有 ☐ 無
	各種手帳	☐ 地区センター ☐ 地域包括 ☐ 保健福祉課			☐ 有 (精神 級 ・ 療育 身体 級 ☐ 無

◎直営センターのメリット

- ・支援ニーズに対する政策を、スピード感をもって展開できる（即効性）。
- ・高齢者及び障がい者にまたがるニーズであっても、支援及び施策展開がトータルにできる。
- ・対応する相談者の半分は包括や団体、役所関係者であり、センターの行政に対する発言力、働きかける力が強い（執行性）。
- ・個人情報へのアクセスについて。自治体の情報収集力は、民間団体とは格段に異なる。

◎財源

- ・現在、市の一般財源を繰り入れている。その他は、市民後見は地域医療介護総合確保基金、法人後見は地域生活支援事業費等補助金である。
- ・センター設立当初は地域支援事業等補助金を主な財源としていたが、平成27年度補助メニューより除外された。
財源の確保のための働きかけは必要であると感じている。
- ・予算内訳は7割が人件費、3割が事業費となっている。

◎市民後見人の養成とのバックアップ体制の構築

- ・センターにて、市民後見人の養成研修、市民後見人バンクの登録を行っている。現在12名登録。
- ・市民後見人には、二つの類型があり。
 - ①個人受任型…家庭裁判所より後見人として選任を受け活動を行う（8名登録）
 - ②法人後見支援員型…法人後見の支援員として活動を行う（4名登録）
- ・市民後見人（個人受任型）は当面、単独受任は行わず、専門職後見人又は法人後見との複数後見で受任する方向。なお、身上監護は市民後見人が、財産管理は専門職後見人等が担うものと考えている。
- ・市民後見人のバックアップは、初めて受任した後3ヶ月間はセンター職員と一緒に活動している。月1回報告書を求め、適宜面談を行っている。監督をつけるイメージはない。
- ・名簿登録の更新のためにはフォローアップ研修の受講を義務化している。

4. 今後の意向（フェイスシートより抜粋）：

【強化したいこと】

- ・市町村計画を早期に位置づけ、利用促進への取り組みの充実を図る。
- ・ネットワークの強化等により、制度が必要な方を早期に発見し、早期利用に繋げる。
- ・成年後見人等受任者の拡大を図る。また、受任者が適切な支援が可能となるよう、研修等の実施を検討する。

【課題】

- ・成年後見制度等受任者の拡大策に取り組んでいるも、現状の拡大策のみでは受任者不足の解消まで至らないと考える。専門職後見人の拡大も要する。ただし、市町村単独での取り組みは困難。
- ・身寄りが無い等将来制度利用が想定される方の任意後見制度の利用も促進すべきと考えるが、現在受任者が不足している。また、悪質な事案も散見されるため、受任者の支援の質の向上等含め検討を要するものとする。
- ・現在、センターの運営費用に対する補助金等はなく、市の一般財源で賄っている。今後、認知症高齢者の増加に伴い、センターの業務量の拡大するものと想定されるが、財源の確保できない状況での対応は困難なものとする。

4. 地域あんしんセンターたちかわ

◆センター概要：

◎対象エリア：東京都立川市

◎人口：182,759 人（高齢化率 23.9%、H29.9 現在）

◎担当職員：市社協全体 240 人、うち成年後見センター40 人、（正規 5 名、嘱託 7 名、非常勤 28 名）

◎実施している事業：

	市	包括	市社協
成年後見制度の広報・啓発活動	○	○	○
成年後見制度に関する相談受付	○	○	○
親族申立てにおける支援	○	—	○
市長申立ての支援	○	—	○
市民後見人の養成、登録	△	△	○
市民後見人の監督	—	—	—
受任者調整	—		○
法人後見、法人後見監督	—	—	○
日常生活自立支援事業	—	—	○
後見活動のバックアップ・サポート活動	—	—	○
関係機関等との連絡調整	○	○	○

◎H28 年度実績（フェイスシートより抜粋）：

ア. センターとしての後見受任件数（死亡、継続案件を含めた H28 年度実績）

法定後見計		24 件
類 型	ア. 後見受任件数	17 件
	イ. 保佐受任件数	4 件
	ウ. 補助受任件数	3 件
受任形態	エ. 市民後見受任件数	0 件
	オ. 法人後見受任件数	24 件
任意後見受任（発効済み件数）		0 件

イ. 申立て支援件数

全体	45 件
ア. 親族申立て支援ケース	12 件
イ. 市区町村長申立て支援ケース	33 件
ウ. その他の件数（ ）	0 件

ウ. 市民後見人の候補者数、活動者数

全体	25 人
ア. 候補者数	25 人
イ. H28 年度の活動者数	0 人

◎財源（H28 年度実績）（フェイスシートより抜粋）：

※複数市町村からの委託の場合、合算の金額を記載。

	金額（概数）	備考
全体	72,137,000 円	
ア．行政からの委託	9,149,000 円	虐待防止センター 入居支援福祉制度
イ．後見報酬	6,842,000 円	
ウ．自主財源	2,235,750 円	地権事業利用料 共同募金配分金
エ．その他（ ）	54,015,000 円	市 41,452,000 東社協 12,563,000

◎センターの特徴・地域特性

- ・商業地域であり流入者が多い地域。一方、昭和 56（1981）年に初めて障害者の当事者運動として「立川駅にエレベーター設置を要求する会」が始まるなど、障害者団体の活動が活発で、地域住民の福祉に関する意識も高い。
- ・市内約 18 万人の人口に対し、6 つの生活圏域を設定。この地区割は地区民生委員協議会の地区割と同一で、この 6 圏域に市が地域包括支援センターを配置、市社協が地域福祉コーディネーターを配置し、地域福祉の推進と住民ネットワークの形成を進めている。
- ・立川市社協では以下のような事業を実施している。
 - －日常生活自立支援事業、成年後見制度推進機関（地域あんしんセンターたちかわ）
 - －生活困窮者自立支援事業
 - －基幹型地域包括支援センター
 - －市民活動センター、地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーター
 - －介護保険事業、障害者支援事業
- ・東京家裁立川支部があるため、法律専門職も多い地域。

2. 体制整備のポイント

◎センター設置までのプロセス

- ・平成 11（1999）年度、日常生活自立支援事業開始。
- ・同年、市と市社協とで、立川市社会福祉協議会あり方検討会を開催。地域包括ケア、権利擁護、市民活動ボランティアという 3 本柱の担い手として市社協を位置付けた。
- ・あんしんセンターでは日常生活自立支援事業を通じた支援の有効性を実感しているが、同事業のみでは解決できない課題もあり（契約書に名前が書けない、多額の財産管理、施設入所など）。
- ・本人を継続して支援していくためには、成年後見制度の利用が必要と判断。
- ・平成 24（2012）年 10 月、障害者虐待防止法の施行にあわせ、障害者の権利擁護に寄与するため、立川市障害者虐待防止センター業務の一部を立川市から受託。

センター設置までのプロセス（一部抜粋）

		備考
H15.7	地域あんしんセンターたち かわ開設	
H16 年	法人後見検討委員会（市・ 社協）	
H17 年	下半期から法人後見をモデル 受任	
H19 年	成年後見制度推進機関の機能 を追加	成年後見制度活用あんしん生活創造事業（東京都事業）を活用。
H24 年	障害者虐待防止センター業務 の一部を受託	

◎行政計画への位置づけ

- ・立川市第3次地域福祉計画（H27～H31）に記載（「相談体制・権利擁護体制の充実」）。あわせて、立川市社協地域福祉活動計画にも記載。
- ・他、要綱など整備。
－社会福祉法人立川市社会福祉協議会 成年後見制度推進機関設置要綱

◎ニーズ調査の実施の有無、内容

- ・ニーズ調査は特に実施していない。
- ・日常生活自立支援事業の利用者の変化、今後の予測を地域課題として顕在化し、関係者間で共有することを積み重ねていった。

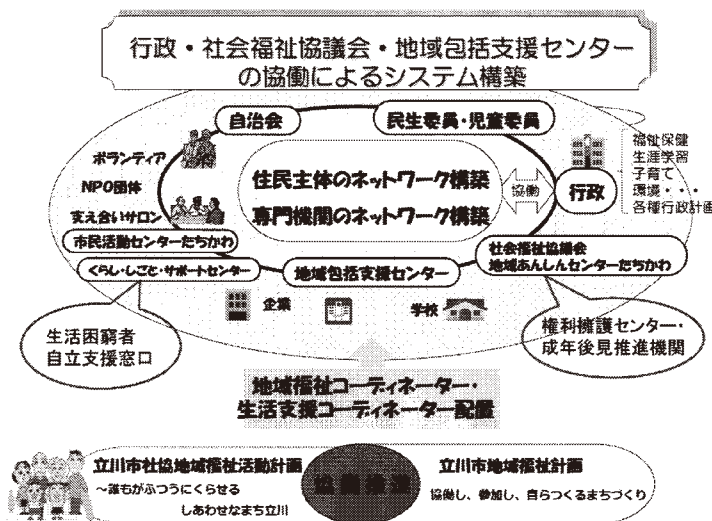
◎市と市社協との役割分担

- ・市と市社協との役割分担：
 - －市の役割：市民の権利擁護・成年後見制度全体を推進する仕組みづくり、財源確保。
 - －センターの役割：判断能力が低下してきた市民の福祉サービスの利用支援、日常生活の支援、法律行為の支援等を実施。あわせて、支援のための地域レベルネットワークの構築。
 - ・センターの役割：
 - －福祉サービス利用にかかる相談支援
 - －日常生活自立支援事業の実施
 - －成年後見制度推進機関の役割
 - －法人後見の実施
 - －地域レベルの第三者後見人等連絡会の開催
 - －市民後見人の養成
 - －入居支援福祉制度の実施
 - －高齢者虐待対応への協力（経済的虐待への対応、市長申立て支援）
 - －市障害者虐待防止センター機能
- 虐待対応、市長申立てにおける、市、(包括)、あんしんセンターの役割分担が、マニュアルで定型化されている。

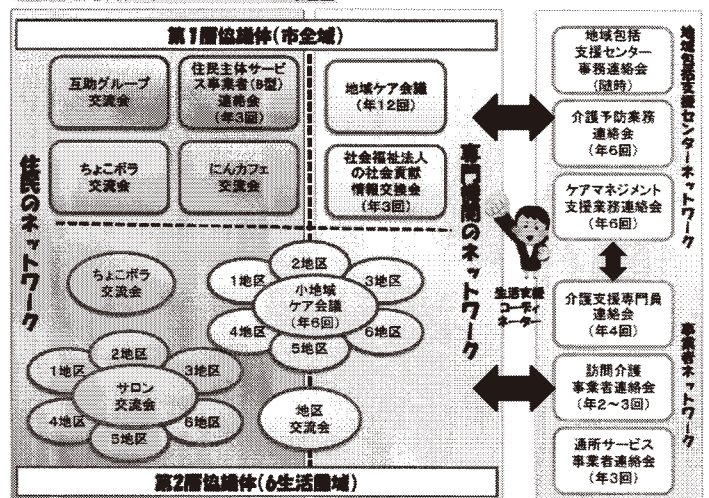
3. 取組のポイント

◎地域の関係機関とのネットワークの構築

- ・立川市では重層的な専門機関のネットワークがベースにあり、定期的に会議が行われていることから、行政、病院、福祉関係者、法律専門職等の関係性が密。
- ・当初からあんしんセンターもさまざまな会議に出席し、関係づくりを行ってきた。
- ・同時に、これらのネットワークは、職員の人材育成機能、事例対応ノウハウの蓄積機能、地域ケアの基盤形成機能も担っている。
- ・成年後見制度推進機関として、第三者後見人等連絡会を開催しているが、今後は法律職、福祉職が、それぞれの業務内容や地域レベルで起こっていることなどを情報交換・共有する機会も必要と考えている。



協議体と専門機関ネットワークの関連図



◎権利擁護支援の必要性の検討（アセスメント）、申立て支援（マッチング）

- ・毎回会議体をもって、権利擁護支援の必要性を検討している余裕はない。むしろ、高齢者虐待対応マニュアルにおいて、市長申立てに関する市、包括、センターの役割分担や、最初の訪問時からチームで関わることをルール化している。これらの連携を効果的に行うために、日ごろから各種の会議で連携を深めているという。
- ・マッチングでは、事前に適切さを確認するために、本人と後見人候補者の面談を行っている。

◎後見人等への支援（モニタリング、バックアップ）：法人後見として利益相反にならないための工夫

- ・法人後見で受ける人の場合、市社協以外の外部サービスを利用する、預かっている通帳等の金庫からの出し入れ等については、総務担当部署の職員との複数体制で確認を行うなど、徹底した相互チェック体制をとっている。

◎法人後見、市民後見人に対する考え方

- ・日常生活自立支援事業の支援を通じて、適切な専門職につないだり、連携するうえでも、自分たちセンター職員が成年後見制度のポイントや権利擁護の視点を理解していないと対応できないという考え方がベースにある。
- ・平成27年度から市民後見人の養成も開始したが、まだ受任者はいない。養成講座修了者に声をかけても、責任の重さや、活動の煩雑さを不安と感じ、市社協と一緒にあればやるという意識をもつ人が多い。現在、養成講座修了者は、法人後見や日常生活自立支援事業の支援員として活動してもらったり、権利擁護意識をもつ地域づくりを担う市民として活動してもらうことも意義があると考えている。
- ・センターとしては、法人後見の実績があるなかで、後見監督人の受任については職員の知識・経験の不足や負担増に懸念を感じている。同時に、東京家裁立川支部が市内にあるため、専門職が多く、一概に市民後見人を良しと考えるのではなく、あくまで本人主体で考えた時の選択肢のひとつと考えている。

◎親族後見人に対する考え方

- ・現在、親族から相談があれば申立て書類や報告書等の作成支援などを行っているが、後追いをしているわけではない。そのため親族後見人に関する情報は把握していない。家裁からも現在情報提供がされていない。
- ・虐待対応等を行っている、家族からの後見人に対するクレームも多い。そのことを考えると、親族後見人へのフォローは簡単なものではない。

4. 今後の意向（フェイスシートより抜粋）：

◎センター

【強化したいこと】

- ・関係団体とのネットワーク（現在開催している後見人等連絡会の拡充）
- ・後見監督体制と市民後見人の育成

【課題】

- ・職員の業務過多につながる怖れがあるため、センター内での効率的で効果的な業務分担と体制づくりの検討が必要

◎市町村

【強化したいこと】

- ・高齢化社会の進行・核家族化等により、成年後見制度の利用ニーズは今後ますます高まることが予想されるため、それに対応できる市民後見人の育成を引き続き推進していきたい

【課題】

- ・基本計画を踏まえ家庭裁判所との連携が必要となってくることが想定されるが、現時点では「家裁がどこまで対応してくれるのか」等が分からず、今後、連絡調整が必要となってくると思われる。

5. 上伊那成年後見センター

◆センター概要：

◎対象エリア：長野県上伊那郡8市町村

(伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、宮田村、中川村)

◎人口：183,479人（高齢化率 %、H28・10現在）

◎担当職員：成年後見センター9人、（管理職1名、業務担当3名、法人後見生活支援員5名（非常勤））

◎実施している事業：

	市（包括）	市社協
成年後見制度の広報・啓発活動	○	○
成年後見制度に関する相談受付	○（1次相談）	○（2次相談）
親族申立てにおける支援	—	△
市長申立ての支援	○	○
市民後見人の養成、登録	—	○
市民後見人の監督	—	—
受任者調整	○（ケース検討）	○（ケース検討）
法人後見、法人後見監督	—	○
日常生活自立支援事業	—	○
後見活動のバックアップ・サポート活動	—	○（市民後見人）
関係機関等との連絡調整	—	○

◎H28年度実績（フェイスシートより抜粋）：

ア. センターとしての後見受任件数（死亡、継続案件を含めたH28年度実績）

全体	66件
ア. 後見受任件数	57件
イ. 保佐受任件数	8件
ウ. 補助受任件数	1件
エ. 市民後見受任件数	件
オ. 法人後見受任件数	件
カ. 任意後見受任（発効済み件数）	件
キ. 法人後見監督受任件数	1件

イ. 申立て支援件数

全体	件
ア. 親族申立て支援ケース	件
イ. 市区町村長申立て支援ケース	件
ウ. その他の件数 ()	件

ウ. 市民後見人の候補者数、活動者数

全体	人
ア. 候補者数	人
イ. H28 年度の活動者数	1 人

※市民後見人養成講座修了後、1 年間法人後見支援員として採用（臨時職員）、その後、市民後見人候補者として登録する。

◎財源（H28 年度実績）（フェイスシートより抜粋）：

※複数市町村からの委託の場合、合算の金額を記載。

	金額（概数）	備考
全体	13,910,000 円	
ア. 行政からの委託	7,581,699 円	
イ. 後見報酬	6,328,301 円	
ウ. 自主財源	0 円	
エ. その他 ()	0 円	

◎センターの特徴・地域特性

- ・長野家庭裁判所伊那支部の管轄区域は、上伊那成年後見センターの対象市町村と一致している。
- ・若い障害者等の権利擁護支援ニーズが多く、専門職後見人が限られる中、法人後見ならびに市民後見人の養成、フォローを通じて、後見人のなり手不足をカバーしている。

2. 体制整備のポイント

◎センター設置までのプロセス

- ・平成 15 年頃は市内に成年後見人を依頼できる弁護士がおらず、専門職が限られていた。
一方、上伊那郡にあった大規模な知的障害者入所施設で平成 15 年から利用者の地域移行が進められ、利用者が地域であんしんして暮らせるような権利擁護支援ニーズが高まった。
- ・上伊那郡内 8 市町村社協の日常生活自立支援事業担当者の定期的な勉強会にて、成年後見人の不足が共通する課題であることが明らかになった。
- ・平成 21 年に伊那市社協が成年後見相談支援体制構築モデル事業受託、支援体制構築検討会議を開催した。
検討会議では、8 市町村の行政関係者、各市町村社協、弁護士会、司法書士会、行政書士会、社会福祉士会、医療関係者、障害者相談支援センター、当事者団体等幅広いメンバーが参加して協議を行った。その協議にて、各市町村単独では人材・予算面での対応が困難であり、市町村を超えた圏域でのセンター設置が効果的であるとの結論に至った。
- ・平成 22 年にモデル事業実施後も、8 市町村の課長による検討会を継続実施、センターの設置に向けた検討を行った。

センター設置までのプロセス（一部抜粋）

		備考
H18 年度後半	成年後見制度、特に法人後見に関する検討会議を各社協日常生活自立支援事業担当者により開始。	
H21 年度	伊那市社協が成年後見相談支援体制構築モデル事業受託、支援体制構築検討会議を開催。会議 6 回、先進地視察 1 か所。	
H22 年度	上伊那 8 市町村の福祉担当課長 9 名を中心に「上伊那圏域成年後見体制検討会」を立ち上げる。（伊那市社協が事務局）会議 5 回、先進地視察 3 か所。	予算面での発言が可能な自治体職員が構成員。
H23 年度	上伊那成年後見センター開設	

◎センターの位置づけ

- ・圏域内 8 市町村と個別に委託契約を締結。センターは委託費と法人後見の報酬で運営されている。補助ではなく委託を選択した理由は、法人で後見を受任する状況の方は市町村の支援が必須であり、市町村の責任で制度を普及すべきとの考えに基づく。

◎ニーズ調査の実施の有無、内容

上伊那圏域成年後見センター利用対象見込み数				
1. 圏域で何らかの後見支援が必要と思われる対象人数				
A) 総人口の 1%（日本成年後見法学会 新井誠氏による試算）				1,904 人
B) 認知症高齢者全数（西村健一朗「社会保障法」2003.12 発行より）				2,380 人
C) 療育手帳・精神障害者手帳所持者で成年後見が必要と思われる者（2010.8.1 現在）				1,274 人
合計 1,904 人 (A) ~ 3,654 人 (B+C)				
うち、第三者後見人が必要な割合 32.7%（平成 21 年県成年後見事件の概要より）				
合計 623 人 ~ 1,194 人				
2. 現在、または近い将来（2 - 3 年中）成年後見が必要となる対象者数				
A) 日常生活自立支援事業対象者（全数調査結果）			43 人（高 18 人 中 25 人）	
B) 市町村社協独自金銭管理支援事業対象者（全数調査結果）			11 人（高 2 人 中 9 人）	
A) B) のうち、第三者後見人が必要な割合 32.7%（平成 21 年県成年後見事件の概要より）				
合計 18 人 (A: 14 人 B: 4 人)				
C) 1 - C) のうち、高リスク世帯（一人暮らし、GH 入居者、障害のみ世帯）			240 人	
うち、第三者後見人が必要な割合 32.7%（平成 21 年県成年後見事件の概要より）				
合計 78 人				
合計 18 人 ~ 78 人				
3. 圏域における成年後見制度対象者の動向				
1) 人口と高齢者の状況				
	・世帯数と人口は、 H21 年 10 月 1 日現在		・高齢化率は、県内の高齢化の状況 H22.4.1 より ・認知症高齢者数は、地域高齢者福祉施設整備計画書より	
町村名	世帯数	人口（人）	高齢化率（%）	認知症高齢者数（人）
A 市	25,496	70,879	26.6	938
B 市	12,375	34,192	26.2	380
C 町	7,342	21,053	30.2	285
D 町	9,090	25,833	23.5	308
E 町	3,334	10,202	29.5	173
F 村	5,311	14,200	19.8	122
G 村	1,547	5,117	29.7	66
H 村	2,983	8,974	24.4	108
総数	67,478	190,450		2,380

2) 療育手帳・精神障害者手帳所持者で成年後見が必要と思われる者 (2010.8.1 現在)

知的障害者 (各市町村把握数)

	在宅生活者 (人)					長期入院・入所者 (人)				
	A1	A2	B1	B2	総数	A1	A2	B1	B2	総計
A市	136	10	165	142	453	43	1	6	3	53
B市	13	1	32	6	52	23	0	14	3	40
C町	29	0	36	22	87	10	0	3	3	16
D町	3	0	8	6	17	8	0	4	0	12
E町	3	10	0	4	17	0	1	0	2	3
F村	23	0	21	26	70	2	1	1	0	4
G村	0	0	4	0	4	6	0	4	0	10
H村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	207	21	266	206	700	92	3	32	11	138

うち、一人暮らし、グループホーム、障害者のみ世帯 140人

精神障害者 (各市町村把握数)

	在宅生活者 (人)			長期入院・入所者 (人)		
	精神1級	精神2級	総数	精神1級	精神2級	総計
A市	124	100	224	11	2	13
B市	33	24	57	0	0	0
C町	31	27	58	0	0	0
D町	11	6	17	6	0	6
E町	4	1	5	2	0	2
F村	25	16	41	6	1	7
G村	2	3	5	0	0	0
H村	0	1	1	0	0	0
計	230	178	408	25	3	28

うち、一人暮らし、グループホーム、障害者のみ世帯 100人

3) 日常生活自立支援事業の状況 (詳細については別紙全数調査資料を参照)

- ・現在もしくは、2～3年程度で後見が必要な件数
79件中 高:18件 中:25件 低:34件 その他:2件
- ・市町村長申立てが必要な件数 79件中 10件
- ・第三者後見人の必要な件数 79件中 35件

4) 市町村独自金銭管理事業の状況 (詳細については別紙全数調査資料を参照)

- ・現在もしくは、2～3年程度で後見が必要な件数
59件中 高:2件 中:9件 低:47件 その他:1件
- ・市町村長申立てが必要な件数 59件中 0件
- ・第三者後見人の必要な件数 59件中 13件

市町村別内訳

	日常生活自立支援事業 (件)		市町村独自事業 (件)	
	全 数	うち高・中	全 数	うち高・中
A市	51	34	6	6
B市	12	0	35	0
C町	—	—	0	0
D町	—	—	9	4
E町	—	—	1	0
F村	16	9	6	1
G村	—	—	0	0
H村	—	—	2	0
計	79	43	59	11

※日常生活自立支援事業は基幹社協で行っているためA市にC町・D町・G村、B市にE市、H村含む

4. 平成21年度 県成年後見事件の概況 (内はH20年度の数字)

- ・申立て件数 367件 (357件)
- ・市長申立て件数 20件、全体の4.9% (9件、全体の2.6%)
- ・成年後見人と本人との関係について
親族以外の第三者後見人 32.7%、国36.5% (23.3%)
- 内 訳
弁護士21件 (10件)、司法書士62件 (42件)、社会福祉士24件 (17件)
法人12件 (2件)

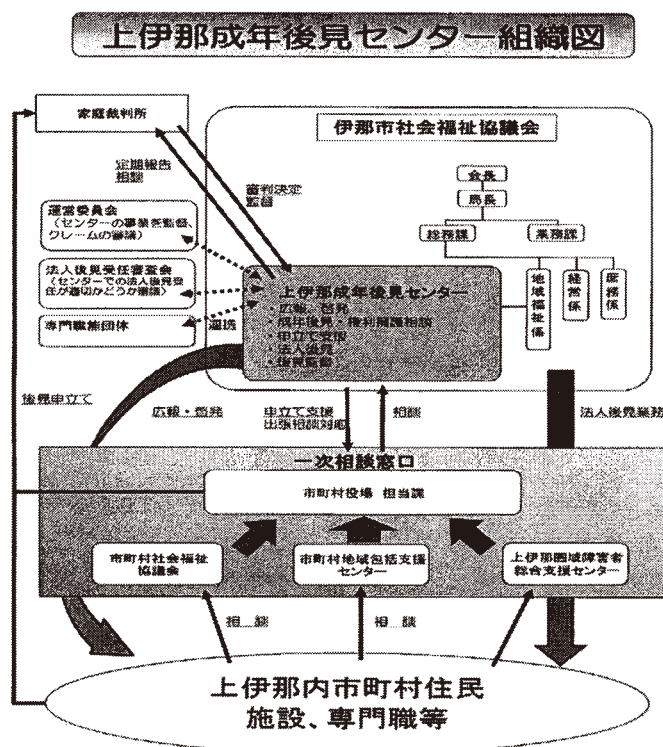
◎自治体と成年後見センターとの役割分担

- ・市の役割は、安定的な運営を行うための予算（委託費）を確保する。
- ・一次窓口は各市町村行政や地域包括支援センター等であり、二次窓口を成年後見センターと位置づけている。

3. 取組のポイント

◎二次窓口としての成年後見センターの位置づけ

- ・一次窓口は各市町村行政や地域包括支援センター等であり、二次窓口を成年後見センターと位置づけている。各市町村の行政担当者や福祉関係者の力量を向上させるべく、研修会には力を入れている。
- ・各市町村へのキャラバン方式での研修では、福祉以外の部署（水道局等）の相談窓口担当者等も対象とし、住民の権利擁護ニーズが確実に相談につながるよう支援をしている。
- ・現在、8市町村役場の担当課には社会福祉士が配置され、一次窓口でのアセスメント・支援の見立てが、二次窓口の成年後見センターでの見立てと近づき、業務がスムーズに行われるようになってきている。



◎市民後見人についての考え方

- ・職員と法人後見支援員による法人後見の推進には限界があり、市民後見人の育成が今後の鍵になると考える。
- ・平成 26 年度より市民後見人養成講座を開催、これまで 21 名が修了した。講座を受講し、さらに面接に合格した人を 1 年間臨時職員の法人後見支援員（週 1 回）として採用、具体的な業務の進め方や様々な知識を培ってもらう。その後市民後見人として活動する際、伊那市社協が後見監督人に就任する。
- ・市民後見人が受任するケースは、法人後見としてセンターが関与し、落ち着いたケースを選択し、センターから市民後見人へ後見人の交代を行っている。

◎権利擁護支援の必要性の検討（アセスメント）、マッチング

成年後見センターの担当と日常生活自立支援事業の担当は同一部署に配置している。それにより、新規のケースについて、どちらの制度で支援すべきかを丁寧に議論している。

また、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行も円滑に進めることができています。

4. 今後の意向（フェイスシートより抜粋）：

強化したいこと】

- ・法人後見受任件数増加への対応として、法人及び市民後見人のさらなる活用
- ・一次相談窓口等への権利擁護理解の推進として、各自治体職員への訪問研修

【課題】

- ## ・障害者権利条約との関係

6. 北信圏域権利擁護センター

◆センター概要：

- ◎対象エリア：中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村
- ◎人口：85,908人（高齢化率34.2%、平成29.4現在）
- ◎担当職員：法人全体3人、うち当事業3人（内訳 所長他社会福祉士2名）
- ◎実施している事業：

	市	センター
成年後見制度の広報・啓発活動	○	○
成年後見制度に関する相談受付	○	○
親族申立てにおける支援	—	○
市長申立ての支援	—	○
市民後見人の養成、登録	—	○
市民後見人の監督	—	—
受任者調整	—	—
法人後見、法人後見監督	—	○
日常生活自立支援事業	—	—
後見活動のバックアップ・サポート活動	—	○
関係機関等との連絡調整	○	○

◎平成28年度実績（フェイスシートより抜粋）：

ア. センターとしての後見受任件数（死亡、継続案件を含めたH28年度実績）

法定後見計		10件
類 型	ア. 後見受任件数	8件
	イ. 保佐受任件数	2件
	ウ. 補助受任件数	0件
受任形態	エ. 市民後見受任件数	0件
	オ. 法人後見受任件数	10件
任意後見受任（発効済み件数）		0件

イ. 申立て支援件数

全体	2件
ア. 親族申立て支援ケース	1件
イ. 市区町村長申立て支援ケース	1件
ウ. その他の件数（ ）	0件

ウ. 市民後見人の候補者数、活動者数

全体	0人
ア. 候補者数	0人
イ. 平成28年度の活動者数	0人

◎財源（平成 28 年度実績）（フェイスシートより抜粋）：

※複数市町村からの委託の場合、合算の金額を記載。

	金額（概数）	備考
全体	円	
ア．行政からの委託	13,400,000 円	6 市町村
イ．後見報酬	円	
ウ．自主財源	23,076 円	
エ．その他（講師等謝礼）	122,480 円	

◎センターの特徴・地域特性

- ・平成 19 年 1 月から、北信圏域では障害者自立支援法の施行に伴い、6 市町村が実施主体となる「北信地域障がい福祉自立支援協議会」（以下、「協議会」と表記）を設置し、障がい者が地域で豊かに暮らしていけるように、関係者が検討・協議をしてきた。
- ・平成 27 年 4 月、地域で暮らす障がい者をベースとしながらも、幅広く地域の権利擁護に関する取組の実施を目指して、NPO 法人を設立。現在、NPO 法人では当センターの運営と法人後見の受任を主な事業として活動している。
- ・当センターは、北信圏域 6 市町村による広域での設置。
- ・北信地域の管轄は長野家裁のため、活動エリアが広い。

2. 体制整備のポイント

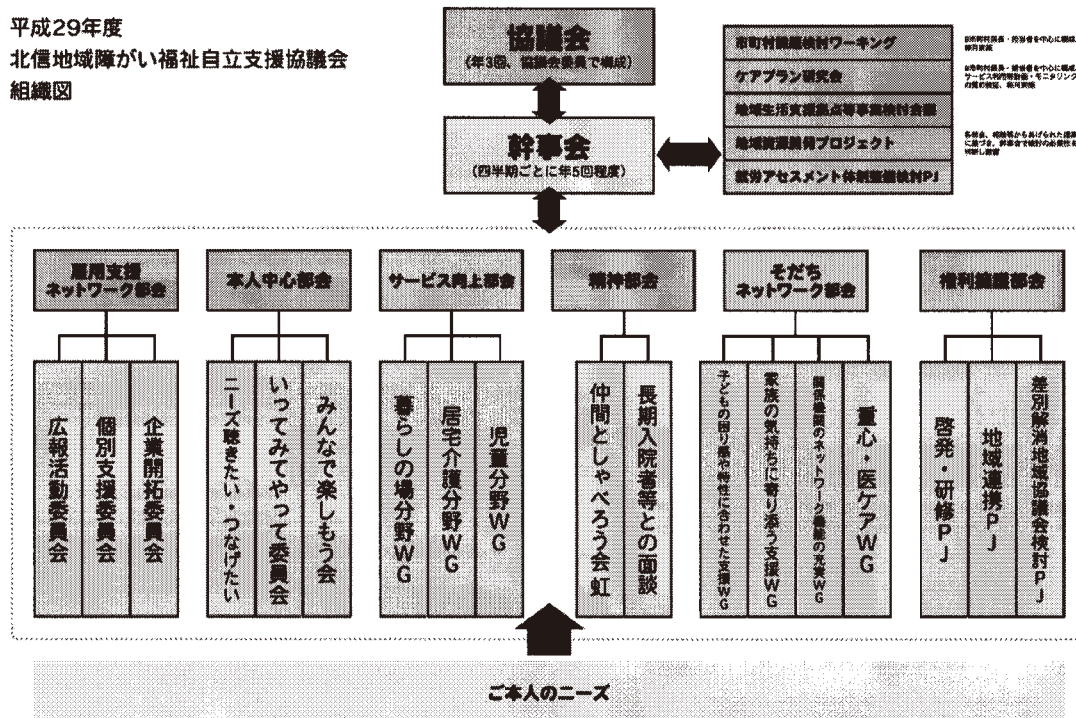
◎センター設置までのプロセス

- ・平成 19 年 1 月、「協議会」設置。協議会の中には「就労支援」、「精神」、「サービス向上（児童、居宅介護等）」、「そだち（子どもの困り感や特性に合わせる支援 WG、家族の気持ちに寄り添う支援 WG 等）」等の部会が置かれ、6 市町村と医療、福祉事業者、民生委員等が協力しながら、障がいのある子供から高齢者、家族の、地域生活を支えていた。
- ・平成 22 年頃から、権利擁護に関する任意の学習会組織も発足。地域の社会福祉士、弁護士、司法書士等が参加。
- ・この任意の学習会組織が相談にのるかたちで、平成 24 年度、協議会に「権利擁護部会」が発足。この権利擁護部会は、高齢者の権利擁護のあり方についても検討するため、関係市町村の地域包括支援センターの職員も参加している。
- ・権利擁護部会のなかで、権利擁護全般や成年後見制度の申立て支援等に関して幅広く相談にのってくれる機関の必要性が、継続的に話合われてきた。同時に、任意の学習組織のメンバーも部会に参加し、部会として、成年後見業務を担う専門職の立場から地域の課題をとりまとめた（後述）。
- ・部会のとりまとめを受けて、協議会の「幹事会（6 市町村の障がい福祉担当課長等が構成メンバー）」でも、北信地域の権利擁護のあり方について検討を重ねた。
- ・その結果、平成 26 年度の協議会における重点事項のひとつとして「（仮称）北信圏域権利擁護センター事業」が掲げられ、市町村においても必要な要綱の整備や予算の獲得が進められた。
- ・平成 27 年 6 月、当 NPO 法人がセンター業務を受託。

平成 29 年度 北信地域障がい福祉自立支援協議会組織図

平成29年度

北信地域障がい福祉自立支援協議会
組織図



平成29年度 北信地域障がい福祉自立支援協議会組織図から抜粋。

<http://www.jiritusien.jp/about/organization.shtml>

センター設置までのプロセス（一部抜粋）

		備考
H19.1	6 市町村が実施主体となる「北信地域障がい福祉自立支援協議会」（以下、「協議会」と表記）を設置。	
H22 年頃から	権利擁護に関する任意の学習会組織も発足。	地域の社会福祉士、弁護士、司法書士等が参加。
H24 年度	協議会に「権利擁護部会」が発足。	
H25 年度	協議会の「幹事会」、「権利擁護部会」で、先進地の取組みについての研修会や視察を実施。	
H26.1	協議会の「権利擁護部会」で、高齢、障害福祉事業所や包括、相談支援事業所、ケアマネ等を対象に、権利擁護に関する実態把握のための調査を実施。	
H26 年度	協議会の「幹事会」でも、北信圏域における権利擁護のあり方に関する検討を実施。	
H27.4	NPO 法人設立。	
H27.6	当 NPO 法人がセンター業務を受託。	

◎地域の実態把握調査の実施の有無、内容

- 平成 26 年 1 月協議会の権利擁護部会が、高齢、障害福祉事業所や包括、相談支援事業所、ケアマネ等を対象に、権利擁護に関する実態把握のための調査を実施。
- 地域課題を抽出・分析し、北信圏域における権利擁護支援機関の設置の必要性を提言した。
 - 障害福祉事業者と比較して、高齢福祉事業者の方が、権利擁護意識が低い。
 - 専門職の成年後見制度担い手が不足。＝背景にある問題解決にまで連携できる相手がいない。

3. 取組のポイント

◎幅広い相談受付ルートの設定

- ・北信圏域は面積が広いため、各地で出張相談を実施している（2か月に1回のペース）。住民からの、権利擁護に関する相談を受け付けるとともに、保健師やケアマネなど支援者からの相談にも応じている。
- ・また、本人や家族から直接センターに相談が寄せられるケースや、地域包括、ケアマネ、相談支援専門員を通じて相談が寄せられるケース、社協の日常生活自立支援事業から移行のケースなど、相談受付ルートはさまざまである。

◎当センターが法人後見受任者としての適否

- ・当センターが法人後見を受任する場合、後見活動適正化委員会でその妥当性を検討する仕組みが制度化されている。そこでは、以下のような、障がい者等の権利擁護に配慮した視点での検討がなされている。
 - －親族の有無
 - －低所得かどうか
 - －本人や家族の障がい特性
 - －複数の問題を抱えていないか
 - －本人の年齢（今後も長期的、継続的に関与する必要があるか）

◎関係機関との協議

- ・定期的に、以下の関係機関との協議を行っている。
 - －基幹型障害者総合支援センター
 - －各市町村社協日常生活自立支援事業担当者
 - －保健・医療・福祉事例検討会
 - －北信地域障がい福祉自立支援協議会権利擁護部会

4. 今後の意向（フェイスシートより抜粋）：

◎貴センター

【強化したいこと】

- ・多様な後見ニーズが増加する状況ですので、適正かつスムーズな制度利用が推進できるように家庭裁判所や弁護士等各関係団体との連携を強化していきたいと考えます。

【課題】

- ・地域において成年後見制度を推進していくためには、市民後見や法人後見等多様な後見活動できる体制整備が必要と考えます。そのためには、関係市町村と財政面も含めて、市町村計画策定について具体的に協議していくことが課題と考えます。

◎市町村

【強化したいこと】

- ・司法書士など関係機関との連携を深めていきたい
- ・制度の周知や民生委員、保健推進員、ケアマネ等を対象とした研修会の開催

【課題】

- ・今後増加が見込まれる後見人の首長申し立て支援について、権利擁護センターの関わり方
- ・親族と関係を悪化させてしまったり、疎遠になってしまった際、本人が解決できない状況となった場合、成年後見制度を利用したり連携する機関との協力体制の中で、市町村の担う責任や財政負担が過大となっている状況
- ・成年後見制度に関する住民の関心の低さ

7. 尾張東部成年後見センター

◆センター概要：

◎対象エリア：愛知県瀬戸市・尾張旭市・豊明市・日進市・長久手市・東郷町

◎人口：470,966 人（高齢化率 22.4%、平成 29.4 現在）

◎担当職員：法人全体 9 人、うち当事業 9 人

◎実施している事業：

	市	センター	市社協
成年後見制度の広報・啓発活動	—	○	(未確認)
成年後見制度に関する相談受付	○	○	○
親族申立てにおける支援	—	○	—
市長申立ての支援	○	○（書類作成アドバイス）	—
市民後見人の養成、登録	—	○	○
市民後見人の監督	—	○	—
受任者調整	(検討委員メンバー)	○	—
法人後見、法人後見監督	—	○	—
日常生活自立支援事業	—	—	○
後見活動のバックアップ・サポート活動	—	○（市民、親族、専門職）	—
関係機関等との連絡調整	○	○	(未確認)

◎平成 28 年度実績（フェイスシートより抜粋）：

ア. センターとしての後見受任件数（死亡、継続案件を含めた平成 28 年度実績）

法定後見計		53 件
類 型	ア. 後見受任件数	35 件
	イ. 保佐受任件数	10 件
	ウ. 補助受任件数	3 件
受任形態	エ. 市民後見受任件数	5 件
	オ. 法人後見受任件数	48 件
任意後見受任（発効済み件数）		0 件

イ. 申立て支援件数

全体	81 件
ア. 親族申立て支援ケース	46 件
イ. 市区町村長申立て支援ケース	31 件
ウ. その他の件数（ ）	4 件

ウ. 市民後見人の候補者数、活動者数

全体	19 人
ア. 候補者数	19 人
イ. 平成 28 年度の活動者数	8 人

◎財源（平成 28 年度実績）（フェイスシートより抜粋）：

※複数市町村からの委託の場合、合算の金額を記載。

	金額（概数）	備考
全体	42,339,558 円	
ア．行政からの委託	32,200,000 円	
イ．後見報酬	8,320,000 円	
ウ．自主財源	1,053,558 円	会費／講師謝金等
エその他（ キャリアアップ助成金 ）	700,000 円	

◎センターの特徴・地域特性

- ・平成 21 年、障害福祉分野の尾張東部保健福祉圏域会議において、その前年に知多地域成年後見センターが設置されたことから、「成年後見センター設置」が課題としてとりあげられた。これを受けて、平成 22 年 10 月、日進市が幹事市となり、高齢福祉分野も含めた成年後見センター研究会を設置した。平成 22 年 3 月に研究会において成年後見センター共同設置の方向性を確認した上で、平成 22 年 4 月から成年後見センター設置調整会議を設置し、拠点、予算、人員体制など設置に向けた具体的な課題を検討し、成年後見センター共同設置について合意した。
- ・設立当初（平成 23 年 10 月）は、法人後見受任を基本業務としていたが、受任件数の増加に伴い、構成市町と協議した上で、平成 25 年度からは方針転換を行い、法人後見中心から、コーディネート機能（成年後見制度の利用が必要な人に適切に制度利用につなげること）を業務の中心とすることにした。
- ・法人後見の候補者の是非については、独自で作成した「法人受任ガイドライン」に沿って適正運営委員会で必要性や妥当性を確認したうえで検討を行っている。
- ・「ゆたかに生きる権利を守る」を法人の理念とし、法人受任の後見活動、地域の支援体制づくり（人材育成）、ネットワークの構築等の活動に「本人主体」の意識が通底している。

2. 体制整備のポイント

◎センター設置までのプロセス

- ・当センター設置までプロセスの特徴として、以下のようなことがあげられる。
 - ーセンター設置に向けた会議では、出席者として高齢者部門・障害者部門の両方の課長級の職員を設定した。先進地域の視察も含め、課長級の参加を求めた。センター設置は、担当者レベルで判断できる議題ではなく、ある程度のスピード感を持って決めていくため。
 - ースケジュールを明確にし、年度ごとに期限と目標（ゴール）を設定して取り組むことが大切。特に広域自治体の場合、合意形成に時間がかかる。年度変わりで担当課長等が異動になると振り出しに戻りかねないため、研究会や調整会議において、確認・合意事項を書面に落とし、積み重ねていくことが必要。

センター設置までのプロセス（一部抜粋）

		備考
H21. 10	尾張東部圏域成年後見センター設置研究会設置	H22. 3 に共同設置の方向性を確認すること为目标
H22. 4	尾張地区成年後見センター設置調整会議設置	H23 年度中に開設すること为目标
H22. 7	基本合意書	
H23. 4	尾張東部成年後見センター運営事業にかかる協定書締結	予算は当初予算で計上
H23. 5	特定非営利活動法人認証申請	
H23. 9	特定非営利活動法人尾張東部成年後見センター認証	
H23. 10	尾張東部成年後見センター設置	
H23. 12	市民向け相談業務開始	
H27	市民後見人養成研修開始	

◎尾張東部圏域成年後見センター設置研究会（H21. 10）での協議内容

		参加者	検討内容
第 1 回	H21. 10	課長補佐級、係長級	○研究会での検討内容の確認。 ○H22. 3 に方向性の確認をすることを確認。
第 2 回	H21. 12	課長補佐級、係長級	先進事例研究 知多地域成年後見センターの設置のキーパーソンを招き、勉強会。 ○知多地域での調整会議など途中経過の資料一式の提供を受け、知多地域をモデルとして検討することとする。
第 3 回	H22. 2	課長級	知多地域成年後見センター視察 ○課長級の参加を求める。
第 4 回	H22. 3	部長・課長級	各市町での検討結果の持ち寄り。 ○センターでの共同設置で原則合意。 →設置調整会議の設置と H23 年度の設立を目標とすることを確認。

「ヒアリング調査資料（平成 29 年 10 月 12 日）」から抜粋（尾張東部成年後見センター作成）。

◎尾張地区成年後見センター設置調整会議（H22. 4）での協議内容

		参加者	検討内容
第 7 回	H22. 8	課長級（高齢・障害福祉）	○確認事項と残された課題 （法人の理事構成、法人名称、職員募集、運営経費精査（予算査定対応）、協定書の案文の確定、委託契約書の確定、運営委員会の構成・運営方法、詳細スケジュール）
第 8 回	H22. 10	課長級（同）	○各市町における内部調整（企画・財政・首長）の進捗状況 ○法人の理事について
第 9 回	H22. 11	課長級（同）	○同上（予算要求の山場）
第 10 回	H23. 1	課長級（同）	○準備の進捗状況確認
	H23. 4		「尾張東部成年後見センター運営にかかる協定書」の締結

「ヒアリング調査資料（平成 29 年 10 月 12 日）」から抜粋（尾張東部成年後見センター作成）。

◎共同設置のメリット

- ・予算：
 - －47 万人都市相当の費用をかけられる。市町は少ない負担で専門機関の設置ができる。
 - －困難ケースに対応、最小限の法人受任、普及啓発・人材育成等を実施するためには、最低でも常勤専任 2 名＋非常勤 1 名は必要であり、事業費として 2 千万円は必要。
- ・事業の効率実施：
 - －講演会など普及啓発事業を持ち回りで開催しているが、6 市町の住民を対象とすることで事業規模が大きく効率的に実施できる。
 - －特に、市民後見人養成事業等は、一定規模の応募者が必要であり、継続的に実施するには費用面や事業負担から各市町単独では非効率と思われる。
- ・情報の共有、協議によるレベルアップ
 - －運営協議会、適正運営委員会への参加等により、権利擁護に係る他市町の事例も含め数多く検討することができ、検討を重ねることで、行政を含めた関係者の知識、意識のレベルアップが図られる。
 - －行政職員の人事異動があっても、6 市町全体としては、知識や対応、ノウハウを継続できる。
- ・法人受任できるセンターができたことで、それまで「見守り」対応としていた事例が、市長申立てを活用し、積極的に成年後見制度の利用につながられるようになり、相談実績を含め 6 市町の実績数が示されるため良い意味での刺激となっている。
- ・地域の課題に即して適正運営委員会において解決するための仕組みや事業を検討し、協同で実施することが出来る。例えば、成年後見制度利用支援事業の要綱を 6 市町共通の内容で整備、専門職名簿協力者制度、苦情解決委員会などがある。検討内容の承認は運営協議会で行い予算化、実施される仕組みを協同で創り上げることができる。

◎行政計画への位置づけ

- ・地域福祉計画、障害福祉計画記載（詳細は現在確認中）。
- ・他、要綱など整備。
 - －尾張東部成年後見センター適正運営委員会設置要綱

◎ニーズ調査の実施の有無、内容

- ・未実施。センターの設置が先。
- ・むしろ、「センター設置までのプロセス」に記載したような、行政のなかのキーパーソンによる動きが大きかった。

◎広報、周知

- ・毎年度、成年後見制度セミナーの開催。
- ・その他、成年後見制度に関わる人材を育成し、制度につながられることを目的に、多様な層に対し、研修を行っている。
 - －行政職員、福祉関係者のための成年後見研修会（毎年 1 回巡回）
 - －住民のための成年後見支援者養成講座（2 日間連続講座、毎年 1 回巡回）
 - －住民向け権利擁護セミナー（毎年 1 回巡回）
 - －住民向け研修会（地域からの要請により、随時開催）
 - －民生委員、地域包括支援センター等研修会（地域からの要請により、随時開催）
 - －法律職と福祉職の合同研修会
- ・特に「住民のための成年後見支援者養成講座」は住民を対象とし、資料代（3,000 円）を徴収しているが、毎回、数十人の参加がある。住民だけでなく、仕事を通じて相談先や対応がわからず疑問を感じている職種の人（金融機関、不動産関係者、葬儀会社など）も受講している。

◎担い手の養成

- ・「専門職登録者協力者制度」の整備、実施
成年後見人等の担い手として、法人後見は限定的に行うため、弁護士、司法書士による後見人候補者調整、及び専門相談等への対応として名簿登録制度を創設（平成 26 年度から実施）

・市民後見人の養成

尾張東部圏域における市民後見人等に関する検討委員会開催（平成27年6月～9月）

第1期市民後見人養成研修の開催実施（平成27年12月～平成28年8月）

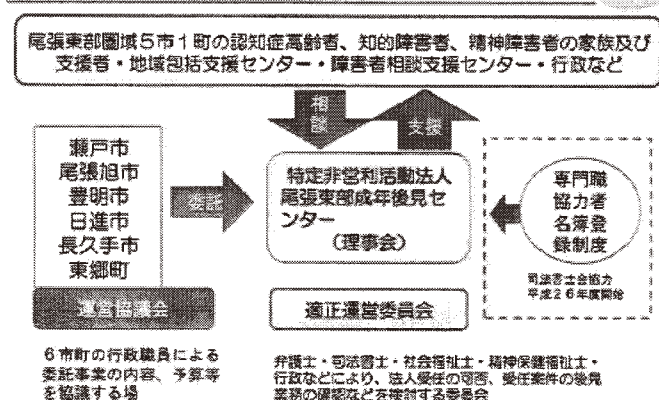
市民後見人単独受任型、センターは後見監督人として就任（市民後見人9名選任済み）

平成29年10月12日ヒヤリング時点

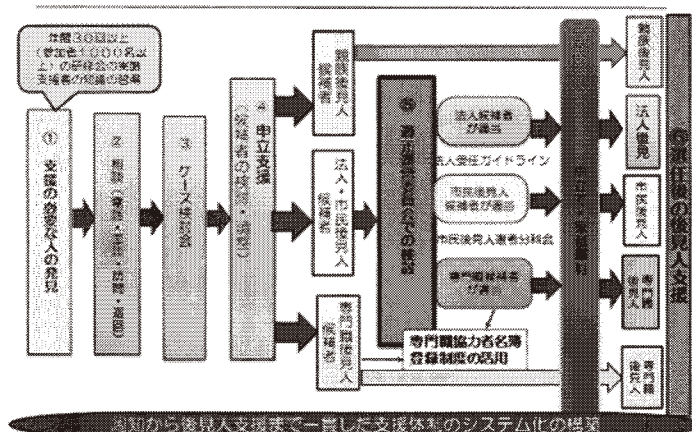
◎成年後見制度活用フロー図の作成、課長職による関与を組み込んでいる。

- ・運営協議会（年3回、行政職員のみ）、適正運営委員会（年6回、ケース検討、受任調整、行政、専門職の参加）を設置し、行政職員が事業運営に参画する仕組みをつくっている。
- ・適正運営委員会には課長の参加を必須としている。適正運営委員会では、6市町の住民がどのようなことで困っているのか、個別ケースの検討に参加することで、利用促進事業、専門職協力者名簿登録制度など、必要な制度の制定・見直し等についてもその必要性の共通理解が図られる。

センターの運営組織体制



3-1 相談支援体制のシステム化 ー尾張東部モデルの形成



「ヒヤリング調査資料（平成29年10月12日）」から抜粋（尾張東部成年後見センター作成）。

◎持ち回りによる運営

- ・取組内容と役割を明確化。幹事市、各種研修会、講演会を6市町で持ち回り開催し担当する仕組みにしている。持ち回りにすることで、役割を主体的に担い、行政職員の成年後見制度に対する理解も深まる。
- ー幹事市、市民後見人養成講座、講演会、行政職員研修、苦情解決委員等

◎専門職協力者名簿登録制度

- ・法人後見は限定的に行うため、申立支援において、本人の課題等に見合った後見人候補者を推薦する必要性があり、また専門職が受任している案件に関して苦情を受けても、受任者が誰かわからない事例が多くなった。そのため、専門職に、候補者としてあらかじめ登録してもらう（手上げ制）ことで、事例に関与できる仕組みとして、平成26年度から開始した。
- ・平成29年10月現在、弁護士12名、司法書士30名が登録している。

◎家裁との関係、家裁への期待

- ・年数回、家庭裁判所主催の家庭裁判所連絡協議会に参加している。
- ・家裁に対しては、以下のような期待や希望をもっている。
 - ー身上監護を評価する視点や考え方：現在の申立書の「申立ての動機」も財産の視点が中心であり、定期報告書における家裁の身上監護を評価する視点や考え方について。
 - ー審判後の連絡に対する考え方：専門職協力者制度の活用等により本人に見合った候補者調整を行う際の事前連絡のあり方や、候補者が選任されない場合の理由や考え方についてお示しいただきたい。

3. 取組のポイント

◎権利擁護支援策の相談（アセスメント）

- ・相談面接は、他の支援者を含む複数で実施し多角的にアセスメントを行う
- ・月2回の相談員会議により専門性の高い権利擁護支援を目指している。
- （1）相談ケースの検討：相談全ケースを共有、検討を行う
- （2）法人後見においては、担当相談員が後見支援計画を作成、職員全員で検討し毎年見直している
- ・「法人後見受任ガイドライン」を作成（H25.6）。

○センターによる法人後見受任が必要な場合：

- ・福祉専門職による後見が必要かどうか（本人の意思尊重と身上保護への配慮の視点）
- ・個人による受任が困難なケースかどうか
- ※次のようなケースは法人による後見が望ましい
 - ア．頻回な支援が求められる場合
 - イ．支援の枠組みが不十分な場合
（いわゆる困難ケースで、支援の枠組みを一からつくる必要がある場合など）
 - ウ．個人では受任リスクが高い場合（受任者の個人情報や身の安全の確保）
 - エ．報酬が見込めない場合
 - オ．家族が複合的な問題を抱えている場合
 - カ．緊急性が高い場合
- ・公的なセンターが受任するケースかどうか
- ※家裁から直接依頼された場合は、受任の方向で検討する。

○センターの受任が不適切とされる場合：

- ・相談者の不利益になる場合
- ・利益相反となる場合
- ・法律上のトラブルがすでにある場合

◎市長申立てに関する支援

- ・市町の職員の後見制度に関する知識、書類作成のスキルアップ、自らの自治体の住民理解の促進を意図し、センターでは市長申立ての書類作成支援はアドバイスのみとしている。
- ・市長申立ては原則3か月以内に行うことを書面で共有し、担当者が交代してもルール化しており、定期制運営委員会で進捗管理を行っている。

◎本人や親族申立てに関する支援

- ・本人や親族申立ての場合、必要に応じて、書類作成支援から、家裁への申立て同行まで行う場合もある。申立て書類の他に、本人の生活課題や必要な支援内容等の情報を上申書や報告書として作成、添付している。医師への診断書作成依頼においては、支援者（親族、ケアマネ等）に、診断書作成にあたって医師に伝えるべき内容の助言や同行する場合もある。
- ・申立において法律家への書類作成依頼を希望する場合は、専門職協力者名簿登録制度を活用し紹介している。その際、必要に応じて法律職に対して面談時の同行支援、または他の専門職への連携の橋渡しを行う。

◎苦情解決の体制整備

- ・専門職協力者名簿登録制度の登録者における苦情の窓口となり、各士会と連携して苦情解決の対応を行う。
- ・適正運営委員会において第三者委員会を設置し、法人後見に対する苦情解決の体制を整えている。

苦情解決の体制について

1 適切な苦情解決

- (1) 尾張東部成年後見センター（以下、「後見センター」という。）が関与する個々のケースにおいては、その扶養者など関係者から財産管理や身上監護の役割をとりあげる様なかたちになる事もあり、その関係者から苦情をいただくことが想定されます。
- (2) 社会福祉法により、第 82 条に「社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。」と規定しており、社会福祉事業を行う事業者は、苦情解決委員会を設置するなど適切な解決を図るべく体制をつくっています。
- (3) 後見センターの行う事業は、社会福祉法に規定する社会福祉事業にあたらないため、この法令の適用はありませんが、その趣旨に沿って苦情解決の体制をもっておくことが適当と考えます。

2 苦情解決の体制

- (1) 苦情解決にあたって、後見センター長が一義的には窓口責任者になりますが、当事者同士の話し合いでは解決できない場合は、第三者による解決が必要となります。
- (2) 後見センターは、センター運営が、適法かつ適切に運営されるよう指導、監視する組織として適正運営委員会を持っていますので、この組織を第三者組織とすることが考えられます。
- (3) しかしながら、苦情解決を多数数である適正運営委員会で直接処理するのは困難ですので、適正運営委員会のなかに、直接苦情申立者と面接等を行う小委員会として苦情解決委員会を設けます。
- (4) 苦情解決委員会の委員は 3 名とし、適正運営委員の中から次のとおり選任します。
- ① 弁護士
 - ② 社会福祉士または精神保健福祉士
 - ③ 幹事市（町）職員（幹事市（町）が当該事業を担当している場合は適正運営委員会が別の市町から指名する）

3 役割分担

(1) 苦情解決責任者（センター長）

苦情解決責任者は、面接、電話、書面などにより、利用者からの苦情を随時受け付け、苦情内容や苦情申出者の意向等の確認を行い、申出者が希望する場合は、苦情解決委員会に回付します。

(2) 苦情解決委員会

- ① 苦情解決委員会は、申出者との面接、電話、書面等により、苦情の内容の確認をし、一方後見センターの事情説明を受け、書類等を精査し、事実関係の確認を行います。
- ② 解決案の調整、助言、話し合いを行います。
- ③ 改善事項等の書面での記録と確認を行います。
- ④ 苦情解決委員として調査、審議等に從事した場合は 1 日につき 1 万円を支払う

(3) 適正運営委員会

- ① 適正運営委員会は、苦情解決委員会から報告を受けた後、必要な措置を講じます。
- ② さらに行政的な対応が必要な場合は、幹事市（町）を通じて、運営協議会に諮り必要な措置を講じることを関係市町に要請します。

4. 今後の意向（フェイスシートより抜粋）：

◎センター

【強化したいこと】

チーム支援における意思決定支援の推進

専門職後見人、親族後見人、後見人以外の支援者、親族が本人を中心としたチーム支援において、本人抜きにした代行決定、本人を抜きにした最善の利益による支援とならないように意思決定支援を推進していきたい。

【課題】

意思決定支援については具体的な手法が確立されているわけではないため、個人の考えや裁量に委ねられており支援の方針に偏りがある。

意思決定支援のためのツールの利用等の検討が必要

◎市町村

【強化したいこと】

成年後見センターとして設立したが、権利擁護支援センターに向けた転換を図る必要があると考えている。今回の利用促進法による計画策定が、センターの役割、ネットワークのあり方等を再検討のいい機会となると考えている。

【課題】

- ・ 6 市町の地域の実情に応じたきめ細かなネットワークづくり
- ・ チーム支援におけるセンターの位置づけ・役割の明確化（要綱等での規定）

8. 知多地域成年後見センター

◆センター概要：

◎対象エリア：愛知県知多半島5市5町（大府市、東海市、知多市、常滑市、半田市、東浦町、阿久比町、武豊町、美浜町、南知多町）

◎人口：約 620,000 人（高齢化率 22%、平成 28.4 現在）

◎担当職員：正規職員 9 名、非常勤職員 21 名

◎実施している事業：

	市	センター	市社協
成年後見制度の広報・啓発活動	—	○	(未確認)
成年後見制度に関する相談受付	○	○	○
親族申立てにおける支援	—	○	—
市長申立ての支援	○	—	—
市民後見人の養成、登録	—	—	(未確認)
市民後見人の監督	—	—	—
受任者調整	—	○（受任判定会議）	—
法人後見、法人後見監督	—	○	—
日常生活自立支援事業	—	—	○
後見活動のバックアップ・サポート活動	—	○（市民、親族、専門職）	—
関係機関等との連絡調整	○	○	(未確認)

◎平成 28 年度実績（資料より抜粋）：

ア. センターとしての後見受任件数（死亡、継続案件を含めた平成 28 年度実績）

法定後見計		353 件
類 型	ア. 後見受任件数	199 件
	イ. 保佐受任件数	127 件
	ウ. 補助受任件数	27 件
受任形態	エ. 市民後見受任件数	0 件
	オ. 法人後見受任件数	353 件
任意後見受任（発効済み件数）		件

イ. 申立て支援件数

全体	件
ア. 親族申立て支援ケース	件
イ. 市区町村長申立て支援ケース	件
ウ. その他の件数（ ）	件

ウ. 市民後見人の候補者数、活動者数

全体	0 人
ア. 候補者数	0 人
イ. 平成 28 年度の活動者数	0 人

◎財源（平成 28 年度実績）（フェイスシートより抜粋）：

※複数市町村からの委託の場合、合算の金額を記載。

	金額（概数）	備考
全体	84,720,000 円	
ア. 行政からの委託	45,000,000 円	
イ. 後見報酬	3,663,000 円	
ウ. 自主財源	1,140,000 円	会費／講師謝金等
エ. その他（ 県委託事業 ）	1,950,000 円	

◎センターの特徴・地域特性

- ・発端は、25歳の知的障害を持つ若者の親が余命半年というケースの相談から、（特活）地域福祉サポートちたが法人後見を受任したことが、知多地域に成年後見センターを設立するきっかけとなった。
- ・知多地域はもともと市民活動が盛んであり、地域で誰もが安心してらせることを支える団体と活動が存在しており、そのような土壌の上に後見が位置付けられている。

2. 体制整備のポイント

◎センター設置までのプロセス（一部抜粋）

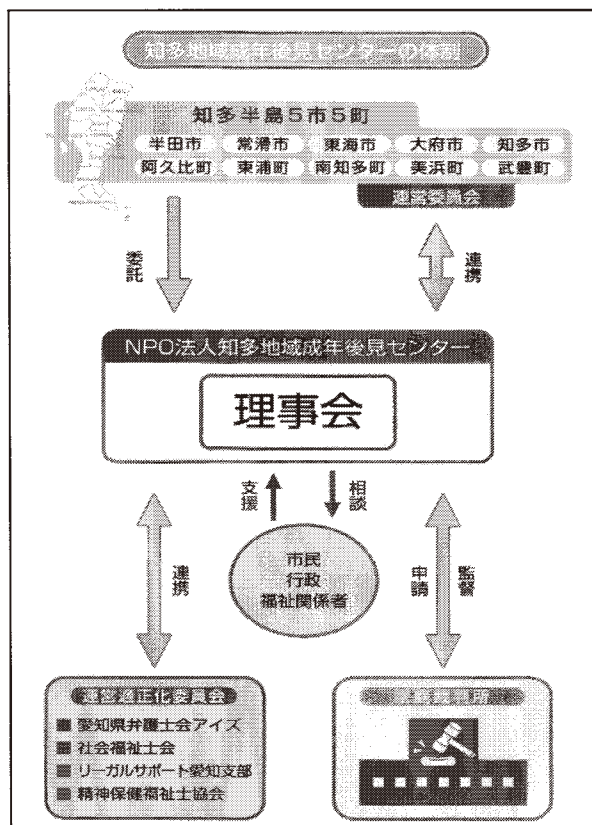
		備考
2003 年	知的障害者の生活支援を行っている NPO から地域福祉サポートちたに相談が入り、弁護士事務所等への相談を経て、名古屋家庭裁判所に申し立てを行う。	
	東濃成年後見センターの実践に関する学習会を開催。	
2004 年	・知多地域の市町福祉課と成年後見の必要性を協議。 ・障害の親の会が成年後見制度の講演会を主催、学習会を開催。	
2005 年	・知多地域の市町福祉課に成年後見に関する資金援助を依頼。 ・年間 8 回の学習会を開催、行政・住民に成年後見センターの必要性を周知。	
2006 年	・知多地域の障害分野課長会で法人後見の説明と資金援助を依頼。 ・知多地域全市町福祉課職員と NPO で先進地バス視察ツアーの実施。（東濃）	
2007 年	・知多地域高齢者・障害者担当課長調整会議が開催、以降、「5 市 5 町成年後見利用促進事業調整会議」等が 8 回開催、担当者、課長、部長の各階級での会議が行われ、NPO と社協がオブザーバー参加した。 ・8 月に「成年後見に関するフォーラム」を関係者で開催。 ・2008 年 1 月に NPO 法人知多地域成年後見センターが認証された。 （NPO 法人と社協が協働し、新たな NPO 法人を設立した。） ・2 月に各市町議会にて 4 月からの各市町からセンターへの委託が決定した。	

- ・行政と組んで予算をつけてもらうための取り組みを行った。某市に熱心な自治体職員がおり、助言を得ながら取り組みを進めた。
- ・住民の声、住民からの必要性を継続的に伝え続ける。（声が届かないとニーズがない、と言われる）
- ・視察にバスでともにいくなど、一緒に同じものをみることが大切。
- ・各自治体の福祉課課長が集まり検討し、課長から部長にあげる過程を通じて、予算を含めた意思決定が可能となった。

◎NPO 法人、社会福祉協議会、行政の協働による広域事業（5 市 5 町）

- ・5 市 5 町のエリア設定は、家裁のエリア、社協の日常生活自立支援事業の領域と一致している。
- ・単独市町では実施困難な事業実施が可能。
- ・成年後見関係を含め、権利擁護関係の無料相談が可能となる。
- ・委託料により、職員の身分も財政的に保障される。
- ・委託契約は毎年更新する（委託先は変更できる仕組み）。常に選ばれる機関であることが大切。

◎体制図



- ・1件受任し始めた当初より運営適正化委員会を設置、仕組みづくりを行った。
- ・運営委員会は5市5町の福祉行政担当で構成。成年後見センターへの委託業務をチェックしている。
年4回開催され、各市の担当課長が出席している。幹事市町は交代制。
- ・運営適正化委員会は、専門職等で構成され、後見業務等チェックしている。年4回開催。
- ・法人後見は、法律家等の専門職が受任できる状況にない者（収入資産が少なく、報酬が見込めない者、対応が難しい処遇困難事例等）をセンターが受任する。
- ・法人後見の受任に際しては、法人や受任者個人に対して利益相反関係にない、公正な立場の法律家や福祉関係者で構成している会議で候補者等を調整している。

◎協定書について

- ・5市5町とは委託にかかる協定書に調印、委託契約は年度更新をしている。
(参考：平成20年度協定書における「利用促進事業に要する経費」別表)

別表 利用促進事業に要する経費				
区分	金額 (千円)	積算項目 (千円)		適要
人件費	18,000	支援員2人	14,000	専門職員 1人×8,000,000円 1人×6,000,000円
		事務員2人	4,000	事務員 2人×2,000,000円
物件費	6,465	弁護士顧問料	600	12月×50,000円
		運営適正化委員会 運営費	360	弁護士、司法書士、社会福祉士 福祉専門職等報酬 年12回×30,000円
		啓発事業費	740	啓発事業開催費、ホームページ開設費 パンフレット作成費
		裁判所申立経費	1000	
		先進地視察研修事業費	331	3か所(さいたま市、西宮市、出雲市)
		事務所賃借料	240	2か所×12月×10,000円
		車両賃借料	720	2台×12月×30,000円
		保険料	79	賠償責任保険
		旅費交通費	480	2人×12月×20,000円
		通信費	905	電話料(固定分)2台×12月×20,000円 =480,000円 電話料(携帯分)2台×12月×12,300円 =295,000円 郵便料 130,000円
		光熱水費	100	
		消耗印刷費	400	印刷、消耗品費
		事務用設備費	510	パソコン、コピー機、プリンター、 机、保管庫、電話等接続経費
合計	24,465			

(摘要) 区分間・項目間の流用を認めるもの。

◎財源と委託金の負担割合（算出式）

- ・予算：知多管内5市5町からの委託料が約2500万円（初年度）受任件数、相談件数の増加に伴い、5年目より約3200万、7年目より約3900万、9年目より約4500万円と増額。2018年度の委託金は5400万円となる。
- ・比率は当初は「均等割り 10/100、人口割り 90/100」だったが、3年目より（均等割り 10/100、人口割り 70/100、受任件数割り 20/100）となった。
また2018年度より割合は（均等割り 10/100 人口割り 60/100、受任件数割り 30/100）となる。

3. 取組のポイント

◎相談受付（アセスメント）

- ・各市町の福祉課や包括から困難ケースに関する相談が入ることが多い。
役所から紹介されて相談にくることもある。
- ・センターがすべて対応するわけではないと、本来的な担当窓口にお返しする場合もある。
- ・包括の会議など、本人のためのケース検討会議の場に参加してケースを共有、関係機関と連携し、それぞれ何ができるのかを考えつつもに対応を進めている。
- ・その場で、成年後見制度の利用が必要なケースの場合には、アセスメントを行い、候補者の見立てまで行うことが多い。本人が単独で難しいことを補完するだけという観点でかわる。（類型が重くなりすぎないように、軽いほうがよいという考え方。）

◎後見ニーズの受け皿の整備方針

- ・日常生活自立支援事業については10市町による取り組みの差が大きい。
- ・10市町において「権利擁護サポーター講座」を実施、修了者はセンターの法人後見の支援員として活動している。市民後見人は養成していない。（今後担い手がいなくなることが予想される。）

4. 今後の意向（フェイスシートより抜粋）：

◎センター

【強化したいこと】

- ・親族後見人への支援（10年前「後見人ネットワーク会議」という場を月に1回開催していたが、当時は時期尚早であり、人が集まらなかった。今こそこのような取り組みが必要になってきた。
センターで行う「後見業務支援」の多くは親族後見人への支援である。報告の仕方、引き継ぎの方法等が主な相談内容である。もっと親族の応援を行ってきたい。

9. 伊賀地域福祉後見サポートセンター

◆センター概要：

- ◎対象エリア：三重県名張市、伊賀市（6市町村が合併）
 ◎人口：172,437人（高齢化率30.7%（H29.9末（伊賀市）、10.1現在（名張市）））
 ◎担当職員：センター担当者1名（権利擁護課主事 社会福祉士・精神保健福祉士）
 法人全体 330名

◎実施している事業：

	市・包括等	社会福祉協議会	福祉後見サポートセンター
成年後見制度の広報・啓発活動	○	○	○
成年後見制度に関する相談受付	○	—	○
親族申立てにおける支援	○	—	○
市長申立ての支援	○	—	○
市民後見人の養成、登録	—	—	○（福祉後見人）
市民後見人の監督	—	—	○（5件中1件、残りは単独受任）
受任者調整	—	—	—
法人後見	—	○	—
法人後見支援	—	—	○
日常生活自立支援事業	—	○	
後見活動のバックアップ・サポート活動	—	—	○（専門職、親族）
関係機関等との連絡調整	—	—	○

◎参考実績 伊賀市社会福祉協議会による法人後見 H28 年度実績

①社協による法人後見受任件数（死亡、継続案件を含めた H28 年度実績）

法定後見計		14 件
類 型	ア. 後見受任件数	7 件
	イ. 保佐受任件数	5 件
	ウ. 補助受任件数	1 件
受任形態	エ. 市民後見受任件数	0 件
	オ. 法人後見受任件数	14 件
任意後見受任（発効済み件数）		0 件

②福祉後見人※2 の登録・活動状況（センター事業）

全体	人
ア. 福祉後見人候補者数	10 人
イ. H28 年度の活動者数	5(4) 人

- ※1 福祉後見サポートセンター事業と社協法人後見事業は別事業であり、法人後見事業は社会福祉協議会独自事業である。受任は法人として受任している。
- ※2 伊賀地域では、「福祉後見人」（「市民後見人」とほぼ同義語）という名称を用いている。福祉後見人は1件を除いて監督人がつかない単独受任である。
- ※3 年度途中で、被後見人死亡により1件終了。
- ※ 申立て支援件数については、相談のうち、申立に至ったか否かの追跡はしていない。相談者からの任意の報告で知ることはある。

◎主な事業（29 年度事業概要より引用）

○啓発・研修

権利擁護支援の充実のためには、成年後見制度や成年後見人等の役割に関する正確な理解とともに、本人の身上監護と財産管理の知識、本人の権利擁護のための人権感覚などスキルをもつことが求められる。そのために、成年後見制度等の権利擁護の施策を広く市民や関係機関に啓発するための取組み、具体的には講師派遣や研修会・学習会の開催などを進める。

○成年後見制度利用支援

成年後見制度を必要とする人や、申立をしようとする人に対して、後見等を利用しやすくするための業務を行う。

- ア) 市民や関係機関からの成年後見制度等の相談を受け助言を行う。
 - イ) 市民や関係機関への権利擁護、権利擁護支援に関する情報を提供。
 - ウ) 成年後見制度等申立て手続き方法についての支援。
 - エ) 成年後見制度利用支援事業の利用を含む市長申立てについて、連絡調整及び支援
- また、虐待等の不適切な事例に対しては、関係機関と連携しながら必要な対応を行う。

○福祉後見人材バンク

サポートセンターにおいて、地域で福祉後見活動に関心のある人に対して研修を行い、研修修了者から候補者（名簿登録者）を募集し、裁判所からの依頼があった場合に、名簿から成年後見人等の候補者を推薦する。さらに、実際に福祉後見人を受任している方への支援（後見人のつどい、福祉後見人連絡会など）を実施している。

福祉後見人は、障がい者や高齢者に対する理解、援助のあり方についての理解を深めることによって、福祉的支援を必要とする人に対し、身上監護面での配慮を適切に行える市民後見人としての役割を発揮してもらうことが期待される。

○後見人サポート

成年後見人等になった人に対するサポート機能として、後見人等が困った時に気軽に相談に応じられる体制と、より専門的な内容での支援ができる体制の双方が必要となる。

成年後見人等が、本人（被後見人等）に対して行っている援助の状況が適切かどうかの把握を行うとともに、どのような援助を行っていくべきか相談助言などを家庭裁判所と連携し行う。

本人（被後見人等）が抱える生活課題は多様であり、サポートセンターがその成年後見人等を支援するにも多様な情報が必要となる。そこで、まずは、サポートセンター事務局スタッフが相談に応じ、より専門的な内容については、医療・福祉・法律の専門職等で構成されたサポートセンター運営委員会委員から助言を得られるようにしている。

個別の対応だけではなく、親族、専門職、市民、法人等の属性を問わず、成年後見人等を受任した方が参加できる「後見人のつどい」と、福祉後見人が参加する「福祉後見人連絡会」を開催している。いずれも、専門職等との相談助言と成年後見人等の相互交流の機会になっている。

○法人後見支援

社会福祉法人やNPO法人などが後見を担う場合に、手続きや後見について助言等を行う。また、後見を担うNPO法人等の設立を支援する。（現状は2市の社協のみ。現状では未実施）

親族後見の担い手、専門職後見いずれも限定的。福祉後見人の場合は受任可能な件数事案と件数が限定的。候補者自体も少ない。後見パンデミック（成年後見制度の需要の急激な増加）への対応として、担い手の裾野を広げることが今後必要になるか。（例 親の会等々）

◎財源（H28 年度実績）

	金額（概数）	備考
全体	9,000 千円	
ア.行政からの委託	9,000 千円	伊賀市、名張市より各 450 万円
イ.後見報酬	千円	
ウ.自主財源	千円	
エ.その他（国庫補助又は県費補助等）	千円	

2. 体制整備のポイント

◎センター設置までのプロセス

年月	内容	備考
介護保険開始 ～H14 年度頃	- 日々寄せられる困り事に関わる過程で、日常生活自立支援事業では契約締結能力のない人の権利を守りきれないという限界と、成年後見制度の利用につなげる必要性が見えてきた。 - 昭和 60 年代から、民生委員やホームヘルパーなどによって発見された地域生活を継続することが困難な事例に基づき、弁護士に相談しつつ該当者の通帳などを事務委任として預かったり、職員やボランティアが協力して自宅の衛生を保つことができなくなった人の家のゴミ掃除を行うなどの生活支援を行ってきた。平成 10 年度には全国社会福祉協議会から要請を受けてこうした事例を提供するなど、地域福祉権利擁護事業の制度設計に関与した。	
H15 年度～	全国社会福祉協議会委託 「地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の連携に関する研究モデル事業」の実施	- 制度の周知不足や財源の問題等から、伊賀地域において成年後見制度が十分に活用されていない。 - 福祉的な支援が必要な人（病気や障がい等で成年後見制度が必要であるにもかかわらず、自身の判断能力や事務遂行能力が乏しく、更に親族等の関わりが不十分であるがゆえに自力での申立が難しく、申立前から関わりが必要な人）と成年後見制度を適切に結びつけられていない。 - 福祉的な支援が必要な人に適した成年後見人等の確保が進んでいない等の課題が明確になった。
H16 年度～	厚生労働省未来志向研究プロジェクト 「福祉後見サポートセンター設立研究事業」の実施	- 伊賀地域におけるサポートセンターの設置の必要性和、その一方で、伊賀地域の第三者後見の担い手不足という実情が見えてきた。 「伊賀地域福祉後見サポートセンター構想」を提案（別添資料参照）
H18 年 8. 1	伊賀地域福祉後見サポートセンター開設	伊賀市、名張市からの委託事業として、伊賀市社会福祉協議会が受託。

(補足)

- センターの対象範囲については、一定の行政規模が必要ではないかということで伊賀地域（伊賀市と名張市）になった。当時、伊賀市社会福祉協議会が地域福祉権利擁護事業（現 日常生活自立支援事業）の基幹的社協であった。また、裁判所の管轄も一緒の地域である。
- センターの委託先として、社協が第一候補となった際に、最も神経を使ったのは利益相反のことである。社協は、介護サービス、法人後見双方を実施しているので、敏感に感じている。利益相反を避けるためには、サポートセンター運営委員会等にチェック機能を持たせることが大事という認識に至っている。
- 利益相反については、都市部と違って資源が乏しい地方では、ここしか資源がないという事業がかなりある。結論としては、利益相反の判断は裁判所が行うことであり、仕組みとしてどのように活かしていくかということではないか。

◎行政計画への位置づけ

- 地域福祉計画等には一部位置づけられているが、内容は、今後行政との詰めた議論が必要と感じている。

3. 取組のポイント

◎センターの目的は、後見そのものを担うことではなく、後見が機能することを支援すること。

（「伊賀地域福祉後見サポートセンター構想」より抜粋）

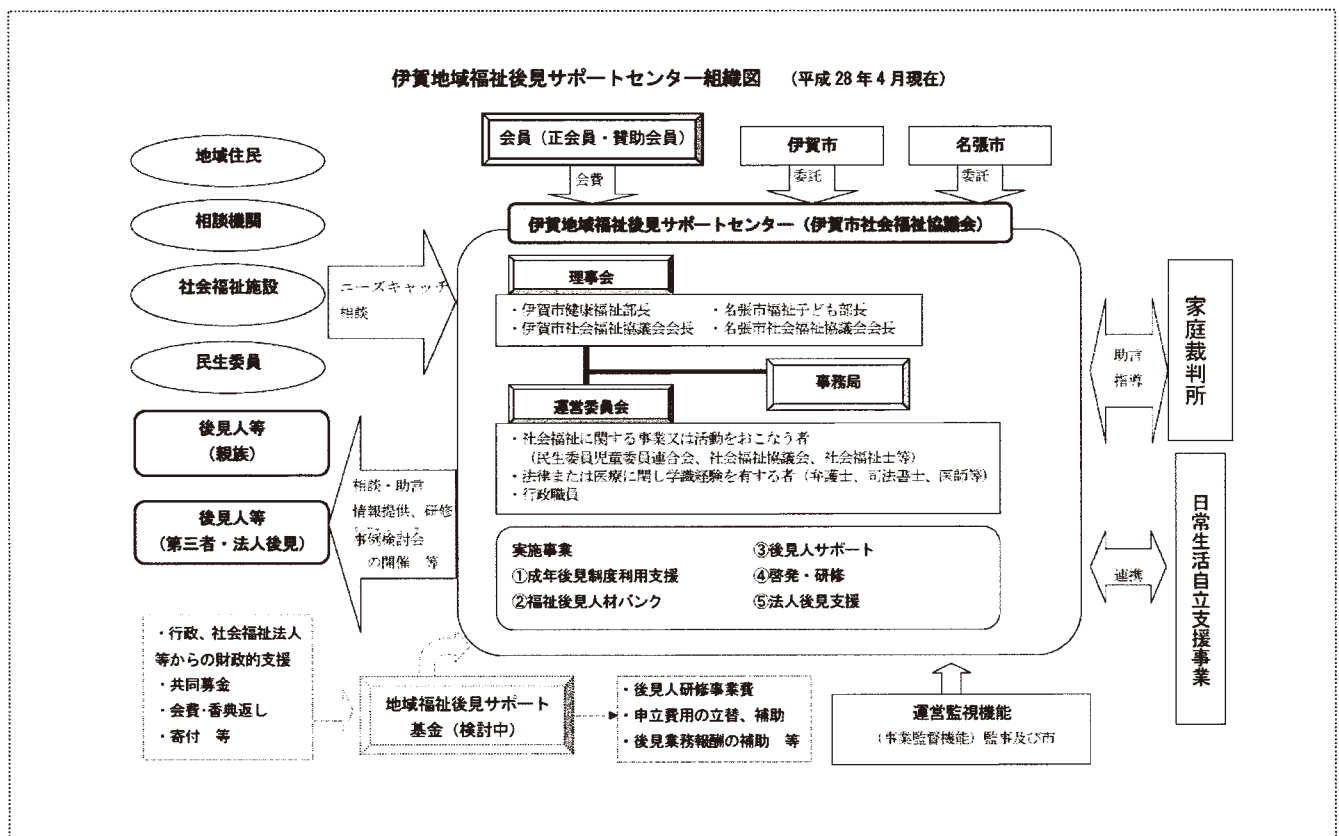
・後見そのものを担うことを目的とするのではない。あくまでも後見が機能することを支援するための取組みである。しかし、他の適切な受任者が見当たらず、被後見人と社協との間にサービス提供などの利益相反関係がない場合は、社協として法人後見を担う。

◎「運営委員会」と「ネットワーク」の2層構造をとっていること

「運営委員会」は理事会（サポートセンターの運営に関する重要事項の審議）の決定に基づき、サポートセンター事業の推進に必要な事項を審議する。

また、サポートセンターは、地域福祉の機能を活かして、市民に成年後見制度への理解や担い手を広げつつ、成年後見制度を伊賀地域の財産にしていく取り組みを行っている。その取り組みには多様な市民、機関、団体等が参画し、その「ネットワーク」を活かして、ともに地域の財産として成年後見制度のしくみを築いていく視点を大切にしている。

特に、伊賀地域の住民を対象に福祉後見人を養成しているのは、サポートセンターの取り組みに市民が参画することでもある。



◎伊賀地域における福祉後見人（市民後見人）の位置づけ、活用について

- ・福祉後見人は地域福祉の担い手ととらえているので、必ずしも養成研修の修了者すべてに後見活動を期待しているわけではない。成年後見人等の受任に際しては無報酬を承諾いただいている。したがって、後見活動を生活の糧として期待してくる人には合致しない。
- ・養成講座終了者数は252名、現在引き続き連絡が取れている方は約230名、候補者の登録は10名、受任5名という状況である。
- ・伊賀地域では、福祉後見人は、原則後見等監督人をつけずに単独受任で活動を担っている。「監督」となると、後見人と監督人の間に、ある種対立構造を生む可能性があると考えている。また、サポートセンタ

一は、継続して福祉後見人に伴走していく「支援機関」であり、「支援」と「監督」も、ある種対立する概念であると考えている。したがって、福祉後見人にはあえて監督人はつけず、監督人をつけなくても活動できるようなサポート体制を組んでいる。また、名簿登録、受任等に際しても書類審査や面接等で適性の審査を行っている。今後は、名簿登録後の受任までの期間が空くことから、受任へのモチベーションを維持する意味でも、その間のフォローが課題である。

4. 今後の意向

◎これまでの取組による効果（フェイスシートより引用）

【支援者にとって】

- ①日々寄せられる困り事に関わる過程で、特に日常生活自立支援事業では守りきれない契約締結能力のない人を成年後見制度につなげやすくなった。
- ②福祉的な支援が必要な人（病気や障がい等で成年後見制度が必要であるにもかかわらず、自身の判断能力や事務遂行能力が乏しく、更に親族等の関わりが不十分であるがゆえに自力での申立が難しく、申立前から関わりが必要な人）と成年後見制度を結びつけやすくなった。

【地域にとって】

- ①伊賀地域で成年後見制度が根付き、機能するための支援機関がある。＝伊賀地域が成年後見制度を利用して暮らしていける地域になる可能性が見えてきた（成年後見制度の取り組みが地域の財産となる）。
- ②地域住民が福祉後見人として成年後見制度の活動に参加できる（担い手不足の解決につながる）。

【貴センター⇔社会福祉協議会にとって】

- ①市民から福祉後見人を育て、活動いただくことは、成年後見制度の取り組みに市民が参画することであり、「地域住民とともに、地域の財産を築いていく」という当会の目指すこととも合致する（社協らしさを活かすことができる）。
- ②成年後見制度の取り組みが「社会福祉法人の社会貢献」のひとつとなっている。

◎今後の検討課題や取組意向

○制度の活用として

- ・成年後見制度は、現状ではある種「事後」の話であり、今後「事前」（予防）に変えていく必要がある。そのためには、セーフティネットの一つとして、一人一人が自分のことは自分で考えられるようにしていくような、市民も参画した地域への啓発を含めた仕掛けと取り組みが必要。
- ・現状では、利用開始時に後見類型であれば、亡くなるまで後見類型が継続する。心身の状態の変化により、補助⇒保佐⇒後見と類型が変化することはあっても、後見⇒保佐⇒補助へと変化していくことも極めて少ない。こうした活用方法も見直していく必要があるのではないかな。
- ・予防的に活用していくためには、見守り部分ができていないと、成年後見制度の利用だけが増加していくことになる。福祉職・専門職の中には「成年後見制度＝万能薬」と過度に期待することも少なくなく、画一的に、日常生活支援事業、成年後見制度につなげてしまうケースもある。しかし、これらの支援を受けることによって、時に、利用者にとっては不本意な結果となることもある中で、画一的な対応は利用者の反感を招くことがある。本人の意思とは無関係に、制度を適応させることを優先する専門職の在り方も変えていく必要がある。
- ・ケアマネジャー等についても、まだまだ周知啓発が必要と感じる。成年後見制度の相談は特殊な相談という意識が強い、利用後の生活に対する成年後見人等の関わりのイメージが付きにくい、成年後見人等はあくまでも裁判所から付与された代理権の範囲で活動する者であるが、万能ですべて対応できるような印象を持たれているように感じる。

（センターとして）

- ・地域に必要とされる支援機関であるためには、ノウハウの継承とそのための人材の育成が必須。そのための資金も重要。地域性、住民性を踏まえて、これまで培ってきたことをどう活かすのが鍵。サ

ポートセンターは、ニーズから事業化したところが事業の持続を可能にしている。ただし、ヒトに仕事がついてしまうという課題も感じている。

○現状の仕組みの課題

- ・いったん成年後見制度の事案として相談が上がってきても、代替案があるのではないかとして相談元に戻すことがある。現状では、戻した後のフォローの仕組みや責任が不明瞭になっていると感じる。今後は、代替案を含めて客観的に選択できる場、ある種その場で決められるようなメンバーで（決定権限のある人）、即効性実効性を持たせた合議体について検討していく必要がある。

◎国の基本計画でいう「中核機関」の役割に関して

- ・中核機関の機能としての「受任者調整」については、その意味するところによっては否定的。一法人に支援機関であるサポートセンターと受任者である法人後見がある中で、ある種「選り好み」をしているのではないかという誤解は避けたい。
- ・上流～下流の流れでいうと、地域包括支援センター、障がい者相談支援センター、居宅介護支援事業所、障がい者の特定相談事業所等一次相談機関になりうる窓口の人には、一般的な説明が誰でもできるような役割を期待したい。（1～3に該当）
- ・意思決定支援は誰がするのか。合議制を組んで、そこに本人が参加するのであれば、説得力のある、共有できるいい方法にはなると思う。ただし、進め方を間違えると意見の押し付けになる。代替案は沢山あるはずで、そのためには、社会資源の開発を同時並行的に動かす必要がある。

10. 坂出市成年後見センター

◆センター概要：

◎対象エリア：香川県坂出市

◎人口：54,054人（高齢化率33.9%、H29.4現在）

◎担当職員：市社協全体7人、うち成年後見センター4人、（センター所長、副所長、専門員2名）

◎実施している事業：

	市	市社協
成年後見制度の広報・啓発活動	○	○
成年後見制度に関する相談受付	○	○
親族申立てにおける支援	○	○
市長申立ての支援	—	○（情報提供）
市民後見人の養成、登録	○（養成）	○（登録）
市民後見人の監督	—	○
受任者調整	—	○（市民後見人）
法人後見、法人後見監督	—	○
日常生活自立支援事業	—	○
後見活動のバックアップ・サポート活動	—	○（市民後見人）
関係機関等との連絡調整	○	○

◎H28年度実績（フェイスシートより抜粋）：

ア. センターとしての後見受任件数（死亡、継続案件を含めたH28年度実績）

法定後見計		48件
類 型	ア. 後見受任件数	39件
	イ. 保佐受任件数	8件
	ウ. 補助受任件数	1件
受任形態	エ. 市民後見受任件数	11件
	オ. 法人後見受任件数	45件
任意後見受任（発効済み件数）		0件

イ. 申立て支援件数 ※必要書類等を整えるなどの“支援”として記載。

全体	1件
ア. 親族申立て支援ケース	1件
イ. 市区町村長申立て支援ケース	0件
ウ. その他の件数（ ）	0件

ウ. 市民後見人の候補者数、活動者数

全体	12人
ア. 候補者数 ※法人後見の支援員活動としての件数	8人
イ. H28年度の活動者数 ※市民後見人としての件数	5人

◎財源（H28 年度実績）（フェイスシートより抜粋）：

※複数市町村からの委託の場合、合算の金額を記載。

	金額（概数）	備考
全体	9,952,984 円	
ア．行政からの運営補助	5,408,498 円	
イ．後見報酬	4,413,066 円	
ウ．自主財源	円	
エ．その他（市民後見人報酬格差是正事業拠出金、市民後見人保険料負担金、講師料）	131,420 円	

◎センターの特徴・地域特性

- ・成年後見センターは「成年後見推進事業」の他に、「日常生活自立支援事業」、「生活困窮者自立支援事業」の担当職員（兼務）7 名が事業に取り組んでいる。
- ・毎朝センター職員でチーム MT を実施。全事例について情報共有や支援内容・方法の共通認識をし、適切な支援に結びつくような体制をとっている。
- ・市⇄市社協の連絡調整も密に行っている。包括も直営が 1 つ。
- ・市では、H18 年度から包括が市長申立てを行ったり、認知症初期集中支援チームの設置（H26 年度）をしたりなど、周辺事業への取組も積極的である。市、市社協ともに制度を積極的に活用する意欲が高い。
- ・加えて、弁護士事務所、リーガルサポート所属の司法書士事務所が市内に各 1 つなど、後見候補者の確保に苦勞しており、法人後見からスタート（H19.7）したものの、件数の急増に対応するため、あわせて国、県からのオファーにより、平成 23～25 年度「市民後見推進モデル事業」を市が受託。

2. 体制整備のポイント

◎センター設置までのプロセス

- ・H24.10 から H25.4 センター設置までの動きが速いのは、市と市社協とでしっかりコミュニケーションをとりながら、協議、情報共有を重ねたことによる。
- ・市社協の実績を受けて、市としても社協にセンター設置を想定。

センター設置までのプロセス（一部抜粋）

		備考
H19. 7	市社協が社会福祉法人として成年後見活動開始	○経緯 ・賃貸アパートの解体に伴う転居の必要性 ・それまで支援をしていた民生児童委員の退任 ・他に適切な受任候補者がいない →本人申立てを行い、市社協が補助人に選任
H20. 4	日常生活自立支援事業開始	
H24. 10	市社協が資料作成	国等の動向・他県センター情報収集等
H24. 12	市と市社協が協議	○協議事項：センター設置案等について ○出席者：市：健康福祉部長、ふくし課長 かいご課長・地域包括支援センター長 市社協：事務局長・次長
H25. 1	県内初の市民後見人誕生	(坂出市が市民後見推進モデル事業を受託、H23～25 年度)
H25. 2. 28	運営委員の選出(団体等の推薦)	
H25. 3. 7	市と市社協が協議	○協議事項：市と市社協の業務分担・連携について
H25. 4. 1	センター設置	

◎行政計画への位置づけ

- ・平成 21 年度および 26 年度(いずれも 5 年計画)に策定した坂出市地域福祉計画にも記載（「福祉サービス利用者の権利擁護」）。
- ・他、要綱など整備。
 - ー社会福祉法人坂出市社会福祉協議会法人後見業務等実施要綱
 - ー坂出市成年後見センター設置規定、坂出市成年後見センター運営要綱
 - ー坂出市成年後見センター市民後見人バンク運営基準
 - ー坂出市成年後見センター市民後見推進基金要綱
 - ー坂出市成年後見センター市民後見人報酬格差是正事業実施要領 など

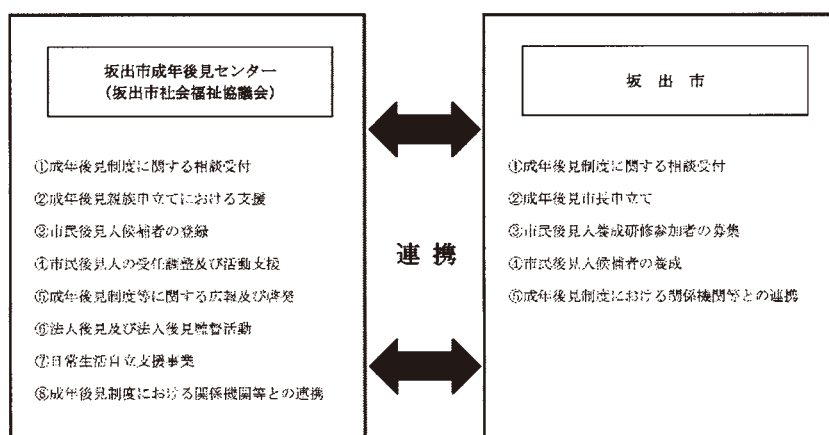
◎ニーズ調査の実施の有無、内容

- ・ニーズ調査は特に実施していない。
- ・国のモデル事業「市民後見推進事業」（H23～25 年度）期間で、先進的取組を行っているセンター（品川、大阪）から情報収集（センター設置主体、職員体制、予算など）をもとに市社協での場合の概算を、市福祉部局に伝えた（→財政部局への説得材料）。

◎市と市社協との役割分担

- ・現在、市と市社協とで役割分担を行っている（右図）。

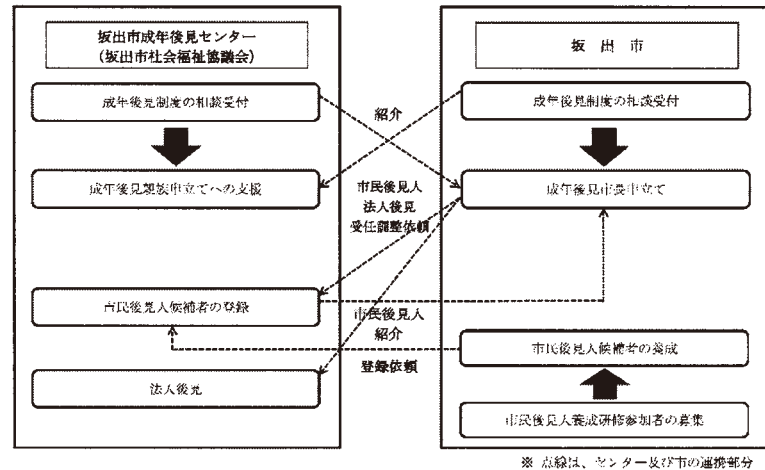
成年後見制度に関わる業務担当について



3. 取組のポイント

◎市と市社協との役割分担

- ・現在、市と市社協とで役割分担を行っている（右図）。



◎市民後見人への相談対応、フォロー体制の構築

- ・平成 23～25 年度「市民後見推進モデル事業」を受託。
- ・市民後見人バンク登録者には、市民後見人としての活動、法人後見支援員として活動を担ってもらっている。
- ・市民後見人はボランティアではなく、責任をもって行ってもらおうという考えから、家庭裁判所へ報酬付与申立てを行っている。「市民後見推進基金要綱」、「市民後見人報酬格差是正事業実施要領」を定め、報酬付与がなされる仕組みを整備している。
- ・市民後見人養成研修受講者の選定：民生委員や日常生活自立支援事業の生活支援員、高齢者見守り支援員をはじめ、地域活動経験者などに個別にあたる。第 1 期、第 2 期とも、公募が個別にあたるかについて相当議論を重ねたうえでの判断。ただし、第 3 期も同様にできるかは、適切な人材がいるかどうか含めて要検討。

◎相談の受付（インテーク）

- ・市社協は各種団体の事務局を担っているとともに、福祉総合相談センター（H3 設置。）からも権利擁護が疑われる相談が入っている。

◎権利擁護支援の必要性の検討（アセスメント）

- ・民生委員から相談が入った場合、民生委員とセンター職員が本人宅を訪問して、必要性を見極める。
- ・成年後見制度の利用が必要ないと感じられた場合、他の支援策を検討（その際も本人に、個人情報を他機関に伝えることについての了解を得ることが徹底されている）。
- ・ケアマネー包括への相談でも、いろいろな制度を活用しながら、必要と感じたら早い段階で市社協に相談、連携して対応している。

◎被後見人等と後見人等を中心とした「チーム」づくり、チームへのサポート体制づくり

- ・運営委員会（年 3 回）のなかに、「受任調整部会」と「市民後見部会」を設置。
- ・受任調整部会は、マッチング（法人後見、市民後見）について検討する部会。市民後見部会は、市民後見人の養成やフォローアップ研修等について検討する部会。
- ・後見人候補者の法人後見／市民後見人の判断基準は、事例の内容と、受任調整部会に諮るかどうかをチームで検討する体制が整っている。センターが法人後見を受ける事例は以下のようなもの。
 ー紛争性がない。身寄りがいい、もしくは頼れる親族がいないなど。
 ー身上保護の必要性が高い。

4. 今後の意向（フェイスシートより抜粋）：

◎センター

【強化したいこと】

【課題】

- ・市町村によって、後見活動の取組みにバラつきがあり足並みが揃っていない。当センターは、地域でのネットワークは充実しているため、新たなものも活用し、検討したい。
- ・介護施設や医療機関等の関係機関において、成年後見制度についての理解が不十分である。連携を図るにあたって、関係機関への後見制度の周知を積極的に行う必要がある。

◎市町村

【強化したいこと】

- ・地域住民、各関係機関に対して成年後見制度（任意後見制度も含む）の周知の機会を確保し、啓発活動をすすめていく。
- ・市長申立ての件数が増えているが、それに伴い受任する担い手も充実させなければならない。
（市民後見人の養成）

【課題】

(3) 自治体調査（都道府県、市町村）

① 趣旨

自治体の体制整備にかかる現状・課題を把握し、自治体が体制整備を進めるために必要な支援機能を明らかにすることを目的に、県域の自治体の実情と課題を把握し、体制整備推進の取り組みを行っている都道府県ならびに体制整備に取り組む自治体に対してヒアリング調査を実施する。

② 調査スキーム

1) 調査対象

都道府県ならびに都道府県内の自治体

<都道府県>

「平成 29 年度成年後見利用促進連携・相談体制整備事業」の実施県である、以下の 3 県に協力を依頼した。

<管内自治体>

以下の各県に、成年後見制度利用促進に向けた取組を開始しているまたは取組開始の検討や検討を予定している県内自治体の選定を依頼し、以下の 3 自治体に協力を依頼した。

- ・埼玉県、志木市
- ・静岡県、藤枝市
- ・沖縄県、沖縄市

2) 調査時期：2017 年 11 月～12 月

3) 調査方法：ヒアリング調査

4) 主な調査項目

<都道府県>

- 県の概要（県内自治体数、家庭裁判所の範囲、成年後見センター等の設置状況等）
- 県および市区町村の成年後見制度、成年後見制度利用促進にかかる現状・取組
（成年後見制度利用促進に関する調査の実施状況、自治体別ニーズ・課題状況等）「平成 29 年度成年後見利用促進連携・相談体制整備事業」事業概要および進捗状況
- 成年後見制度利用促進体制整備に向けた県／自治体の課題
- 「手引き」に期待するもの、コメント（本報告書では未掲載）

<管内自治体>

- 自治体の概要（人口、高齢者人口（高齢化率）、障害者人口、担当部署）
- 自治体の成年後見制度にかかる、成年後見制度利用促進にかかる現状・取組
（センター設置状況、権利擁護関係事業の実施状況等）
- 市町村の成年後見制度利用促進のための体制整備にかかる課題
（ニーズ・課題の把握、体制整備の適切な地域範囲の設定、広域連携と自治体間の連携、支援機関の立ち上げプロセス等に関する課題、不明点、県に期待する役割等）
- 「手引き」に期待するもの、コメント（本報告書では未掲載）

1－1. 埼玉県

1. 自治体概要：

- 自治体数：63 市町村（40 市、22 町、1 村）、政令市が 1 市（さいたま市）、中核市が 2 市（川越市、越谷市）（H30.1.1 現在）
- 人口：約 731 万人
- 県における担当部署：地域包括ケア課と障害者支援課（協議会設置要項第 4 条 8 号で規定）。
- 家庭裁判所：本庁、4 支部、2 出張所
- 県の老人福祉圏域及び障害保健福祉圏域の区割り：10 圏域、家裁の区割りとは異なっている

2. 県内の成年後見制度に係る取組

◎「成年後見制度利用状況等調査」により、県内自治体の権利擁護に関する取組状況の把握

- ・毎年 5 月に、県内自治体を対象に「成年後見制度利用状況等調査」を行っている。項目は以下である。
 1. 市町村長申立件数（1 年間）
 2. 成年後見センター等の設置自治体数
 3. 費用助成制度等（成年後見制度利用支援事業、財源等）
 4. 権利擁護人材育成事業
 5. 成年後見制度利用促進法関連事業実施予定」（基本計画策定、審議会設置、中核機関設置）項目 1～4 は経年調査項目であるが、平成 29 年度より項目「5」を追加した。
- ・経年調査項目の 1、2、4 は、年々 1、2 自治体が増加しており、全体的に微増傾向にある。
- ・調査の「2」成年後見センター等の実施団体はすべて社会福祉協議会である。（直営や NPO による運営ではない。）
- ・県内自治体には調査結果をフィードバックしている。

◎「市民後見推進研修」、「成年後見制度市町村長申立担当職員研修」の実施

- ・県が主催する 2 つの研修会を実施している。
- ・平成 29 年度は 7 月、午前に「市民後見推進研修」、午後に「成年後見制度市町村長申立担当職員研修」を実施した。
- ・「市民後見推進研修」の受講対象は自治体職員と社協職員で、講義には県社協、市社協、自治体職員、市民後見人が登壇している。
- ・「成年後見制度市町村長申立担当職員研修」の対象は自治体職員で、専門職に講師を依頼している。

◎「埼玉県成年後見制度関係機関協議会」の開催

- ・年 1 回の関係機関協議会を開催している。
- ・出席者は、専門職団体、県社協、市町村（成年後見制度関係事業実施市町村）、市町村社協、県関係各課（障害者支援課、地域包括ケア課）であり、家庭裁判所（本所庁）がオブザーバーとして参加している。

◎県社協による、県内自治体の成年後見センター設置支援

- ・県社協は幅広い権利擁護支援を担っている。県は権利擁護センター運営事業及びあんしんサポートねっと事業（日常生活自立支援事業）に補助を行っている。
- ・成年後見センターの設置、運営については、県社協の権利擁護センターが助言をしている。県社協側から自治体にアプローチがあり、設置されたケースもある。

平成29年度市民後見推進研修プログラム

日 時：平成29年7月26日（水） 9：30～12：00

会 場：さいたま商工会議所会館 第1・2ホール

時 間	講 義 内 容 等
9：30～9：50 (20分)	【内 容】 ・オリエンテーション ・県内における成年後見制度の利用状況について ・成年後見制度利用促進法について 埼玉県福祉部地域包括ケア課
9：50～10：20 (30分)	<講 義> 【内 容】 県内市町村社協における市民後見人の養成状況等について 【講 師】 埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター 所長 丸山 広子 氏
10：20～10：50 (30分)	<事例発表> 【内 容】 深谷市における市民後見推進事業について 【講 師】 深谷市福祉健康部長寿福祉課 田中 信江 氏 深谷市社会福祉協議会 根松 良行 氏
10：50～11：00 (10分)	休 憩
11：00～11：30 (30分)	<事例発表> 【内 容】 志木市における成年後見制度利用促進への取り組み 【講 師】 志木市健康福祉部長寿応援課 主査 黒澤 多恵 氏
11：30～12：00 (30分)	<講 演> 【内 容】 市民後見人の活動報告 【講 師】 志木市市民後見人 竹前 榮二 氏

※ヒアリング調査時受領資料。

3. 成年後見制度利用促進を進めるうえでの課題（市町村で取組を進めることが難しいと考えられる理由）

◎財源

- ・調査や電話相談を通じて把握している。相談内容として多いのは、センターの設置、人材の配置等に関する財源の課題である。県社協が市町村を訪問し、取組を推進する働き掛けを行っているが、財源がネックになっている。
- ・63 市町村と多くの自治体がある中、合同設置が検討されている地域もある。
- ・現在設置している成年後見センターは、すべて単独自治体で運営している。市民後見人養成研修は 1 市 1 町で合同研修を実施している。
また、権利擁護人材育成事業は県の基金から出しているが、この財源はセンター立ち上げには出せない。センター立ち上げに出せないかという要望はある。成年後見制度利用促進のための全体を運営するための補助金がない。国による市町村への補助があるとよい。

4. 成年後見制度利用促進を進めるうえで担う必要があると考える都道府県の役割

◎広域での中核機関設置に向けた支援

- ・合同の中核機関設置の意向がある場合には、市町村間の調整をする。

◎市町村職員に対する継続的なフォロー

- ・市町村職員の成年後見制度利用促進に関するニーズのとらえ方にはばらつきがみられる。職員の異動もある。継続的にフォローできる体制づくりが必要である。

◎成年後見制度の利用を促進させるための県としての方針の明確化（特にバリエーションの提示）

- ・自治体がどのようにステップを踏んでいくか、パターン A、パターン B など、立ち上げ・発展のプロセスを示していけるとよい。

1－2. 静岡県

1. 自治体概要：

- 自治体数：35 市町村（23 市、12 町）、政令市 2 市（静岡市、浜松市）
- 人口：約 367 万人（H29.7 現在）
- 県における担当部署：健康福祉部福祉長寿局地域福祉課
- 家庭裁判所の支部数：本庁 1、支部 5、出張所 2

2. 県内の成年後見制度に係る取組

◎県としての取組みの経過

（各年度の事業経過）

- 平成 23 年度 改正老人福祉法施行にともない、高齢分野・障害分野の両分野をつなぐ部署として地域福祉課が所管部署となる。
- 平成 24 年度 3 市社協をモデル地区として選定し制度の周知と推進を図る（県社協委託）
- 平成 25 年度 市町職員研修⇒市民後見人の支援体制構築・ネットワークづくり（県社協委託）
普及啓発⇒シンポジウム・パンフレット作成（県社協委託）
- 平成 26 年度 広域の後見実施機関設置推進研修
法人後見実施機関職員研修（県社協委託）
- 平成 27 年度 法人後見実施機関職員研修（県社協委託）
市町成年後見推進事業費助成
- 平成 28 年度 市町成年後見推進事業費助成
法人後見実施機関職員研修（県社協委託）
成年後見実施機関設置推進研修（県社協委託）
市民後見人育成・活用推進事業（県社協委託）

（利用促進法への対応）まずは、市民後見人の育成・活動支援の体制を整え（成年後見実施機関を設置）、その支援体制を拡充して、中核機関に発展させていく方針。

◎県社協としての取組み 平成 26 年度「成年後見制度に関する実態把握調査」

- ・平成 26 年度県社協を実施主体とする「成年後見制度に関する実態把握調査」にて、同時期に県内には、22,427 人以上の成年後見等の権利擁護が必要な「要支援者」が存在することが判明。結果を市町別の一覧にして、各市町行政等に情報提供。
- ・マスコミ報道でも大きく取り上げられ、議会での質問等が出たり、行政の取組促進のきっかけとなった市町もあった。

◎各種取組実績

- ・成年後見実施機関の設置状況（県下 35 市町）

平成 26 年度	富士市	平成 27 年度	熱海市、藤枝市
平成 28 年度	沼津市	平成 29 年度	賀茂地域 1 市 5 町

・市民後見人育成研修の実施状況

- ・研修受講者 平成 28 年度 64 名
平成 25 年度～28 年度 149 名
- ・研修実施市町 13 市町

◎広域での設置を目指した県、県社協、家庭裁判所の連携による協議会

- ・市町や関係者の連携を促進し、市民後見人育成・活動支援の体制整備や中核機関の設置につなげるため、県、県社協、家庭裁判所が連携して、県内 5 地区で「静岡県成年後見制度利用促進協議会」を開催。市町、市町社協、県三士会、県社協、県、静岡家庭裁判所（オブザーバー）が参加しそれぞれの取組についての情報交換や現状の課題認識を共有化する意見交換を実施。

静岡県成年後見制度利用促進協議会【平成29年9月】

<出席者>

- ・市町行政 ・市町社会福祉協議会 ・静岡県弁護士会 ・公益財団法人成年後見センター・リーガルサポート静岡支部 ・一般社団法人静岡県社会福祉士会
- ・静岡県社会福祉協議会 ・静岡県 ・静岡家庭裁判所（オブザーバー）

地区	家裁設置	参加市町	市町数
賀 茂	下田支部	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町	1市5町
東部①	熱海出張所 富士支部	熱海市、伊東市 富士市、富士宮市	4市
東部②	沼津支部	三島市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、沼津市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町	6市4町
中 部	本庁 島田出張所	静岡市 島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、御前崎市（旧御前崎町）、吉田町、川根本町	6市2町
西 部	掛川支部 浜松支部	掛川市、御前崎市（旧浜岡町）、菊川市、森町 浜松市、磐田市、袋井市、湖西市	7市1町
29年度の 内容	● 成年後見制度の利用の促進に関する法律及び成年後見制度利用促進基本計画の説明 ● 各市町における市民後見人の育成・活用の体制づくりや地域連携ネットワーク・中核機関の整備に向けた関係機関との連携		

静岡県 × 静岡県社会福祉協議会 × 静岡家庭裁判所

資料) 静岡県提供資料

3. 成年後見制度利用促進を進めるうえでの課題（市町で取組を進めることが難しいと考えられる理由）

- ◎市町により取り組み姿勢に温度差があり、地域の状況に応じたきめ細かな支援が必要である。
- ◎単独での取組が困難な市町に対しては、広域の取組が必要→近隣市町との広域連携を協議する場を提供
- ◎財源の確保：市民後見の体制整備については地域医療介護総合確保基金を活用し、3年を上限に市町へ助成できる。その後は各市町で財源を確保してもらうことになる。また、中核機関に関する財源の裏付けが見えないなかでは進めにくい。

4. 成年後見制度利用促進を進めるうえで担う必要があると考える都道府県の役割

- ◎法が施行され、国の計画も策定されたが、多くの市町は、具体的に何をしたらいいのかもわからないため、実施方針も立てられないというのが現状ではないか。市町にどのような取組が求められているのかについて周知を図り、先進事例の紹介や検討課題等を具体的に示しながら、各地域の実情に応じた進め方を支援していくことが県の役割と認識している。

1－3. 沖縄県

1. 自治体概要：

- 自治体数：41 市町村（11 市、11 町、19 村）、中核市が 1 市（那覇市）
- 人口：約 145 万人（H29.12 現在）
- 県における担当部署：子ども生活福祉部高齢者福祉介護課
- 家庭裁判所の支部数：3 支部（那覇家裁、沖縄支部、名護支部）。離島が 2 支部（平良支部、石垣支部）。
- 県の行政圏域の区割り：5 圏域、家裁の区割りと同じ。

2. 県内の成年後見制度に係る取組

◎「成年後見制度利用促進に関する調査」により、県内自治体の利用促進に関する取組状況の把握

- ・各市町村へ、①基本計画の策定時期、②中核機関設置時期、③中核機関実施方法、④中核機関設置の課題について、調査を行った。（H29.10）
- ・基本計画の策定時期を決めているのは、41 市町村中 6 市町村。中核機関設置時期を決めているのは、41 市町村中 5 市町村。中核機関設置の課題について、一番多かったのは、設置のための体制検討には時間を要するとの回答であった。また、離島においては、単独市町村での設置は難しいとの回答が多くあった。
- ・過半数以上の市町村において、基本計画の策定等について未定となっており、利用促進に向けての体制整備についてイメージがつかめていない状況が考えられる。

◎県内自治体の成年後見センター設置支援

- ・平成 27 年度より「市民後見推進事業」にて北中城村に補助金を交付している。
- ・平成 29 年 10 月、北中城村が実施主体で、村社会福祉協議会に委託。権利擁護支援センターひまわりを設置した。

◎「成年後見制度等の普及促進事業」の実施

- ・平成 29 年度より沖縄県社会福祉士会に「成年後見制度等の普及促進事業」を委託。
- ・成年後見制度が円滑に利用されるために、市町村や地域包括支援センター等の職員向け研修、広域連携会議を行い、市町村等が成年後見制度に対する取組を推進することを目的としている。
- ・平成 29 年 12 月に市町村職員（社協や地域包括支援センター等を含む）研修及び広域連携会議（「沖縄県成年後見制度等の普及促進事業に伴う広域連携会議」）を開催。
- ・登壇者は、那覇家裁、沖縄県弁護士会、リーガルサポート沖縄県支部等
- ・議題は、
 - －市民後見人の養成
 - －地域福祉計画への記載について
 - －県に期待する役割について
- などで、会場からの事例紹介や、会場からの質問に登壇者が応じる質疑応答がなされた。

3. 成年後見制度利用促進を進めるうえで担う必要があると考える都道府県の役割

- ・県として状況は未把握。県として家裁エリアと中核機関の対象エリアの範囲などについても、まだイメージできていない。

2－1. 埼玉県志木市

1. 自治体概要：

○人口：75,704 人、高齢者人口 17,771 人、障がい者人口 2,668 人（H29.4.1 現在）

○市における担当部署：「健康福祉部長寿応援課」内に、「志木市成年後見制度の利用を促進するための条例」制定により、平成 29 年 4 月より「権利擁護グループ」を新設。常勤 2 名、非常勤 1 名を置いている。

2. 自治体の権利擁護関係、成年後見制度に係る取組

◎成年後見支援センターの設置、運営

- ・平成 24 年度より、市社協に成年後見支援センターの運営を委託している（市総合福祉センター内、常勤 2 名）。
- ・成年後見に関する相談は年々増加している。しかし、市内の成年後見の総件数は不明であり、家庭裁判所と連携して把握していきたい。

◎社協による権利擁護関係、成年後見制度に係る取組

- ・日常生活自立支援事業
 - ・市民後見人の養成～フォローアップ研修、法人後見受任ケースからのスライドに関するマッチングなど、市民後見人の養成から受任まで、一貫して関わっている。
 - ・現在、現在 5 名活動しており、6 件受任をしている（単独受任）。
- ※埼玉県の家裁は、法人後見からのリレー方式でなければ、市民後見人を認めていないとのこと。

◎「志木市成年後見制度の利用を促進するための条例」制定（平成 29 年 3 月 24 日）

- ・首長の強いリーダーシップのもと、組織を立ち上げ、全国に先駆けて条例を制定した。
- ・第 3 条に「市の責務」を明記したことが特長である。地域共生社会を見据え、横串をさした事業の展開について記している。（次頁）
- ・条例では、審議会をつくること（7 名以内）、基本計画をつくること、地域連携ネットワークを構築することが盛り込まれている。これまでに審議会を 5 回開催した。
- ・当市は人口が約 7 万 6 千人とコンパクトであり、小中自治体でもできることを示したい。自治体は温度差が大きい。自治体により制度の利用が異なることには違和感を覚える。コンパクトな自治体の取り組みからはじめ、広域化での取り組みを目指したい。

◎市庁舎内に「志木市後見ネットワークセンター」を設置（平成 30 年 4 月 1 日）

- ・法に基づく新たな機能を拡充し体制を整え、取組をスタートするもの。
- ・市は中核機関として家庭裁判所や県との連携強化を図る。
- ・福祉専門職に加えて、司法専門職も窓口で相談支援を行い、親族後見人の支援も行っていく。
- ・受任調整は、市民後見のみならず、親族、専門職、法人についても行う。

「志木市成年後見制度の利用を促進するための条例」

志木市成年後見制度の利用を促進するための条例

平成 29 年 3 月 24 日

条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 29 号。以下「法」という。)の趣旨にのっとり、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、及び市の責務等を明らかにするとともに、志木市成年後見制度利用促進審議会を設置することにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(基本理念)

- 第 2 条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等(法第 2 条第 2 項に規定する成年被後見人等をいう。以下同じ。)が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。
- 2 成年後見制度の利用の促進は、市民の中から成年後見人等(法第 2 条第 1 項に規定する成年後見人等をいう。以下同じ。)の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、成年後見制度の利用に係る需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

(市の責務)

第 3 条 市は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、自ら率先して施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係者の努力)

第 4 条 成年後見人等、成年後見等実施機関(法第 2 条第 3 項に規定する成年後見等実施機関をいう。以下同じ。)及び成年後見関連事業者(法第 2 条第 4 項に規定する成年後見関連事業者をいう。以下同じ。)は、市が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等の相互の連携)

第 5 条 市並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見

制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携体制の確立に努めるものとする。

(計画の策定)

第6条 市は、法第12条第1項に規定する成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、市の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるものとする。

(地域連携ネットワークの構築等)

第7条 市は、市民の権利擁護の支援のための地域連携ネットワークを構築し、その中核的な役割を担う機関を設置するものとする。

(成年後見等実施機関の設立に係る支援等)

第8条 市は、成年後見等実施機関の設立に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(審議会の設置)

第9条 法第23条第2項の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関し基本的な事項を調査審議するため、志木市成年後見制度利用促進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

第10条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、成年後見制度に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2 志木市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償条例(昭和53年志木市条例第10号)の一部を次のように改正する。

3. 成年後見制度利用促進に向けて

◎ニーズの把握

- ・社協は法人後見としての経験を積んでいたほか、日常生活自立支援事業、市民後見人の養成～フォローアップ研修、障がい者へのサービス事業も提供していたため、必要性を把握できていた。
- ・特に「ニーズ把握調査」ということをしたかは不明。

◎中核機関のイメージ

- ・中核機関は市の直営での設置を予定。住民情報は、行政が責任をもって取り扱っている。

◎地域連携ネットワーク構築の考え方

- ・既存の組織を可能な限り活かしたい。自立支援協議会、生活支援体制整備等活かしていく。
- ・高齢と障がいでは特色が異なる。障がい者の意思決定支援については自立支援協議会で受け取ってもらう。高齢者はサービスとセットにしないと、権利擁護に関する支援は受け止められにくいと感じている。協議会は地域包括ケアの一部であると上層部にも伝えて、理解を得ている。
- ・審議会には、家裁と県庁より、オブザーバーとしての参加がある。

4. 成年後見制度利用促進を進めるうえで都道府県に期待する役割

- ・県は地区割りなどに関して方針を示し、主導してほしい。また、他県のよい取組事例をどんどん紹介してほしい。
- ・司法の目からの意見などもほしい。

2-2. 静岡県藤枝市

1. 自治体概要：(平成 28 年 4 月 1 日)

- 人口：146,530 人、高齢者人口 40,436 人、要介護認定者 4,911 人
 障害者人口 6,434 人（身体、療育、精神各障害手帳保持者数）
 ○市における担当部署：藤枝市健康福祉部福祉政策課

2. 自治体の権利擁護関係、成年後見制度に係る取組

◎1 ステップ 担当課の設置

- ・最初に実施したのは、担当課の設置。高齢、障害別々の担当になっていたのを、「福祉政策課」で総括的に担当することとした。
- ・実施方法、直営か委託かについては、専門性が必要と言う意味で、社協に委託することとして、社協と調整を進めた。

↓

◎2 ステップ 予算の確保

- ・財政、企画サイドとの調整。年度の早い段階で話し合いが必要だが、予算の確保ができたのが平成 27 年度であった。その間、先進地視察（富士市（平成 23 年度立ち上げ）、世田谷区〔センター立ち上げ後〕）、リーガルサポートとの勉強会を実施

◎成年後見制度利用支援事業の実施状況

成年後見制度利用支援事業実施状況

	障害者		高齢者	
	市長申立	報酬助成	市長申立	報酬助成
24 年度	2 人	1 人	3 人	3 人
25 年度	0 人	1 人	7 人	4 人
26 年度	0 人	1 人	7 人	6 人
27 年度	0 人	1 人	7 人	4 人
28 年度	1 人	0 人	3 人	8 人

参考（H29 予算 障害：230 万円 高齢者：470 万円）

◎藤枝市成年後見支援センターの開設（平成 27 年 7 月～）

- ・藤枝市が、藤枝市社会福祉協議会に運営事業を委託
- ・委託内容 … 成年後見制度に関する相談及び利用支援
 成年後見制度に関する広報啓発
 市民後見人の育成 など
- ・現在の法人後見受任件数 1 件申請中（今後 2 件程度申請予定）

◎第一期市民後見人養成講座の実施

- ・市民後見人の養成については、志太圏域 3 市で合同実施。（後述）
 28 年 9 月に 3 市での広報を開始→事前説明会では 3 市で 60 数名の参加→最終受講者は 3 市計で 20 名
- ・第 1 期市民後見人養成講座

	事前説明 参加者	講座申請者	一次合格者	二次合格者	講座修了者
藤枝市分	36 人	11 人	8 人	8 人	8 人

- ・29 年 11 月より実務研修（社協の日常生活自立支援事業、法人後見の支援員として活動。1 年後の名簿登録、個人受任を予定している。社協が後見監督を担当することを想定）

- ・市では、行政計画の中に、市民後見人の養成目標人数を定めている。平成 30 年度末からスタートして、各年度 5 名くらい登録をすすめたい。養成された市民後見人にすべて市民後見人としての活動の場が提供されるかどうかという問題はあるが、今後ニーズとしては明らかに高まることが想定されることから、準備はしておく必要があると考えている。

3. 成年後見制度利用促進に向けて

◎3市（志太圏域）の広域での取組検討・進行中

- ・平成 26 年度より、社協の広域における法人後見等検討会を実施（年 4 回実施）
- ・合同実施の研究の企画等、現状では藤枝市が中心となって進めているが、次年度以降は持ち回りで担当していく予定である。
- ・市民後見人の養成について：養成研修については、毎年実施予定。次年度以降説明会は各市で、研修については当番市が会場になるかと思う。
- ・中核機関の持ち方、ネットワークについては、今後 3 市での検討・摺合せが必要。
- ・センターの必要性については各市とも皆ある程度了解している。ただし、センター立上げに向けて活用できる財源がないことが課題。実際は、センターが立ち上がらなくても、社協では既に地域の中で権利擁護に関する事業を進めているので、必要な機能の一部は果たしている。地域包括支援センター等との連携もある程度はできている。また、高齢でいえば地域包括支援センターが機能していることで、権利擁護に関する相談もある程度受け止めることはできていると思うが、より専門特化した集約的な機能を有する機関と言う意味で、センターの設置は必要と思っている。

4. 成年後見制度利用促進を進めるうえで都道府県に期待する役割

- ◎各種制度のなかで、自治体としてどのようなお金を使うことができるのか、そうした情報も丁寧に提供してもらえるとありがたい。（県の研修会等でも先行自治体が講師となっている）
- ◎市民後見人の養成等を広域で実施する場合、基本的な事項は共通しているが、報酬、保険の問題などの摺合せが必要となる場面が多い。そういう場合県が中心となって整理・調整してほしい。各市の情報収集も県の役割としては重要。
- ◎家裁との連携については、既に、県中部地域の市町と家庭裁判所との連携会議を既に 2 回開催。これは県・県社協が音頭を取ってくれた。広域の取組を進めるに当たっての調整役・まとめ役を担ってもらえるとありがたい。
また、（県を通じて）家庭裁判所等の対応の統一性等についても調整をお願いできるとありがたい。（最低限、同じ管轄の中では統一してほしい。）

2－3. 沖縄県沖縄市

1. 自治体概要：

- 人口：141,543 人、高齢者人口 26,260 人、障害者人口は不明（身体障害者手帳取得者 5,510 名、療育手帳（知的）1,417 名、自立支援医療（精神通院）取得者 6,037 名）。各種手帳取得者数と障害者数が一致しているかは不明。※ともに平成 29 年 3 月末の数
- 沖縄市健康福祉部高齢福祉課に直営で基幹型地域包括支援センターを設置し、市内 7 つの地域型地域包括支援センターを設置している。

2. 自治体の権利擁護関係、成年後見制度に係る取組

沖縄市では、権利擁護に関する事業として「市民後見推進事業」、「高齢者金銭管理等相談事業」、「法人後見受任事業」を実施（市社協に委託）。

- ・「市民後見推進事業」、「高齢者金銭管理等相談事業」は、専門員が各 1 名。「法人後見受任事業」は、専門員が 2 名。

◎「高齢者金銭管理等相談事業」について（市独自事業）

- ・平成 25 年度から開始。もともと地域包括支援センターで金銭に関する相談を受けていたが、金銭に関する相談が突出して多かったことと、今後も需要があると予測し、事業化、市社協に委託した。
- ・成年後見制度につながるような人は、生活そのものが破たんしている人が多いので、その状態に陥る前に、金銭管理をはじめ、生活に関する助言を相談員が行うことで、自分で生活を送れる人への支援を行っている。実際には、金銭管理以外の生活面に関する相談もあるが、圧倒的に多いのは、ガスが止められたとか、支払い滞ったというような、金銭に関する相談。7 包括による実態把握を通じて、早めのニーズキャッチができていていると感じている。
- ・この事業の日常生活自立支援事業との違いは、
 - －金銭や生活に関する助言だけで、福祉サービスの利用に至らなくても、自立生活を送れる人を対象としている。判断能力の部分を対象とはしていないので、広い範囲が対象ととらえられる。
 - －現実には、日常生活自立支援事業につなげるまでのつなぎの期間の支援という位置づけ（日常生活自立支援事業の申請～調査～通るまで約 4 カ月かかる）。
 - －この間に、当事業、日常生活自立支援事業、成年後見制度等、どの事業の利用が適切かを見極めるという意味もある。

◎「市民後見推進事業」について

- ・平成 24 年度から開始。平成 24 年度は「市民後見推進事業」のモデル事業として 100%補助により実施。平成 27 年度から「地域医療介護総合確保基金」をもとに、県からの 2/3 の補助を受け、事業を継続。
- ・沖縄県内で当事業を利用しているのは、沖縄市と北中城村の 2 自治体のみ。

◎「法人後見受任事業」について

- ・平成 21 年度から、沖縄県内で初めての取組。

◎「日常生活自立支援事業」について

- ・平成 11 年 10 月、沖縄市社協が、基幹型社協として、県社協から事業を受託（沖縄市を含む 5 市町村担当）。

◎「市町村長申立て」について

- ・年々、申立て件数が増加（資料参照）。高齢者が多いが、障がい者も一定程度いる。
- ・平成 29 年度は、報酬助成分として 35 名分、約 800 万円を予算化している。
- ・担当職員は 2 名（主査と専任職員）。主査は虐待案件などの申立てを担当し、それ以外のケースは専任職員が担当。現在、相談件数の増加により、30 人くらい待ちの状態。
- ・申立てまでの流れを滞らせないための工夫として、2 親等内の親族調査について、同意書に期限を設けた

記載をしている（「2週間以内に回答がなければ申立ての意思なきものとみなします」）。

- ・市長申立ての検討は行政内部（成年後見審判請求検討会議）で行い、法人後見受任ケースの場合に沖縄市社協などの関係機関が参加する。

		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
高齢者	市長申立	6	3	8	22	17	21	21
	報酬助成	5	7	5	10	19	28	36
障害者	市長申立	0	3	1	1	4	4	8
	報酬助成	1	1	1	3	2	4	9

「市町村長申立実務・課題等について～沖縄市の例より～」

「成年後見制度等の普及促進事業に伴う市町村向け研修（平成29年12月11日）」資料より引用。

3. 成年後見制度利用促進に向けて

◎「成年後見支援センター（仮称）」設置について

- ・設置時期については検討中。
- ・運営形態は、委託を予定。
- ・事業内容は、現在委託している3事業をベースに展開する予定だが、国からセンターに求められる機能を提示してもらえると、財政部門に説明しやすい。現在は実態をベースに説明しているが、センター事業については、県内他自治体がまだ取り組んでいないこともあり、他でやっていないのにどうして？という質問に対応しやすい。

◎「市民後見人」の誕生に向けて（特に、家裁との協議）

- ・平成29年度中に1名、市民後見人を誕生させる予定。（再掲）
- ・まずは誕生させたいという思いが強く、後見監督人としてどのような体制でできるか、どのような事務を行う必要があるかは、試行錯誤しながら考えている。現在は、市民後見人誕生後、月1回相談の場の設置、顧問弁護士の確保などを考えている。
- ・市民後見人にも、報酬助成を適用する予定で、その分の予算も確保する予定。だが、金額については、専門職と同額にしているのか、単純に専門職の半額としているのか、など思案中。現在、法人後見サポーターに報酬を支払っていることもあり、市民後見人に支払わないということは考えていない。
- ・市民後見人誕生に向けて、昨年度から家裁と3回くらい協議をした。やり方としては、沖縄市、市社協から、市民後見人誕生後のやり方についてイメージを伝え、家裁の考えを聞かせてもらうというやり方。家裁からは、市民後見人が受任するケースの参考例（親族間紛争がない、虐待ケースでないなど）を例示してもらった。また、バックアップ体制としてどのように考えているかなどについても聞かれた。

4. 成年後見制度利用促進を進めるうえで都道府県に期待する役割

- ・センター設置のための、立ち上げ期の補助金があるとありがたい。

(4) まとめに代えて ～各種調査からの示唆～

各種調査から得られた、成年後見制度利用促進に関わる地域の相談機関やネットワーク構築等の体制整備に関する現状や今後に向けたポイントは、次のとおりである。

＊具体的な取組事例については、別冊「手引き」を参照されたい。

① 成年後見制度利用促進の前提となる、さまざまな広報・相談の工夫

～相談機関以外の住民の生活に身近な地域の理解者を増やす取組、住民に身近な相談機会の確保、相談窓口職員のスキルアップ等の体制づくりが重要

〔広報〕

- 権利擁護に関する支援の必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など）は、往々にして自ら相談やSOSをあげられないことが多いことを念頭に置いた体制づくりが求められる。
- ・例えば、地域の民間事業者（金融機関や商店等）を対象に、認知症や成年後見制度に関する説明会を行い、住民の日々の暮らしの行動の中から、後見制度利用の必要が想定される人の発見やセンターへのつなぎ役を育成しているセンターもみられた。
- ・また、行政職員の場合、福祉部局だけではなく、住民と接する機会の多い水道局や交通局（公共交通の運転手、車掌等）への毎年の研修、警察官等への研修、あるいは地域の集会等へ出前講座を行う、などの工夫がみられた（品川成年後見センター、尾張東部成年後見センター、北信圏域権利擁護センターなど）。

〔相談窓口対応〕

- 地域包括支援センターなど地域の相談機関窓口の職員は、権利擁護～成年後見制度の利用に関する住民のもっとも身近な窓口であることを認識し、寄せられた相談に対するアセスメントを通じた課題の発見、権利擁護支援が必要な場合の権利擁護センターや成年後見センターへのつなぎ、本人意思を確認しながら、任意後見制度や保佐・補助類型といった選択肢を含め複数の選択肢を示していけるよう必要な知識を習得する、或いは地域の社会資源について情報を共有しておくことなどが求められる。
- 複数の自治体が広域で権利擁護センターや成年後見センターを設置している場合、すべての相談が広域のセンターに寄せられることは機能的でないことから、まずは地域の相談窓口が一次相談窓口として、すべての相談の受付と権利擁護に関係する相談への対応を行い、広域の成年後見センターは二次相談窓口として、一次相談窓口からの振り分けで、成年後見制度利用の検討が必要と思われるものを担当している（上伊那成年後見センター、伊賀地域福祉後見サポートセンターなど）。特に、上伊那成年後見センターでは、一次相談窓口職員への定期的な研修を行っており、その知識や資質の底上げを図っていた。

○また、既存の社会福祉協議会が権利擁護センターや成年後見センターとともに、日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援相談窓口などを受託している場合、これら既存の事業の担当部署職員と連携しながら、多角的な視点から適切な制度やサービスの利用につないだり、制度の意向を行っているなどの工夫も見られた（釧路市権利擁護成年後見センター、坂出市成年後見センター、立川市社協地域あんしんセンターたちかわ）。

② 成年後見人等の担い手確保、裾野拡大のための対応

○権利擁護や成年後見制度の利用促進に積極的な多くの自治体では、成年後見制度利用促進のためのニーズ調査や供給体制の把握を行った結果、潜在的なニーズに比べ、専門職後見人の数の少なさに気づいている。特に、地方の町村部はもとより、地方都市においても顕著であった。

○調査対象地域においては、その対応策として市民後見人の養成に着手したところが多く見られた。市民後見人をどのように位置づけるかは、自治体の方針によっても差が見られたが、多くの自治体では、地域福祉の担い手という形である。養成した結果、研修終了者が市民後見人の活動をしなくても、例えば、法人後見のアシスタントを担うもしくは日常生活自立支援事業の支援員を担う等、活動の仕組みを整えている地域が多くみられた（釧路市権利擁護成年後見センター、立川市社協地域あんしんセンターたちかわ）。少なくとも、地域における権利擁護の理解者として、認知症の方や障害のある方の現状を理解する、日常生活の中で対応が可能な市民を増やす、権利擁護支援の必要な人が安心して暮らし続けられる地域を目指すという目的をもって取り組んでいる地域がみられた。

○市民後見人の養成以外では、親の会、社会福祉協議会等の法人後見人の担い手を育てる、あるいは継続的な支援を行うなどの取組も散見された。

○国基本計画で示されたような親族後見人への支援については、例えば東濃成年後見センター、知多成年後見センター等で着手されているものの、多くのセンターでは、現状ではあくまでも、最初に自センターに相談に来られた方をフォローしながらサポートしていくというスタンスであり、数としてはそれほど多くはない。

○後見過疎地域など、特に、専門職後見人などの資源が少ない地域では、例えば、社会福祉法人〔特に社会福祉協議会〕が、自治体内の介護保険事業所でもあり、法人後見も、成年後見センターも担っている、というケースも散見された。そうした場合、例えば、自法人のサービス利用の誘導は避ける、或いは法人後見の実態について、第三者による評価を行うなど、利益誘導にならないような丁寧かつ透明性を高くするような仕組みを設けていた。

③ 家庭裁判所と自治体との連携のあり方

○今回調査を通じて明らかとなったことの一つに、自治体と家庭裁判所の連携を促進させ

ていく上では都道府県の役割が大きいということがあげられる。そのもっとも顕著な好事例は静岡県であるが、静岡県以外でも、愛知県、長野県など、多くの自治体で取組みが進められていた。

- ・静岡県の場合、県が、静岡県社会福祉協議会、静岡家庭裁判所と連携していく中で、家庭裁判所の区割りを視野に入れた広域の地域割り（案）を作成し、家裁の支所職員も同席した「広域の協議会」等で顔の見える関係づくりを進めている。

○家庭裁判所と自治体の関係構築の上で、今後重要になるのは大きくは2点と推測される。

1 つは、後見人等候補者推薦段階における、自治体・中核機関と家庭裁判所の情報提供、共有に関してである。例えば、後見人等候補者推薦段階で、尾張東部成年後見センターでは、被後見人等に適切な候補者が選任されることを目的に、財産以外に関する被後見人等に関する情報や医師の診断に基づく情報等身上保護に配慮した情報を家庭裁判所に添えているとのことだった。一方、今度中核機関の設置に向けてどのようなことから取り組んだらいいかという段階の悩みを抱えている自治体からは、後見人等候補者推薦段階において、中核機関がどのような役割を担う必要があるのか不安視する声も聞かれた。これらについては、「手引き」において最高裁判所が明示しているように、被後見人等に適切な候補者が選任されるような情報提供がなされることが期待される。

もう一つは、自治体・中核機関等が親族後見人に対して効果的な支援を進めて行くための、家庭裁判所と自治体との情報共有のあり方のルール化ではないかと想定される。現状で、親族後見人支援に取り組んでいる東濃、伊賀、知多等の成年後見センターでは、原則、相談を受けた方に対してのみの相談・支援となっている。

情報共有に向けては、個人情報保護との関係もあるものの、今後、これらをさらに手厚くしていくためには、一定のルール化に向けて、国レベルでの検討が必要となってくるのではないかと。また、一定のルール化が進んだ際には、「ローカル・ルール」に陥ることがないように全国的な取り組みが期待される。

④ 広域で中核機関を設置する場合の市町村間の望ましい参画・負担のあり方

○広域で中核機関を設置する場合、多くのセンターでは、参加している市町村間の参加度合いや意識の均等化を図っていくための、さまざまな工夫が考えられていた。

- ・財政負担については、理論的には、①均等割り、②市町村の人口割、③利用実績に応じた負担割の3通りがある。ここで、多くの自治体が苦心していたのは、どの市町村に住んでいる人であっても、利用実績に関わらず、自治体の適正な関与のもと、等しく権利が守られるか、ということであった。

- ・実際には、自治体の権利擁護への取組の姿勢、センターへの関わり方について、市町村による温度差がでる懸念はある。そうしたことへの予防策として、例えば、尾張東部成年後見センター等のセンターでは、参加市町村の高齢・障害それぞれの関係部署が、輪番で何らかの役割を担うこと、センターの会議には一定の役職以上の職員が参加すること、等々日常の運営工程の中に、自治体担当の出番を用意している、という工夫もみられた。

第 3 章

地域における成年後見制度 利用促進に向けた 体制整備のための手引き

第3章 地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き

1 事業目的

規模や状況の異なる市町村にとって参考となるよう、支援の各場面やネットワークの構築について、規模や運営主体、特徴的な支援機能が異なる先進事例の調査を通じて中核機関の役割・支援機能および体制整備のために必要な要素と過程を整理し、各地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備の取り組みを技術的に支援していくことを目的とした。

2 事業内容

主にこれから権利擁護・成年後見制度利用促進のための体制整備を推進する市町村ならびに地域連携ネットワーク関係者に向けて、中核機関の立ち上げ、支援機能の整備、地域連携ネットワークの構築等において考え方や流れ、留意点、参考事例等を整理した「成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」を作成し、自治体、家庭裁判所、関係機関等へ冊子を郵送するとともに、日本社会福祉士会ホームページにてPDFデータを公開し、周知を行った。



「成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」表紙

(1)「手引き」目次

地域における成年後見制度利用に向けた 体制整備のための手引き 目次

はじめに ～「手引き」作成の背景とねらい

I いま、地域連携ネットワークを住民の身近に 構築していく必要性

- 1 地域共生社会の推進、個人の権利擁護として～何のための制度か～
- 2 利用者にメリットのある制度とするために～誰のための制度か～
- 3 地域において権利擁護・成年後見利用の将来を見通し、体制整備を
- 4 おわりに

II 中核機関の役割

- 1 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関の役割
 - (1) 地域連携ネットワークにおける中核機関の役割
～「チーム」、「中核機関（3つの検討・専門的判断）」
「協議会」～
 - (2) 「3つの検討・専門的判断」における中核機関の役割
 - (3) 中核機関の設置により期待される効果
- 2 中核機関の果たす具体的役割
 - (1) 広報・啓発
 - (2) 相談受付・必要な支援策の検討
 - (3) 成年後見制度利用促進（候補者の推薦）
 - (4) 後見人等への支援（モニタリング・バックアップ）

III 中核機関等の整備に向けた取組

- 1 市町村における中核機関の設置・運営
 - (1) 中核機関の設置・運営
 - (2) 中核機関設置に向けた協議会立ち上げプロセスの例示
- 2 支援基盤の整備
 - (1) 広報・啓発
 - (2) 相談・アセスメント
 - (3) 利用促進・マッチング
 - (4) 後見人等への支援
 - (5) 地域力強化に向けた人材育成
- 3 促進に向けて
 - (1) 専門職団体等との連携
 - (2) 計画の策定
 - (3) 財源確保
 - (4) 審議会の設置、条例等の制定
- 4 都道府県の役割
 - (1) 都道府県の市町村支援
 - (2) 都道府県の整備ビジョン

おわりに 参考資料

・関係法令（成年後見制度利用促進法、他）、
成年後見制度利用促進基本計画、通知類 等

(2) 手引き URL

公益社団法人 日本社会福祉士会 ホームページにて公開。

http://www.jacsw.or.jp/01_csw/07_josei/index.html

第 4 章

成年後見制度利用促進フォーラム

第4章 成年後見制度利用促進フォーラム

1 事業目的

本調査研究事業における3種類の調査結果、委員会における検討、「手引き」の開発内容を踏まえ、これから全国各地で成年後見制度の利用が必要な人を支える支援のあり方や体制整備について、調査研究事業の成果や先進事例を共有し、自治体や家庭裁判所、専門職等が集い、ともに考えていくために、「成年後見制度利用促進フォーラム～相談機関や地域連携ネットワーク構築等の体制整備に向けて～」を開催した。

2 事業内容

(1) 日時：2018年3月7日（水）10：30～16：50

(2) 会場：全国社会福祉協議会灘尾ホール
(東京都千代田区霞が関3丁目3番2号)

(3) 参加対象：自治体職員、都道府県職員、成年後見・権利擁護センター関係者、家庭裁判所関係者、成年後見に関わる専門職、その他成年後見制度利用促進に関心のある方
(関係者、登壇者を含め、499名が参加した。)

(4) 参加費：無料

(5) 広報・周知：参加者募集パンフレットを作成し、自治体、家庭裁判所、関係機関等に郵送、各種メールマガジン、ホームページ等にて広報・周知を行った。

(6) 定員超過への対応

自治体・家庭裁判所関係者を優先とし、先着順により参加者を会場定員まで受け付けたが、会場定員の関係で、約90名は受け入れることができなかった。また、日程が合わない、遠方で参加が困難等の理由により、フォーラムと同様の企画を各地で開催してほしいとの要望も寄せられた。そのため、フォーラム当日の動画を動画にて撮影し、フォーラム当日資料集ならびにフォーラム動画を後日、日本社会福祉士会ホームページにて配信する対応をとった。

(7) プログラム

時間	内 容	登 壇 者
10:30	挨拶・趣旨説明	新井誠氏(中央大学教授・本委員会委員長)
10:35	挨拶	谷内 繁氏(厚生労働省大臣官房審議官)
10:40	第1部 成年後見制度利用促進の ための体制整備に向けて ～手引きに期待するもの～	○報告者 長谷川 和世氏(認知症の人と家族の会) 土肥 尚子氏(日本弁護士連合会) 矢頭 範之氏(成年後見センター・リーガルサポート) 星野 美子氏(日本社会福祉士会) 高橋 良太氏(全国社会福祉協議会) ○コメンテーター 田中 規倫氏(厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室) 吉野 秀保氏(法務省民事局) ○指定発言者 五十嵐 禎人氏 (千葉大学社会精神保健教育研究センター) ○座長 新井 誠氏(中央大学教授・本委員会委員長)
12:10	昼食休憩	
13:10	第2部 成年後見制度利用促進に 向けた機関の立ち上げと 体制整備	○報告者 矢澤 秀樹氏(上伊那成年後見センター) 安藤 亨氏(豊田市福祉部福祉総合相談課) 牧野 奈津美氏(静岡県健康福祉部福祉長寿局) 海野 芳隆氏(静岡県社会福祉協議会) ○オブザーバー 服部 康治氏(静岡家庭裁判所) ○コメンテーター 須田 俊孝氏(内閣府成年後見制度利用促進担当室) 西岡 慶記氏(最高裁判所事務総局家庭局) ○コーディネーター 山口 光治氏(淑徳大学教授・ ワーキンググループ委員会委員長)
14:50	休憩	

15:05	第3部 地域連携ネットワークと 支援機能	○報告者 山本 繁樹氏(地域あんしんセンターたちかわ) 住田 敦子氏(尾張東部成年後見センター) 白土 典子氏(いわき市役所保健福祉部保健福祉課) ○コメンテーター 林 幸徳氏(厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室) 片桐 公彦氏(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課地域生活支援推進室) ○コーディネーター 池田 恵利子氏(日本社会福祉士会 参事)
16:45	事務連絡	鹿嶋 隆志氏(日本社会福祉士会 理事)
16:50	閉会挨拶	西島 善久氏(日本社会福祉士会 会長)

(8) 当日資料集・動画配信

フォーラム当日に配布した資料集データ(PDF形式)は、2018年3月8日より日本社会福祉士会ホームページにて公開している。

■日本社会福祉士会ホームページ：http://www.jacsw.or.jp/01_csw/07_josei/index.html

当日動画は、2018年4月下旬より、日本社会福祉士会ホームページ(eラーニングシステム)にて公開を行う。

成年後見制度

利用促進フォーラム

～相談機関や地域連携ネットワーク構築等の
体制整備に向けて～

平成29年度 厚生労働省老人保健健康増進等事業

「地域における成年後見制度の利用に関する相談機関やネットワーク構築等の体制整備に関する調査研究事業」

参加費
無料

成年後見制度利用促進基本計画を受け、各地で成年後見制度の利用促進のための取り組みがはじまっています。成年後見制度利用促進体制整備委員会（事務局：公益社団法人 日本社会福祉士会）は、平成29年度厚生労働省老人保健健康増進等事業として、成年後見制度利用促進に向けた体制整備について調査を行うとともに、これから取り組みを開始する自治体担当者や関係者を対象に、「手引き」を開発しています。

このたび、支援の各段階で求められる支援機能について、自治体や関係機関の取り組みを共有するとともに、これから全国各地で成年後見制度の利用が必要な人を支える支援のあり方や体制整備を考え、地域連携ネットワークを構築していくためのフォーラムを開催いたします。

開催日

2018年 3月7日(水)
10:30～16:50

会場

全国社会福祉協議会 瀬尾ホール
(〒100-8380 東京都千代田区有明3丁目3番2号)

参加対象

自治体職員、都道府県職員、成年後見・権利擁護センター関係者、家庭裁判所関係者、成年後見に関わる専門職、その他成年後見制度利用促進に関心のある方

定員

350名 (自治体からの参加者については、優先参加枠を設けています。)

申込方法

所定の申込書にてFAXまたは郵便によりお申し込みください。(電話では受付できません)

申込締切

2018年2月13日(火)まで (先着順)
※申込締切日前でも定員となり次第締め切ります。

参加可否

参加の可否は、2月26日(月)頃までに文書にて通知します。
(会場の座席数に限りがあるため、決定通知のない方の参加をお断りさせていただく場合があります。必ず事前に申込手続きいただけますよう、お願いいたします。)

問い合わせ先

(公社)日本社会福祉士会 生涯研修センター
TEL:03-3355-6541 FAX:03-3355-6543

■ 企画：成年後見制度利用促進体制整備委員会（事務局：公益社団法人日本社会福祉士会）

プログラム (2018年1月12日開催)

※今後変更の可能性がございます。最新情報は本会のホームページをご覧ください。

10:30	開 会	挨拶・趣意説明：新井 誠氏 (中央大学教授 本委員会委員長)
10:40	成年後見制度利用促進のための 体制整備に向けて ～手引きに期待するもの～	挨拶：谷内 賢氏 (厚生労働省大臣官房参事官)
12:10	昼 食	報告者：長谷川清世氏 (認知症の人と家族の会)
13:10	成年後見制度利用促進に向けた 機関の立ち上げと体制整備	土肥 尚子氏 (日本弁護士連合会)
14:50	休 憩	矢野 龍之氏 (成年後見センター リーガルサポート)
15:05	地域連携ネットワークと 支援機能	星野 美子氏 (日本社会福祉士会)
16:45	事務連絡	高橋 定太氏 (全国社会福祉協議会)
16:50	閉 会 挨拶	コメンテーター：田中 朋倫氏 (学制的後見と地域包括ケア推進協議会)
		吉野 秀保氏 (法務省民事局)
		趣 長：新井 誠氏 (中央大学教授 本委員会委員長)
		報告者：矢野 秀樹氏 (上伊勢成年後見センター)
		牧野 孝典氏 (徳島県社会福祉協議会)
		海野 芳徳氏 (徳島県社会福祉協議会)
		オブザーバー：飯沼 康治氏 (徳島県社会福祉協議会)
		コメンテーター：須田 俊孝氏 (内閣府成年後見制度利用促進担当)
		西岡 慶記氏 (徳島県庁民事政策課参事官)
		コーディネーター：山口 光治氏 (徳島大学教員 ワーキンググループ委員長)
		報告者：山本 繁樹氏 (地域あんしんセンターたちわ)
		住田 敦子氏 (徳島県成年後見センター)
		白土 典子氏 (LIVEDIN市役所後援地域包括支援センター)
		コメンテーター：林 孝徳氏 (厚生労働省老健局地域包括ケア推進課長)
		片桐 公彦氏 (厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課地域生活支援推進課)
		コーディネーター：池田麻利子氏 (日本社会福祉士会 参事)
		挨拶：西島 善久氏 (日本社会福祉士会 会長)

FAX:03-3355-6543

(公社)日本社会福祉士会 生涯研修センター 宛

成年後見制度利用促進フォーラム 参加申込書

(ふりがな) 氏 名			所 属	
勤務先種別 (該当する数字 を○で囲む)	1. 都道府県 2. 市町村 3. 家庭裁判所 4. 成年後見制度利用者・家族等 5. 法律事務所・司法関係 6. 社会福祉協議会 7. 成年後見センター		8. 地域包括支援センター 9. 専門職後見人 (資格： 10. 市民後見人 11. 高齢関係 (地域包括以外) 12. 障がい者関係 13. 医療機関 14. その他 ()	
資 格	☐ 弁護士 ☐ 司法書士 ☐ 社会福祉士 社会福祉士会会員は会員番号() ☐ その他()			
連絡先 (☐ 自宅 ☐ 勤務先) ※参加決定通知送付先になります。	住 所 (〒)			
	勤務先名 (連絡先が勤務先の場合のみ)			
	TEL:		FAX:	
	E-mailアドレス (ある場合のみ)			
キャンセル待ち	申込数が定員を超えた際キャンセル待ちを希望する方は、 ☐ にチェックを入れてください。 ☐ キャンセル待ちを希望します。			
備 考	(※参加にあたって、「特別の配慮が必要な事項」等がありましたら記入ください)			

※一旦お申し込みいただきました内容に変更等が生じた場合は、必ず書面にてご連絡ください。

※お預けした個人情報、当フォーラムの運営目的以外には使用いたしません。

【申込方法】必要事項をご記入の上、以下の申込先までFAXまたは郵便にてお申し込みください。必ずお手元に控えをお持ちください。

【申 込 先】(公社)日本社会福祉士会 生涯研修センター

〒160-0004 東京都新宿区西新宿1-13 カタカビル2階 TEL:03-3355-6541 FAX:03-3355-6543

【自然災害による中止】自然災害発生等により、やむを得ず研修会を中止とする場合があります。判断基準は本会ホームページをご覧ください。

(本会HP: <http://www.jecsw.or.jp/ShogaiCenter/kensyu/honkai/sommon/saigai.html>)

する協議会の事務局を担う。市町村直営な社会福祉協議会などへの委託が想定される。2016年5月施行の成年後見制度利用促進法に基づき政府の基本計画（17年度からの5カ年、17年3月閣議決定）に明記された。市町村は政府の基本計画を受け、その市町村の計画を作るのが努力義務になった。

政府の基本計画策定に関わった新井教授は、同日のフォーラムで「中核機関は成年後見制度に関するもので

日本社会福祉士会

第2の機能として後見人候補者を推薦するなどの具体的な手続きを進める。第3の機能は後見開始後、本人・親族、見聞した後、本人・親族、後見人からの相談に対応すること（モニタリング）だ。



中核機関への期待を語る新井教授（左端）

成年後見制度をめぐっては、「利用して良かった」という声はあつたという声はあつたが聞かれない。苦痛だとの声もある。「（手引き作りに）参加した長谷川和世・認知症の人と家族の会理事」といった指摘がある。

厚労省は「認知症高齢者が増える一方、成年後見の利用は低調だ。潜在的ニーズはある」（谷内繁・大臣官房審議官）として、今年４月に社会・援護局地域福祉課に利用促進室を設置する。

お わ り に

成年後見制度利用促進基本計画（以下「国基本計画」）の工程表では、平成 29 年度から平成 33 年度の 5 年間の計画が示されており、平成 29 年度はその 1 年目であった。国基本計画においては「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る」ことが施策目標とされており、国基本計画「Ⅳ地域連携ネットワークづくり」では、「市町村における中核機関の設置」、「地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進」が挙げられている。各地域の取組を推進するため、国においても平成 30 年度には地方交付税措置としての財政的な支援措置が調整されている。

本調査研究事業で作成した「成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」、実施した「成年後見制度利用促進フォーラム」は、これから取組を開始する市町村の支援を目的に行った事業である。本調査研究事業は、特に中核機関等の立ち上げ・体制整備に重点を置いた内容としているが、ネットワークや中核機関等の体制整備自体がゴールではなく、そのことによって判断能力が十分でない方の権利擁護が図られ、安心できる地域生活が支えられるようにすることが目標といえる。中核機関の立ち上げ・体制整備とは、関係者がその地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて全体構想を描いていくための端緒につく取り組みといえよう。

今後各地で支援体制の整備が行われる中、利用者がメリットを実感できる制度の運用となっているか、判断能力が不十分で権利擁護が必要な方が、意思や尊厳が尊重され、権利が擁護されるための制度として機能しているか、支援の質を担保するための取り組みが求められてくるといえる。

今回の調査研究事業では、全国各地の多くの成年後見センター等関係者よりご協力を賜り、長年の実践に基づく権利擁護支援の実際と仕組みから数多くの示唆をいただき、成果物である「手引き」や本報告書でもそのエッセンスを反映させていただいた。これから取り組みを開始する市町村にとって、本調査研究事業の成果が、地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進に向けた取り組みの構想や体制整備に着手する際の一つの参考となることを願っている。

公益社団法人 日本社会福祉士会

成年後見制度利用促進体制整備委員会

ワーキング・グループ委員会 委員長 山口 光治

成年後見制度利用促進体制整備委員会 委員名簿

【本委員会】

氏 名	所 属 ・ 団 体
新井 誠	中央大学 法学部 教授 一般社団法人 成年後見法学会 理事長 <委員長>
五十嵐 禎人	医師(千葉大学社会精神保健教育研究センター)
池田 恵利子	公益社団法人 日本社会福祉士会 参事(成年後見制度利用促進特命担当)
植村 豊	北海道 保健福祉部 福祉局 障がい者保健福祉課 課長
小原 秀和	一般社団法人 日本介護支援専門員協会 副会長
鹿嶋 隆志	公益社団法人 日本社会福祉士会 理事
高橋 良太	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部 部長
土肥 尚子	日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター 委員
長谷川 和世	公益社団法人 認知症の人と家族の会 理事
星野 美子	公益社団法人 日本社会福祉士会 理事
矢澤 秀樹	社会福祉法人 伊那市社会福祉協議会 上伊那成年後見センター 所長
矢頭 範之	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 理事長
山崎 智美	公益社団法人 日本社会福祉士会 副会長、権利擁護センターぱあとなな運営協議会 委員長
山本 繁樹	社会福祉法人 立川市社会福祉協議会 地域あんしんセンターたちかわ

【ワーキング・グループ委員会 構成メンバー】

氏 名	所 属 ・ 団 体
山口 光治	淑徳大学 副学長・総合福祉学部社会福祉学科 教授 <委員長>
安藤 亨	豊田市福祉部福祉総合相談課 地域福祉担当主査
井上 雅哉	社会福祉法人 鯉ヶ沢町社会福祉協議会 事務局次長
鹿嶋 隆志	公益社団法人 日本社会福祉士会 理事
齋藤 敏靖	公益社団法人日本精神保健福祉士協会クローバー運営委員会 副委員長
田邊 寿	社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会 地域福祉部 部長
土肥 尚子	日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター 委員
西川 浩之	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 専務理事
星野 美子	公益社団法人日本社会福祉士会 理事
矢澤 秀樹	社会福祉法人 伊那市社会福祉協議会 上伊那成年後見センター 所長

【オブザーバー】

所 属 ・ 団 体
厚生労働省 老健局 総務課 認知症施策推進室
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室
厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
内閣府 成年後見制度利用促進担当室
法務省 民事局
最高裁判所 事務総局 家庭局

【調査協力】

一般財団法人 日本総合研究所

【事務局】

氏 名	所 属 ・ 団 体
牧野 一義	公益社団法人 日本社会福祉士会 企画グループ 課長
荒木 千晴	公益社団法人 日本社会福祉士会 企画グループ 主査
縄田 宣之	公益社団法人 日本社会福祉士会 企画グループ 主任



平成29年度 老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）

**地域における成年後見制度の利用に関する相談機関や
ネットワーク構築等の体制整備に関する調査研究 報告書**

平成30年（2018）3月

**公益社団法人 日本社会福祉士会
成年後見制度利用促進体制整備委員会**

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13 カタオカビル2F
TEL：03-3355-6541 FAX：03-3355-6543 Email：info@jacsw.or.jp





公益社団法人 日本社会福祉士会

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13 カタオカビル2F
TEL 03-3355-6541 FAX 03-3355-6543

※無断で複写・転載することを禁じます。